

目 次
第1号（6月20日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
請願の委員会付託	8
町長提出諮問第1号	9
町長提出諮問第2号	9
町長提出第79号議案	11
町長提出第80号議案	11
町長提出第81号議案	13
町長提出第82号議案	13
町長提出第83号議案	13
町長提出第84号議案	13
町長提出第85号議案	13
町長提出第86号議案	17
町長提出第87号議案	17
町長提出第88号議案	17
町長提出第89号議案	17
町長提出第90号議案	17
町長提出第91号議案	17
町長提出第92号議案	17
町長提出第93号議案	17
町長提出第94号議案	17
町長提出第95号議案	17
町長提出第96号議案	18
散 会	29

署 名	3 0
-----------	-----

第2号 (6月23日)

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
事務局職員出席者	3 1
説明のため出席した者の職氏名	3 2
開 議	3 2
会議録署名議員の指名	3 2
一般質問	3 2
6番 丁 泰仁君	3 2
3番 米澤 宕文君	4 6
1番 後山 幸次君	5 7
8番 御手洗 剛君	7 2
5番 草田 吉丸君	8 7
7番 寺戸 昌子君	1 0 6
散 会	1 2 0
署 名	1 2 1

第3号 (6月24日)

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
事務局職員出席者	1 2 3
説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
開 議	1 2 4
会議録署名議員の指名	1 2 4
一般質問	1 2 4
2番 川田 剛君	1 2 4
10番 京村まゆみ君	1 4 6
4番 岡田 克也君	1 6 3
散 会	1 8 1
署 名	1 8 2

第4号（6月26日）

議事日程	183
本日の会議に付した事件	184
出席議員	186
欠席議員	186
事務局職員出席者	187
説明のため出席した者の職氏名	187
開 議	187
会議録署名議員の指名	187
町長提出第79号議案	188
町長提出第80号議案	188
町長提出第81号議案	189
町長提出第82号議案	189
町長提出第83号議案	190
町長提出第84号議案	192
町長提出第85号議案	192
町長提出第86号議案	193
町長提出第87号議案	206
町長提出第88号議案	207
町長提出第89号議案	207
町長提出第90号議案	208
町長提出第91号議案	209
町長提出第92号議案	209
町長提出第93号議案	210
町長提出第94号議案	211
町長提出第95号議案	212
町長提出第96号議案	212
町長提出第97号議案	213
町長提出第98号議案	213
町長提出第99号議案	213
請願第2号	219
請願第3号	220
請願第4号	222
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	224
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	225

議会運営委員会の閉会中の継続調査について	225
発議第2号	226
閉 会	228
署 名	229

津和野町告示第57号

平成26年第4回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年6月5日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成26年6月20日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○6月23日に応招した議員

○6月24日に応招した議員

○6月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 26 年 6 月 20 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 26 年 6 月 20 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 町長提出第 79 号議案 平成 25 年災第 2 6 1 号木尾谷川河川災害復旧工事他 6 件合冊工事請負契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 80 号議案 平成 25 年災第 3 1 3 号田平線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 81 号議案 津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 82 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 84 号議案 津和野幼花園補助金交付条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 85 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 86 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 町長提出第 87 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 町長提出第 88 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 町長提出第 89 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 町長提出第 90 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 町長提出第 91 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 町長提出第 92 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 21 町長提出第 93 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 94 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 95 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 町長提出第 96 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
1 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 日程第 6 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 日程第 7 町長提出第 79 号議案 平成 25 年災第 261 号木尾谷川河川災害復旧工
事他 6 件合冊工事請負契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 80 号議案 平成 25 年災第 313 号田平線道路災害復旧工事
請負契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 81 号議案 津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金
徴収条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 82 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 84 号議案 津和野幼花園補助金交付条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 85 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 86 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 87 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 16 町長提出第 88 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 89 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号)

- 日程第 18 町長提出第 90 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 19 町長提出第 91 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 1 号)
- 日程第 20 町長提出第 92 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 町長提出第 93 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 94 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 95 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 町長提出第 96 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
1 号)

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君

健康福祉課長 …………… 齋藤 等君 医療対策課長 …………… 下森 定君
建設課長 …………… 田村津与志君 教育次長 …………… 世良 清美君
会計管理者 …………… 山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

本日、平成26年第4回津和野町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでお出かけをいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、米澤宥文君、4番、岡田克也君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催して、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） それでは、議会運営委員会協議報告をいたします。

議会運営委員会を平成26年6月16日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日6月20日から6月26日までの7日間としたいと思います。

初日の20日は、議長より諸般の報告を受けた後、請願については常任委員会に付託し、町長提出議案の説明を受けます。なお、提出議案のうち諮問案件については、答申を行い、散会したいと思います。

21日、22日、25日は休会といたします。

23日、24日の2日間是一般質問を行い、今回の一般質問は9人の32件であります。

26日は、町長提出議案についての質疑・討論・表決をし、請願等の所定の処理を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成26年6月20日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月26日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月26日までの7日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

- | | | |
|----------|------------------------|------|
| 3月31日（月） | 広報委員会 | |
| 4月6日（日） | 東京事務所開所式（東京） | 議長 |
| 7日（月） | 広報委員会 | |
| 9日（水） | 津和野高校入学式（津校） | 議長 |
| 10日（木） | 鹿足郡町村議会議長会総会（吉賀町） | 正副議長 |
| 11日（金） | 高津川水系治水砂防期成同盟会監査 | 議長 |
| | 萩・石見空港利用拡大促進協議会総会（益田市） | 議長 |
| 5月8日（木） | 議員懇談会 | |
| 12日（月） | 第3回臨時会（初議会） | |
| 14日（水） | 三重県明和町議会との交流会 | |
| | 水曜会（町セ） | 議長 |
| 15日（木） | 正副議長就任あいさつ回り（益田市、吉賀町） | |
| 16日（金） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会（益田市） | |
| 19日（月） | 鹿足郡防犯連合会監査 | 議長 |
| 20日（火） | 人権・同和推進協議会総会（山開セ） | 議長 |
| 21日（水） | 島根県町村議会議長会臨時総会（奥出雲町） | 議長 |
| 22日（木） | 〃 | |
| 23日（金） | 津和野町商工会総代会（商工会） | 議長 |
| 27日（火） | 町村議会議長・副議長全国研修会（東京） | 正副議長 |
| 28日（水） | 〃 | |
| 29日（木） | 津和野町観光協会総会（町セ） | 議長 |

30日(金) シルバー人材センター総会(山開セ) 副議長

【視察】

5月14日(水) 三重県明和町議会視察18名 まちづくり就農関係

6月3日(火) 鹿足郡町村議会新人議員研修(吉賀町) 副議長、議員4名

5月15日、5月27日、6月3日の議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しました。あわせて報告します。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要な向きはごらんをいただきたいと存じます。

日程第4. 請願の委員会付託

○議長(沖田 守君) 日程第4、請願の委員会付託について。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

日程第5. 諮問第1号

日程第6. 諮問第2号

○議長(沖田 守君) 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び、日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆さん、おはようございます。本日は、6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

早速でございますが、今定例会に提案をいたします案件は、諮問案件2件、契約案件2件、条例案件5件、一般会計を初め各会計補正予算案件11件の合計20案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれに可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として、津和野町中座イ30番地3、椋木利則さんを推薦をしたいので議会の意見を求めるものでございます。

椋木さんは、生年月日、昭和28年10月13日でございます。地域社会で信頼されるに足りる人格、見識や中立・公正さを兼ね備え、また、学校教育の御経験がございま

して、人権問題についての理解や経験が豊富でありまして、このたび推薦をさせていただくものでございます。

なお、任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3カ年となります。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として、津和野町町田イ151番地、山村彌生さんを推薦をしたので議会の意見を求めるものでございます。

山村さんは、生年月日、昭和22年3月20日、長年、町職員保健師としての行政経験や退職後も津和野町社会福祉協議会の心配ごと相談事業の相談員としての御経歴がございまして、人権問題についての理解や経験が豊富であることから、このたび御推薦をさせていただくものでございます。

なお、任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3カ年ということになります。山村さんにつきましては、2期目としてお願いをするものでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見の取りまとめを行うため、9時20分まで全員協議会を開催することといたします。

後ろの時計で9時20分まで10分間休憩といたします。

全員協議会を開催いたします。

午前9時08分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前9時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの諮問第1号、第2号について、執行部につきましては補足説明を求めたいと思います。

その内容は、人権擁護委員の職務の中身について求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 職務内容につきましては、月に1度、日原側で山村開発センターでは相談を受け付ける、それで津和野のほう側では町民センターにおいて、また毎月1度相談事を受け付けております。それと、益田管内の担当で集まりまして、月に一、二度程度、管内の事案について相談を受け付けております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上、補足説明を終わります。

諮問第1号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。続きまして、諮問第2号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

日程第7. 議案第79号

日程第8. 議案第80号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第79号平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負契約の締結について及び、日程第8、議案第80号平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負契約の締結について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第79号でございますが、平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第80号でございますが、平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案79号を説明させていただきます。

工事名、平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、1億8,888万9,840円、契約の相手方、津和野町青原152番地、有限会社平野建設取締役平野均。

以上、工事を締結したいので、地方自治法により議会の議決を求めるものでございます。

裏に仮契約書をつけております。そして、その横に箇所図をつけております。前回提出いたしました、同件工事契約の承認に関してつけておりました図面については、議会事務局のほうに預けてございますので、今回は位置的にわかるものという形でつけさせていただきます。ごらんになりたい方は事務局のほうでごらんをいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、その裏を見ていただきたらと思います。本提出案件でございますが、入札日については、5月30日1時30分から行ったものでございます。合併入札方式で行っておりまして、一応、平成26年度の2件を対象にしておりまして、工事の種別としては、公共土木工事が1件、農災に関するものが1件ということでございます。

落札額については、税抜きで1億9,940万円ということで、入札率は99.98%というふうなことになります。

5月30日から津和野町10社、そして吉賀町7社が参加をして入札をしたというふうなことでございます。

本契約の内容でございますが、一応、予定価格の按分率ということで、1億9,940万円に按分率を掛けて契約額が出ておりまして、税込み額で1億8,888万9,840円ということでございます。

査定におけます工事の内容については、そこがございます7件の関係でございます。2件が河川災害工事、そして、あと残りが道路災害工事というふうな内容でございます。主に工法としては、道路に関してはブロック積みが主でございます。河川災についてもブロック積みで原形に復旧をするというふうな形になってまいります。

続きまして、議案80号を説明をさせていただきます。

工事名、平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、5,178万7,080円、契約の相手方、吉賀町柿木村木部谷387、有限会社柿木土建代表取締役社長棟兼清文。

裏面に仮契約書、そして右側のほうに箇所図をつけております。

1枚剥ぐっていただきまして、資料のほうをごらんいただきたらと思いますが、本件の概要でございますが、入札日が5月30日の午後1時半ということでございます。予算年度として入札方法としては、合併入札の方法をとっておりまして、その内訳でございますが、工事が8件ございまして、予算年度としては25年度分が6件、26年度分が2件、種別で申しますと公共土木が4件、農災が4件というふうなことでございます。

資料の3番目の第313号田平線道路災害復旧工事が本提案の案件でございます。落札額が1億2,080万円、入札率としては100%でございます。これも津和野町、吉賀町含めて17社の参加というふうなことでございます。

具体的な合併工事の内容については、右側の資料をごらんいただければと思います。本契約の概要でございますが、予算価格の按分率ということで39.69%ということで、先ほどの落札価格に按分率を掛けまして、契約額としては、税込みで5,178万7,080円ということでございます。

予算年度については25年度、種別については公共土木災害復旧工事、査定工事名としましては、第313号田平線道路災害復旧工事ということで、この案件については、合冊はしていないと、単独で設計書をつくっておるというふうな状況でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。ここで質疑を受けるんじゃろ。受けるの。続いてええ。

日程第 9. 議案第 8 1 号

日程第 1 0. 議案第 8 2 号

日程第 1 1. 議案第 8 3 号

日程第 1 2. 議案第 8 4 号

日程第 1 3. 議案第 8 5 号

○議長（沖田 守君） 日程第 9、議案第 8 1 号津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金徴収条例の制定についてより、日程第 1 3、議案第 8 5 号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正についてまで、以上 5 案件については、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 8 1 号でございますが、津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金徴収条例の制定についてでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 8 2 号でございますが、津和野町子ども等医療費助成条例の制定についてでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 8 3 号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第 8 4 号でございますが、津和野幼稚園補助金交付条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第 8 5 号でございますが、津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうかよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第 8 1 号を御説明します。

条文の裏に参考資料をつけておりますので、こちらをごらんいただければというふうに思っております。

現在、補助災害復旧事業に関しては、津和野町農地農業用施設災害復旧事業に対する分担金徴収条例というのがございまして、これで対応しておるところでございます。

ただ、今回、昨年度の 7 月豪雨の災害は、余りにも甚大でございまして、補助災害で拾えなかった箇所が 5 0 カ所以上、今拾っております数でいきますと 7 0 カ所あるというふうに考えております。ただ、今から農家の方の御意見も聞かないといけませんので、

70カ所が少なくなる可能性があります、そういうふうなことになるますと、分担金条例としては、補助災害以外のものについては、本町は制定をしていないというふうな状況でございます、このあたり町として小災害、単独災害の復旧事業を今後進めていきたいというふうなことでございまして、今回、分担金の徴収条例を提案させていただくものでございます。補助災害以外のものということでございます。

補助災害の関係で農地については、今、個人負担が1.2%、それから農業用施設に関してであります、農道、橋梁、排水路、これについては個人負担を求めておりません。用水路、頭首工、ため池、揚水機については、0.7%の負担ということで地元には説明をさせていただいておるところでございます。

それから、町単独の災害復旧対応としまして、今、農林課が担当しておりますが、津和野町農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱というのがございまして、昨年度の激甚災害に限り、町が9割内を補助し、個人負担というのは1割というふうになってございます。このあたりのところで、先ほどの補助災害とそれと農林課の補助金の割合、このあたりのところで対応を考えていかないといけないであろうということでございます。

今、提案をいたしております内容についてでございますが、別表のところをごらんいただいたらと思います。農地農業用施設に関しては、事業費が13万以上40万未満というふうなことで、起債で対応する場合にこの範囲になります。40万以上については、補助災害というふうなことでございまして、どうしてもそこに制限が発生をするというふうなことでございまして、事業に要する経費から起債額を除いた100分の20を乗じた額というふうにご書いてございます。

今、農地の関係で起債の充当率が74%ということでございまして、個人負担をこの表の計算でまいりますと5.2%、それから施設の関係が80%でございますので個人負担は4%というふうになります。

それから、農業用施設の関係でございますが、事業費40万以上というふうなことで書いてございまして、一応これまでの補助災害の率に準じて算出した額というふうなことで考えてございまして、農地については1.2%、農業用施設についてはゼロ%もしくは0.7%を適用したいというふうにご考えておるものでございます。

このほか、前に戻っていただきまして、第6条のところ「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める」というふうなことでございまして、こちらの想定していないところについては、町長のほうが別個定めるというふうなことにさせていただいたらというふうにご考えておるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） それでは、議案第82号を御説明いたします。

この条例制定につきましては、県の乳幼児等医療費助成事業補助金要綱等の改正に伴いまして、条例内の号の統合、整理や字句、表現の変更等改正内容が広範囲にわたることから、これまでの津和野町子ども等医療費助成条例を全部改正するものであります。

なお、この改正によりまして、医療費助成の対象者並びに現在、助成を受けられている方に対しての助成内容に変更が生じるものではございません。

この条例の施行期日につきましては、公布の日からであります。

続きまして、議案第83号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、国民健康保険税におきまして医療保険分の所得割、均等割、平等割の改正と、それに伴う軽減の額の改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたらと思います。

まず、3条の所得割の税率であります、「100分の6.3」から「100分の7.4」に1.1ポイントのアップを行うものでございます。

第4条の均等割を「1万9,640円」から「2万4,000円」に4,360円のアップを行います。

めくっていただきまして、第4条の2の平等割でございますが、「1万4,000円」から「1万8,000円」に4,000円のアップを行います。そのうち、特定世帯については、「7,000円」を「9,000円」に、特定継続世帯につきましては、「1万5000円」を「1万3,500円」にそれぞれ改正を行っております。

また、21条の国民健康保険税の軽減について、低所得者層の均等割、平等割についても同様な改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日からでございます。続きまして、議案第84号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、津和野幼稚園の運営法人名が「聖心の布教姉妹会」から「みその」に変更となったことによるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、公布の日からでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第85号を説明させていただきます。

これは、津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正でございますが、1枚めくっていただきまして新旧対照表をごらんください。

構成メンバーの中に「津和野町議会経済常任委員会委員長」という項目がございますが、この新規農林業就業者に対する補助金の審査を行う組織がありますが、議員は含まれないということでありまして、その議員の充て職を削除するものであります。

これは、農政会議にかけまして、そこで削除したほうがよろしいということで御理解いただき、今回の条例改正案を提出させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第86号

日程第15. 議案第87号

日程第16. 議案第88号

日程第17. 議案第89号

日程第18. 議案第90号

日程第19. 議案第91号

日程第20. 議案第92号

日程第21. 議案第93号

日程第22. 議案第94号

日程第23. 議案第95号

日程第24. 議案第96号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第86号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第2号）より、日程第24、議案第96号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第86号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,778万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億9,878万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第87号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億6,829万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第88号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,617万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億1,766万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第89号平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ107万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億930万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第90号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ858万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を6億1,264万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第91号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億8,248万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第92号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額を556万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第93号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ193万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,874万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第94号平成26年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ316万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,308万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第95号平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ843万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,425万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第96号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、収益的収入を394万5,000円追加し、予算総額7億2,850万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第86号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表の地方債補正の変更でございます。総額で6,730万円の増額補正をしております。詳細につきましては、後ほど歳入の事項別明細書のほうで御説明いたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、16ページをお開きください。

また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせて御参照いただきますようお願いいたします。

なお、歳出の各費目に計上しております人件費につきましては、4月1日付の人事異動に伴うものでございます。

まず、総務費の一般管理費でございます。旅費といたしまして、県町村会及び市町村振興協会からの補助金額の確定に伴いまして、職員研修のための普通旅費190万円を新たに計上をしております。

次に、財政管理費の積立金でございます。平成25年度の余剰金に伴いまして、地方財政法第7条に基づき、減債基金積立金5,300万円を積み立てるものでございます。

1枚めくっていただきまして、企画費の旅費でございます。ファウンディングベース事業に係る地域おこし協力隊員の費用弁償111万円を減額いたしまして、需用費の修繕料、役務費の通信運搬費、委託料の浄化槽維持管理委託へ組み替えをしております。

1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金といたしまして、麓耕自治会への炭焼き窯整備費用といたしまして、宝くじの助成金を財源としたコミュニティー助成事業補助金170万円を新たに計上をしております。

次に、情報処理費でございます。委託料といたしまして、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、その導入に向けてのシステム整備委託料1,002万3,000円、備品購入費といたしまして、同じくシステム機器購入費337万円を新たに計上をしております。

住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、藩庁跡町内会のまちづくり委員会新規加入に伴いまして、平成25、26年度分の地域提案型助成事業補助金60万円を増額をしております。

また、須川元郷集会所のトイレの水洗化の改修工事に対しまして、集会所建設等事業補助金70万4,000円を計上をしております。

一つ上へ戻りまして、公有財産購入費といたしまして、つわの暮らし推進住宅整備事業の青原地域の住宅の道路敷用地購入費といたしまして176万円を計上をしております。

それから、定住対策費の負担金補助及び交付金としまして、今年度、通年での若者定住促進対策奨励金見込みを算定をいたしました。その結果、奨励金260万円を今回、増額をしております。

それから、生活バス対策費でございます。委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、地域公共交通、これはタクシー事業に係るものでございますが、調査検討業務委託料としまして175万円を新たに計上しております。

また、備品購入費といたしまして、購入いたします町営バスの仕様と台数を変更したことに伴いまして264万7,000円を増額をしております。

道の駅管理費でございますが、負担金補助及び交付金としまして、なごみの里の浴室等の出入り口の引き戸の修繕と電話設備の更新に係る修繕工事負担金159万5,000円、シルクウェイにちはらの天井用の照明器具のLED化に係る工事負担金140万8,000円を合わせまして、総額で300万3,000円を増額をしております。

柚の里施設費の負担金補助及び交付金といたしまして、柚の館及び安蔵寺山荘の屋根の修繕工事負担金90万円を新たに計上をしております。

それから、津和野町東京事務所管理費の委託料といたしまして、東京事務所を常時開所とするための賃金の増額分と開所式でのイベント経費の増額分を合わせまして、津和野町東京事務所事務委託料121万円を増額をしております。

それでは、30ページをごらんください。統計調査費の農林業センサスといたしまして、指導員及び調査員への委員報酬160万5,000円など、総額で193万6,000円を新たに計上をしております。

それでは、34ページをごらんください。民生費でございますが、児童福祉施設費の賃金でございます。

1枚めくっていただきまして、3番の日原保育所施設費でございますが、日原保育園での障がい児保育の対応をすることに伴います看護師の賃金98万6,000円を増額をしております。

それでは、48ページをごらんください。農林水産業費でございます。

農地費の負担金補助及び交付金といたしまして、須川地区暗渠排水工事に係ります単農地有効利用事業負担金20万円と中山、長福地区に係ります県営農業農村整備事業負担金50万円を新たに計上をしております。

次に、農地・水保全管理支払事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、今年度の制度改正によります増額に伴いまして地域協議会負担金172万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、受託事業費の委託料といたしまして、いつも財団からの受託事業収入の交付決定に伴いまして、ふるさとの森再生事業委託料62万9,000円を増額をしております。

次に、林地崩壊防止事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、昨年の豪雨災害によります裏山等の崩壊に対する林地等崩壊対策事業補助金50万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、54ページ、商工費でございます。

商工振興費の負担金補助及び交付金としまして、町内に新たな創業を誘発するための創業支援事業を今回、商工会が事業主体として国庫補助金を受けて実施します。その補助残に対します補助金55万3,000円を計上をしております。

観光費の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、56ページでございますが、山口線全線復旧PRとSL復活記念イベントに関する業務委託料506万6,000円を初めといたしまして、山口線全線復旧関連事業費を観光費に総額で1,372万9,000円計上をしております。

それから、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、歴史まちづくり実施計画策定のためのコンサル委託料として313万2,000円を新たに計上をしております。

それでは、62ページをごらんください。土木費でございます。

道路維持費の工事請負費といたしまして、町道野中線におきまして雪解け水の浸透で地盤が緩んだことによりまして、路肩及び法面崩壊が発生しております。その復旧工事請負費としまして700万5,000円を増額をしております。

それから、負担金補助及び交付金としまして、町道唐人屋線トンネルの照明の修繕工事を吉賀町が事業主体として実施することに伴います、トンネル工事の津和野町の負担分といたしまして70万円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、住宅管理費といたしまして、青原団地のストック改善事業に伴いまして、仮住居への移転補償料といたしまして補償金242万2,000円を増額を計上をしております。

それでは、68ページをごらんください。教育費でございます。

教育諸費の委託料といたしまして、木部小学校校舎の耐震補強改修工事に伴います設計管理業務委託料としまして、1,603万8,000円を新たに計上しております。

また、工事請負費といたしまして、青原小学校校舎改築工事の設計変更に伴います増額分としまして3,917万円を増額をしております。

それでは、78ページをごらんください。町民センター費の需用費といたしまして、津和野体育館シャワー室の給湯器の修繕料として、43万1,000円を計上をしております。

それから、82ページをごらんください。災害復旧費の過年農地農業施設災害復旧費の委託料といたしまして、越原橋農道橋の地籍調査業務委託料183万6,000円と5カ所の頭首工災害復旧工事積算業務委託料352万1,000円を合わせまして、測量業務委託料535万7,000円を増額をしております。

また、名賀地域の農地のほうに流入いたしました流木の撤去にかかる、流木処理業務委託料といたしまして3,112万9,000円を新たに計上をしております。

それから、過年林道災害復旧費の工事請負費としまして、林道大久保線災害復旧工事に伴います仮設道路の設置工事1,051万6,000円を含みます、総額で1,693万8,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、過年公共土木施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、町管理の河川等のしゅんせつ工事1,736万1,000円を含みます、町単独災害復旧工事といたしまして、総額で2,529万3,000円を増額をしております。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、10ページのほうにお戻りください。

まずは、使用料及び手数料でございますが、教職員住宅入居者数の増に伴いまして、教職員住宅使用料210万円を増額をしております。

次に、国庫支出金でございます。教育費国庫補助金としまして、青原小学校校舎改築工事に伴います補助金の交付額決定によりまして、学校施設環境改善交付金2,603万4,000円を増額をしております。

次に、県支出金でございます。総務費県補助金としまして社会保障・税番号制度システム、マイナンバー制度と言われますが、マイナンバー制度に伴います整備費の補助金としまして603万8,000円を新たに計上しております。

また、総務費委託金としまして、農林業センサス委託金193万6,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、12ページ、繰入金でございます。財政調整基金繰入金といたしまして、主に山口線の全線復旧PR、SL復旧記念イベント業務関連分、それから名賀地域の流木処理業務委託対応分、過年林道施設災害復旧工事費分としまして6,100万円を計上しております。

次に、繰越金でございます。平成25年度の剰余金といたしまして1億526万2,000円を計上しております。

次に、諸収入の雑入でございます。総務財政課分につきましては、県町村会等からの職員研修に対する補助金といたしまして190万円、つわの暮らし推進課分につきましては、麓耕自治会の炭焼き窯整備費用に対するコミュニティー助成事業補助金として170万円を計上しております。

最後に、町債でございます。総務債の過疎対策事業債といたしまして、まちづくり委員会への新規加入に伴います地域提案型助成事業補助金の増額及び、津和野町東京事務所開設事業費の増額に伴いまして過疎地域自立促進特別事業330万円、それから町営バス購入事業費の増額に伴いましてコミュニティー交通整備事業260万円、つわの暮らし推進住宅整備事業費の増額に伴いまして定住促進団地整備事業170万円をおの増額をしております。

それから、土木債の公営住宅建設事業債としまして、青原団地ストック改善事業費の増額に伴いまして公営住宅建設事業340万円を増額をしております。

教育債の全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債といたしまして、木部小学校の校舎の耐震補強改修工事に伴います設計管理業務委託費の新規追加分、それから青原小学校の校舎改築工事の設計変更に伴います事業費の増額分、それと先ほどの教育費国庫補助金でも申し上げましたが、学校施設環境改善交付金の増額交付によりまして、起債の充当を見直した結果、全国防災事業が1億7,500万円の減額、1枚めくっていただきまして、緊急防災・減災事業が1億3,670万円の増額をこのたび計上をしております。

それから、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧債といたしまして、越原橋農道橋の地籍調査業務に伴いまして農林水産業施設災害復旧事業110万円、公共土木施設災害

復旧債といたしまして、町単独の災害復旧工事に伴います公共土木施設災害復旧事業2,540万円を計上をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第87号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、歳出のほうの14ページからになります。

14ページ、後期高齢者支援金4万3,000円、それから、めくっていただきまして16ページ、前期高齢者納付金7,000円、それから、めくっていただきまして18ページ、老人保健事務費拠出金3,000円の減、それから、めくっていただきまして20ページ、介護納付金5万1,000円の減につきましては、それぞれ今年度分の確定によるものでございます。

めくっていただきまして22ページ、財政調整基金積立金1,100万円でございますが、前年度の剰余金の一部を基金に積み立てるものであります。

歳入のほうに戻っていただきまして、8ページのほうをごらんください。

前期高齢者交付金の8万9,000円の減につきましては、これにつきましても今年度分が確定したものであるものでございます。

繰越金の1,145万3,000円につきましては、25年度の繰越金でございます。以上です。

次に、議案88号を御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたします。10ページをごらんください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の168万円でございますが、介護支援専門員1名分の給与等でございます。

それから、12ページをめくっていただいたらと思います。国県支出金等還付金2,215万円につきましては、前年度の介護予防事業交付金、介護給付費負担金の確定による国県支払基金への償還金でございます。

続いて、歳入のほうへ戻りまして、8ページのほうをごらんください。

県支出金の介護給付費負担金454万5,000円は、前年度分の確定によるものでございます。

繰入金の一般会計繰入金174万9,000円につきましては、歳出でも説明しましたが、包括支援事業における介護支援専門員の採用等によるものでございます。

それから、繰越金の1,988万4,000円につきましては、25年度の繰越金でございます。

以上です。

続きまして、議案89号を御説明いたします。

歳出の10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金107万5,000円並びに、歳出のほうの8ページに戻っていただきまして、繰越金107万5,000円につきましては、前年度分の確定によるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第90号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。

水道管理費の人件費につきましては、人事異動に伴うものでございます。

工事請負費につきましては、中曽野地区における県道津和野須佐線道路改良工事に伴います水道管移設工事によるもので433万6,000円を計上しております。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。

分担金につきましては、滞納繰越分としまして、前年度平成25年度施行の津和野地域の木部福谷地区の簡易水道施設整備工事に伴います加入分担金1件3万円、給水工事分担金2件34万円を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました人件費及び工事請負費に伴いまして513万6,000円を計上しております。

雑入につきましては、県道津和野須佐線道路改良工事に伴いまして、島根県からの水道管移設補償費85万4,000円を計上しております。

繰越金につきましては、平成25年度の剰余金としまして222万9,000円を計上しております。

続きまして、議案第91号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。環境費の需用費につきましては、津和野地域の後田地区、寺田地区に設置してあります中継ポンプ水位計2台が故障しましたので、その修繕料としまして51万3,000円を計上しております。

次の12ページの公債費残金につきましては、財源振替を行うものでございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。繰越金につきましては、平成25年度の剰余金としまして219万円を計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を167万7,000円減額とするものでございます。

続きまして、議案第92号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。業務費につきましては、16万円の財源振替を行うものでございます。なお、財源につきましては、繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。繰越金につきましては、平成25年度の剰余金として16万円を計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を16万円ほど減額とするものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 議案第93号について御説明をいたします。

4ページをごらんください。第2表、地方債といたしまして災害復旧事業60万円を計上しております。

続いて、12ページをごらんください。歳出でございます。前年度、剰余金の一部を予備費といたしまして131万2,000円を計上しております。

14ページをごらんください。過年公共施設災害復旧費として62万2,000円を計上しております。内訳といたしましては、昨年7月28日に発生した豪雨災害による名賀地域のケーブルテレビ幹線の断線に伴い、仮復旧により設置していた自営柱1本、中国電力共架電柱1本の計2本を保安復旧工事として移設するための工事請負費62万2,000円を計上しております。

続きまして、10ページをごらんください。歳入でございます。平成25年度剰余金を繰越金として133万4,000円、災害復旧債といたしまして60万円を計上しております。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 医療対策課長。

○医療対策課長(下森 定君) 議案第94号を説明いたします。

歳出の10ページ、11ページをごらんください。総務費の負担金補助及び交付金は、管理運営料及び診療報酬交付金が5月末に確定し、3月末までの交付金との差し引き額275万4,000円を計上をしております。

積立金は、25年度の繰越金から交付金275万4,000円を差し引いた41万5,000円を積み立てるものであります。

戻っていただきまして、8、9ページの歳入をごらんください。前年度繰越金として316万9,000円を計上をしております。

以上でございます。

続きまして、議案第95号を説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金は、管理運営料及び診療報酬交付金が5月末に確定しましたので、3月末の交付金との差し引き額774万5,000円を計上しております。

積立金は、25年度の繰越金から交付金774万5,000円を差し引いた68万8,000円の計上となります。

戻っていただきまして、8、9ページの歳入をごらんください。前年度繰越金として843万3,000円を計上をしております。

以上でございます。

続きまして、議案第96号を説明いたします。

3ページの収益的収入をごらんください。特別利益の過年度損益修正益は2月、3月分の診療報酬実績額7,659万3,289円に対して、未収金の計上額は7,264万

7,308円でありましたので、差し引き額394万5,000円を増額するものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午前10時19分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成26年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成26年6月23日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成26年6月23日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 宥文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君	選挙管理委員長	山下 淳君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁泰仁君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 議長、6番、丁泰仁です。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 最初に、このたびの一般質問に当りまして、新人議員といたしましては、質問順位トップを賜り、大変光栄に思う次第です。

それでは早速、通告に従いまして1項目めの質問に入ります。

町議選における、過去3回連続した選挙の不祥事に対する、選挙管理委員会の認識を問います。

また、今後の対策はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日から一般質問ということでございます。どうかよろしく願い申し上げたいと思います。

6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、1番目の御質問につきましては、町選挙管理委員会に対する御質問でございますので、委員長からお答えをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（山下 淳君） 議員から御指摘がありましたとおり、津和野町議会一般選挙について、平成18年、平成22年、そして今回と、連続して選挙執行事務に不祥事があり、町民の皆様初め、候補者の方々、また選挙に携わっていただいた多くの方々に多大な迷惑をおかけいたしましたことを、改めておわびを申し上げます。

選挙管理委員会としましては、いずれの選挙に対しても、その執行については十分に慎重かつ、緊張感を持って事に当たってきたとございますが、結果的に連続して3回の不祥事を起こしてしまいました。

選挙管理委員会では、安心して、また、信頼して投票できるという選挙人の思いを裏切ったことを大変重く受けとめ、重大な問題として認識をしております。

今後は、過去の選挙執行上問題となった案件を検証しつつ、改善策を構じていくことで、同じ間違いを絶対にしないように、強い決心を持って取り組んでまいりたいと思います。

また、執行全般にわたってミスの発生を防ぐため、新たな執行計画を作成し、投票事務処理要綱及び、それぞれの職務分掌について指導を行うとともに、チェックシートや、手順書を利用することによって、確実な事務処理を行い、適切な執行ができるよう、臨んでまいりたいと思います。

選挙人の方々が安心して投票できるような選挙の執行に努め、失われた、選挙管理委員会の信頼を取り戻すよう、強い決意と緊張感を持って取り組んでまいります。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいまの答弁を聞きまして、私が思いますに、要するにこの件は、一票の重みが軽んじられているように思われます。

私は4年前の選挙におきまして、同点くじ引きで敗れ、そのときにいろいろな意味で、一票の重みを痛切に感じました。

それ以来、この4年間、支援者の一票の重みに支えられ、また、積み重ねることができましたおかげで、今回の選挙におきまして当選を果たしました。

我が国には国政選挙、地方自治体選挙など、いろいろな選挙があります。

これらの選挙に町民はいろいろな思い、あるいは願いを託して、貴重な重き一票を投ぜられます。

例えば、国政選挙におきましては、少し高みから外交、あるいは防衛あるいはまた、憲法などの国政を論じてほしい、そしてまた、中央自治体選挙におきましては、身近な生活に関連しました福祉、医療、教育などを話し合っしてほしいなど、それぞれ思いが込められていると思います。

人それぞれの立場上、思う方策は違いますが、言えますことは、町民の共通した思いは、平和な豊かな暮らしを望んでいることだと思います。

これらの町民の願いを実現するために投ぜられる、貴重な重き一票を、選挙に携われる方々には以後は緊張感を持って慎重に取り扱われることを切に要望いたしまして、この質問を終わります。

それでは次に、2項目めの質問に入ります。

今年度以降の当町観光施策を問います。

特にサイン計画、駅前開発に関しまして、また、町の玄関であり、顔でもある駅前開発に関しましては、S Lの8月運行実施という朗報を得まして、今年度中に行政主導の

もと、商工会、観光協会、関連商店会を中心に開発協議会なるものを立ち上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光政策に関して、この御質問についてお答えをさせていただきます。

御質問にありますサイン計画並びに駅前開発につきましては、昨年4月に認定を受けました「歴史的風致維持向上計画」の重点地区内の事業の一つとして計画し、今年度より一部着工を予定しているところでございます。

しかしながら、この地区内には道路や下水道、伝建事業など、庁内各課が計画している事業もあり、まずは、事前にこれらとの整合性を図っておく必要があることから、町内外の有識者による委員会を組織し、今後に向けた津和野らしい統一感のあるまちづくりを進めるための「実施計画書」の策定が必要であると考えております。

したがって、本年4月の業務見直しに当たり、伝統的建造物群保存事業並びに歴史的風致維持向上事業を商工観光課に移し、景観計画や観光計画との整合も図りながら、庁内関係各課の事業実施において基本となる「まちづくり計画書」を策定してまいりたいと考えておまして、本年6月定例議会に、それら関係予算を計上させていただいたところでございます。

特に御質問のありました、これらの事業は、山口線の全線開通、SLの復活、新しい津和野観光のスタートには欠かせない事業でありますので、今後早急に組織し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君に申し上げます。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。

○議長（沖田 守君） 発言のときには、議長に発言を求めていただきたい。

○議員（6番 丁 泰仁君） 議長。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま答弁をいただきましたが、本来、観光地を宣言する自治体におきましては、観光地の基本条件設備、すなわち、観光資源に付随する、駐車場、公衆トイレ、サイン看板の設置などが既に整備、完備されていなくてはなりません。我が町は女性週刊誌などの外部からの宣伝により、ブームに乗じて観光地として発掘、認知され、基本設備の整備に気をとられることなく、数十年来100万人を超える観光客で潤ってきました。

しかし、ここ10年来のデフレ景気で現在100万人の観光客数は、昔の話であり、観光客は激減し、観光関連産業は困窮をきわめています。

特に昨年のSL運行中止以来は、筆舌に尽くしがたいほどのさんさんたるありさまです。

また、8月にSL運行が開始されましても、前途は決して楽観できるものではありません。

今、昨年の水害を契機に、初めて本格的に町内部からの観光宣言がリ・スタートするならば、商売が成り立つ町の環境を整えるという行政の責務からも、各観光拠点を再度点検し、さきに述べました基本設備の整備を急ぎ、さらには思い切った財政投資を行い、新たな観光拠点の開発を急ぐ必要もあります。

一刻も早く町を挙げて、観光客の誘致に全力を注ぎ、人口が減少していく当町に、Iターン、Uターンなどを促進させ、若者を呼び戻す絶好の機会にすべきだと思います。

さて、今、サイン計画など看板の話が出たついでに、各論に移しますが、少し指摘しておきたいと思います。

将来、当町の観光目玉になるででありましょう、伝建保存地区に至る案内看板が設置されていません。サイン計画に基づく本看板ができるまで、仮看板でも設置すべきだと思います。殿町通り、あるいは駅通りから本町通りへの観光客の流れを誘引し、にぎわいを促進できると思います。

また、森鷗外記念館前休憩所は完成しているにもかかわらず、案内看板が曖昧なため、観光客は気づかず、素通りしています。早急に、わかりやすい看板を掲げるべきだと思います。

また、少し話は飛びますが、毎年この時期に見事なきれいな花を咲かせて華やかなにぎわいを見せる殿町通りのショウブの花が、ことしはほとんど咲いていません。

株分けが原因ともいわれますが、早急に専門家に聞き、原因を究明すべきです。

今どき、この町一番の観光スポットに、イメージダウンを来しております。

駅前開発についていろいろありましたが、私は今年度中に、SL館解体前でありましても、開発協議会なるものを早急に立ち上げ、その際、周辺商店街を中心に住民の要望を取り入れ、何度も話し合い、いかにすれば、駅前に立った観光客に満足度と楽しさを与えることができるかなど、課題を背負って、表玄関にふさわしい景観の構想を練り上げることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 数点御質問をいただいたかと思えますけども、まず、伝建地区の仮看板という御提案をいただきました。

伝建地区に指定されまして、日もたつわけでございます。今年度から地区内の整備もそれぞれ取り組んでいただくような決定もなされております。二棟ほどやります。

それから、先般も説明会を行ったところでございますけども、十数名の方が来ていただいたということで、非常に伝建地区の整備に対しては皆さんも関心もあろうかと思えますので、看板の位置的なものも含め、早急にとということでございますので、またそういったところも含めて、協議を進めていきたいと思っております。

それから、鷗外のトイレの関係につきましては、施設的な管理は教育委員会のほうでございまして、教育委員会のほうからお願いをしたいと思っております。

それから、ショウブの件でございましてけれども、議員御指摘のとおり、ことしは成果がよくありません。私も非常に気にしているところではございますけれども、3年に1回程度、株分けというのを行ってきております。その株分けをしたときには、少しはどうしても間がすいてしまいますので、少なくなるということはあっても、花は当然、咲かなければならないものではあります。ことしも、今後まあ、幾らかまだ咲くところはあるかと思っておりますけれども、きちっとそろってというふうにはならないような、見解も出ております。

今、原因的にはやはり、株分けといいますか、株分けの時期が遅かった、株分けというのは、それからすぐ植えつけもするわけなんでございましてけれども、その作業のおくれ、これが一番の要因であろうというふうに思います。

ことしの場合は、ことしといいますか、去年になるわけではございますけれども、実際のところ、その作業に入ったのが、7月の中旬でございました。本来は、花が終了した時点でですね、真ん中の茎をとってしまうのがまず、第1の作業でございまして。その後、葉っぱをのけて、その後、株分けというような作業に入るわけではございますけれども、それらがおくれたこと、そして、まあ、理由にはなりませんけれども、その後ちょうど災害もあったりして、そのほうに職員がある程度ついてしまったというようなことで、株分けの時期が実際のところ、最終的には9月に入ってしまったということで、これが大きな原因であろうかと思っております。

今までもこのショウブの関係は、町内の方に見ていただいたりしながら、指導もいただいていたところでございましてけれども、当課の作業員もかなり年数も経てますので、ある程度の知識は持っている、というふうに私も理解しておりましたけれども、その辺が十分でなかったということにあらうかと思っております。

結果がああいうことなんで、弁解にはなりませんけれども、今後気をつけてといいますか、ことしの場合は難しいかもしれませんが、そういった作業をきちっとですね、ちょうど適当な時期に行うように、指導してまいりたいと思っております。

どうかよろしく申し上げます。

それからもう1点、協議会の立ち上げのことでございましてけれども、このたび、補正予算にも出さしていただきました。本来なら、当初予算で組むべきものでもあったかと思っておりますけれども、当課のほうに移ったというようなこともあって、内部で協議する中でやはり、いろんな計画と一体的に調整をしていかないといけないということで、そういった委員会を早急につくろうという話は、4月に入ってから出ていたところでございます。補正の機会を待ってということでございまして、今回この補正が終了しましたら、募集といいますか、内部協議を早急に進めて、今のSLのオープンと、まあ、前には発足をしたいというふうに当然思っておるところでございまして。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 記念館の休憩所の件でございますけれども、既に担当者のほうには、看板をどういう形でやったらいいかということを検討なさいますという指示は出しております。できるだけ早目に看板を設置したいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、答弁を伺いましたので、そういうふうに進めてほしいと思います。

それでは、3項目めの質問に移らさせていただきます。

津和野高校支援策に関して、財政面を含めて問います。

また、平成25年度より教育委員会部局から町長部局へ支援体制を移管したのは何ゆえかということです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校支援策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

島根県立津和野高等学校については、町内にある唯一の高等学校であることから、「地域の高校」として認識し、支援を行っております。

支援としては、平成28年度に立ち上げられた、島根県立津和野高等学校後援会に対し、継続して財政的支援を行ってまいりました。

平成26年度は、これまで後援会で協議されてきた魅力化・活性化のための学力向上策を具現化するために、「町営英語塾HAN-KOH」を設置したところでございます。

これは、英語に特化した塾と位置づけておりますが、その他の科目も自習時に対応しております。現在は83名の塾生に対し、講師1名と、自習を支援するサポーター2名の、3名で運営しており、大学入試に対応できるカリキュラムとなっております。

学力の向上はもとより、学習の習慣づけも期待ができます。

また、キャリア教育や部活動等のさらなる充実、活性化を目指し、町からの補助額を増額したところであり、さらには遠距離通学者のための通学費補助も、引き続き行っております。

これらの財政的支援のほかに、人的支援として、高校と地域、行政を結ぶ魅力化コーディネーターを昨年度に引き続き配置をしており、高校PR等、積極的な活動を行っております。

また、主に情報発信の業務を担う支援員も、高校に常駐しております。

なお、高校支援業務の所管については、冒頭でも申しましたとおり、津和野高校が「地域の高校」としてという視点のもと、後援会を中心に同窓会や地域の皆様とともに、一層の魅力化・活性化を目指す必要性を認め、町長部局へ移管したものでございます。

失礼しました。最初、支援のところで平成28年度に立ち上げられたというふうに申したところであります。間違いであります。平成18年度に立ち上げられた、島根県立津和野高等学校後援会でございます。

大変失礼いたしました。

○議長（沖田 守君） 6番。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいまの説明をいただきましたが、要するに直近の支援、緊急課題は何かというところから入ってまいりたいと思います。

これはやはり、新入生徒数42名を維持すること。

これは、42名を2年間連続して割り込みますと、統廃合の対象であるという、非常に厳しい課題が課せられております。

そこで、来年27年度以降の新入生の予想数を資料で検証しますと、驚くべき数字が出ております。この資料をちょっと説明させていただきます。

この資料は今年、平成26年1月に、タイトルで「高校が消える」という、ショッキングなタイトルで出てまいりました広報に載っている資料でございますので、恐らく間違いのないと思いますが、この資料に基づきまして、今から説明をさせていただきます。

まず、今から数字を説明するに当たりまして、把握しておかなければいけない数字があります。まずは、生徒数42名というのは、入学者必須基準値でございます。

これは、絶対に維持しなければいけないという42名を基準に書いております。

また2番目には、町内中学校を卒業予定者数の約5割が、例年、津和野高校進学を果たしておりますので、これも津和野高校進学予定者数は約5割で計算をされております。

それでは、ちょっと述べてみましょう。

平成27年、来年度からですね、町内の中学校卒業予定者数は47名。そして、津和野高校進学者予定数が、約5割と仮定しまして、23名。そうしますと42名に足りませんので、外部から獲得すべき数が19名。

以下同じように、平成28年、卒業者数が60名、そして、津高進学者仮定数が30名、そして外部からの獲得すべき数が12名。

そして、平成29年、卒業予定者数が44名、そして津高進学者予定数が22名、そして外部から獲得すべき数が20名。

そして、いよいよ平成30年、4年先になりますかね、卒業予定者数が37名、そして津和野高校進学者予定数が18名、そうしますと、外部から獲得すべき数が24名。

以上、述べましたが、今、驚くべきこういう数字が上ってきております。

現場の担当の係りは、非常に今、緊張して、駆けずり回っております。

そうしますと、このことから今、町、行政が支援できることは、いろいろ方策を先ほど述べられましたが、まずは財政面で補助することを始めるのが一番だと思います。

先ほどの答弁の中にもいろいろ財政的に、金額を増加させておりますが、特に今、高校後援会参加の高校活性化・魅力化委員会で、要望されていますJR交通費全額補助、現在は2割補助で約88万円、そして全額補助しますと、これ、420万円です。

そして寮費、これは今、補助がありません。これを全額補助しますと、約520万円。この2件を寮費の内訳としまして、この520万円の根拠は、寮費が今、1カ月1万3,000円、そして現在、定数64名の入居者に、定数ですが、現在入居している方々が33名、それに1年間分を掛けまして出した、約の数字でございます。

この補助金全額、約、合わせまして940万円を実行するべきではないかと思えます。

またこのことが、実行できましては、資料から説明いたしました町外部からの生徒を入学促進させる手助けに、大きく寄与できるのではないかと思えます。

また、この補助金の額の多少に関しましては、同じ問題で成功をおさめている注目すべき他町行政の高校教育財政支援額を、また次に資料で説明いたしますので、比較しまして賢明な判断を下してくださるよう、お願い申し上げます。

少し資料を説明させていただきます。

財政支援比較としまして、この資料、平成25年度に限りまして、これは、津和野高校活性化・魅力化委員会で提出されました資料でございますが、津和野町、そして海士町、隠岐島前高校を抱えている町であります。そして飯南町、飯南高校を抱えている町です。この3町を比較した数字でございますが、まず補助金。

これは津和野町は、平成25年度に限りまして、284万、そのうち84万円はJRの、先ほど申しました2割補助の部分でございます。

海士町1,000万、飯南町2,855万、そして次に、先ほど答弁の中でも今年度から公営塾なるものが出ておりますが、この公営塾の運営費が、既に津和野町は25年度は出ておりません。今年度から実施ですから。

海士町に至りましては、既に実施されております。2,000万。

そして飯南町におきましては、1,266万、合計25年度補助金は、津和野町284万、そして海士町は3,000万、飯南町は4,121万でございます。

そして、ちなみに申し上げますれば、平成26年度に至りまして、ようやくここに補助金合計、JRの補助金入れまして、468万。そして公営塾がいよいよ今年度からスタートするというので、1,231万の資金が追加されとるように思われます。

そうしますと、これを合計しまして1,699万、ようやく他町村の約5割か半分ぐらいに追いついてきたと思えます。まあ、何もせんよりも、ここに町長が気がつかれまして、こういうふうに一挙に増額されてきましたというのは、非常に喜ばしいことだと思いますので、以後の実績を期待したいと思います。

以上のように、客観的数値事実から判断しますと、海士、飯南、両町の教育にかける意欲は並々ならぬものがあることを否定できません。

当町にもいろいろ事情はありましようが、交通費、寮費等の要望の金額は、よく言われますように国の根幹は教育から、そしてましてや我が町は、教育、文化、歴史を標榜して、成り立っている観光立町でありますことを考えますと、決して大きな金額ではないと考えます。

今はお金の問題もさることながら、町一体となり、我が町の高校を守り抜くことこそが、我々町民に課せられました至上命題だと思います。

また、町長部局移動に関しまして、答弁ございましたが、23年、24年度の活性化委員会、高校活性化委員です。私がたまたまあその委員に属しておりますので、会議の内容はよくわかります。23年、24年度の活性化委員会は、会議回数も散漫で内容がほとんどなかった。乏しかった。

しかし、25年度に入りまして、つまり町長部局に移動しまして、ようやく歯車がかみ合い、会議らしくなってきました。それは認めるところでございます。

このことはやはり、町長部局へ移動した、先ほど答弁がありましたようなことが影響をしているのではないかと思います。

とりあえず、とにかく待ったなしの緊急事態が続いております。気を引き締めて、ぜひ、かかってほしいと思います。

何か答弁ございましたら。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） お答えをさせていただきます。

先ほどから、議員より、いろんな貴重な御提言も踏まえながらの御質問もいただいているということでありまして、そこはしっかり真摯に受けとめて、やってまいりたいというふうに考えております。

そういう中で、先ほど42名の維持ということおっしゃられたわけですが、我々としては、当面の目標といたしましてはやはり二クラス、この定員80名、これを充足していけるようにということで、そういう目標に向かっていろんな取り組みをやっているというところであります。

でこれが一クラスになってまいりますと、教員の数が減らされてくるという、そこがまた学力に影響してくるということでありまして、まずは厳しい現実、将来的な予測は議員もおっしゃられたとおりであります。それでも、二クラスの維持に向かって努力をしていきたいというのが、現在の我々の目標でございます。

そうした中で、いろんな取り組みをしていかなきゃならないわけですが、通学費の補助、あるいは寮費の補助、そうしたこともこれまで何度も検討してきているところでもありまして、実際通学費の方は、まあ、2割でありますけれども、負担の補助、開始をさせていただいたというところでもあります。

これをまた全額にしていくのかというのは、これから検討もしていかなきゃならないわけですが、やはり限られた財政といいますか、財源でございます。

我々としては、財布は一つでありますので、先日も御報告させていただいたように、タクシーもこれからは取り組んでいかなきゃならん、あるいは医療の問題も、不採算部門にも、お金を投じていかなきゃならん。

そういう中で、この津和野高校にもどういってお金を出していくかという、我々としては考えていかなきゃならない、そういう財政上の責任もあるというところでもあります。

そうした中で、やはり限られたお金でありますから、どういところに振り向けていくのか。で、やはりまずは、藩校養老館という大変歴史と伝統に基づく津和野高校であります。そういう面でもっと学力を上げていこうと、そういうところにまずは最初にお金を投じていこうじゃないかということで、この町立の公営塾を始めたというところでもありまして、1,200万、26年度から補助が増額をしたということでもあり、これだけでも大変な金額でもあるわけであります。

今後さらにお金を投じていくということになりますと、また、全体的な財政状況も加味しながら、より有効的に使っていける、そういうところへ、まあ、投資という考え方の中で進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

ただ、実際この二、三年、津和野高校の入学者数でありますけれども、50名台で推移をしておりました。

それが、この平成26年度の入学者数は68名ということで、10名以上入学者数がふえたということでもあります。

これは、やってきていることが、一つずつ成果が出ている、当然のあかしでもあるわけでもありますから、我々としてはしっかり事業を精査しながら、何が一番有効的なのかというのを考えて、また他町村のことも、物まねではなく、参考にさせていただきながら、津和野高校の歴史にふさわしい、そういう事業展開をこれからもやっていきたいと考えているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 6番。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま町長のほうから、大変頼もしい、将来に関しましての対策を聞きました。

ぜひ、そういうふうに努力しまして、我が高校を守っていくようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、4項目めの質問事項に移らせていただきます。

これは防災対策に関してでございますが、町民の声としてよく聞くことですが、夜間、道路が暗い。道路と側溝との境を区別する表示がない。

側溝に落ちる事故も起きそうな危険な状態ですので、町内防災対策の一環として、人災が生じないうちに、街灯及び防護柵などの安全対策を講じることを要望するとの趣旨ですが、昨年の水害以来、町民が防災対策に非常に敏感になっております。

これらのことに関しまして、町内自治会あるいは商店会などを通じて、街灯事項に関する工事要望のアンケートを実施し、既に陳情などのある地区におきましては、優先的に、早急に、工事の実施を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災対策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野町におきましては、犯罪の抑止と交通事故防止に資するため、「津和野町防犯灯設置及び管理に関する要綱」を制定し、町内各所に防犯灯の設置を進めており、5月末現在で975基を設置したところであります。

また、そのほかにも国・県、町道等の各道路管理者が道路照明街灯を設置しているところがございます。

平成24年度より、地域課題の解決に向けた取り組みを実施するため、まちづくり委員会が設置され、活動を展開されているところがございますが、その話し合いの中において街灯や防護柵の設置について検討されている組織もあろうかと思いますが、防護柵設置についての具体的な要望は、現在のところ聞いておりません。

議員御指摘の、道路と側溝との境を区別する施設等につきましては、これまでも自治会等からの要望をもとに、実現可能なところから対応を行っております。

一例としては、平成23年度における通学路特別点検を受け、町道森野坂線水路への転落防止のため、デリネーター（反射鏡つきポール）を昨年度設置する予定でありましたが、昨年の災害のため実施できず、今年度設置する計画でございます。

一方で、町道森野坂線の新橋から幸橋交差点までの拡幅や歩道の設置について、要望をいただいているところがございますが、現在、同区間の県道昇格要望を行っている段階であり、対応を保留している箇所もございます。

このほか、昨年度の災害復旧工事が来年度まで重点的に発注されますので、町道維持管理業者の業務に余裕がない状況もあり、この間につきましては、防災や安全上放置できない箇所を選択して対応する計画としております。

このため、個別に状況を確認させていただきながら、事業実施について検討させていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番。

○議員（6番 丁 泰仁君） 答弁をいただきまして、そのように進めてほしいと、そういうふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で9時50分まで休憩といたします。

午前9時39分休憩

.....
午前9時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 3番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

まず、一つ目に第一交通タクシー撤退問題についてであります。

第一交通タクシー撤退がことしの8月とも12月とも27年の3月ともうわさをされております。

このことは、イワタニ山陰株式会社津和野営業所のプロパンガス充填が27年3月末で閉鎖することが起因であると思います。

プロパンガス充填廃止後は、益田市で充填されたボンベの販売店になることが決定しておりますが、現在の従業員7人は続けて雇用されると聞いて安心しております。

イワタニ山陰津和野営業所のプロパンガス充填廃止の原因は、5年に1度のタンク検査に多額の費用がかかること、そして人口減による顧客の減少、また、オール電化による顧客の減少も影響していると思われま。

来年の4月からは、津和野町のタクシーは約40キロメートル離れた益田市の遠田町のプロパンガス充填所へ往復約1時間30分かけて行かざるを得なくなり、撤退もうわさではなく十分考えられます。

現在、第一タクシーはプロパンガス燃料の中型6台、小型2台、軽油燃料のジャンボ1台の合計9台であります。従業員はドライバー8人、事務員2人、夜の配車係3人と聞いております。

撤退となれば、従業員13人は解雇となり、町の人口の減少に拍車がかかることが懸念されます。

また、観光立町津和野からタクシーがなくなれば、JRやバスで来町の観光客そして帰省客などさまざまな方の不便は言うまでもありません。観光津和野のイメージが大幅なダウンとなります。

さらに、町民の通院、買い物、町内外の移動、商人地区のデマンドタクシー、宴会等の敬遠による経済の停滞、萩・石見空港送迎バスの廃止、雨天時の高校生の相乗り通学など、影響ははかることができないほど多大なものであります。そして、あつてはならないことですが、飲酒運転の助長にもつながりかねません。

たしか、三、四年前にも撤退問題がありましたが、営業を続行していただいている経過があります。

第一交通本社と津和野町がタクシー存続について協議をされていると思いますが、協議をされた内容について、わかる範囲で御回答をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第一交通タクシー撤退問題についてでございます。

本町のような中山間地域での移動手段は自家用車が大半であります。一方で、高齢者世帯や独居老人世帯がふえており、自力での移動手段を持たない住民にとりましては、通院や買い物など日常生活にタクシーは欠かせない存在と言えます。津和野地域からタクシー事業者がいなくなることは、観光面にも深刻な影響を及ぼすと予想されます。

平成26年3月に津和野第一交通株式会社から撤退の意向が示され、これまでの間、島根県交通対策課及び市町村課並びに島根運輸支局など関係機関と協議を行い、新規に参入する民間事業者がない場合に空白期間を設けず、タクシー事業を存続するための方策等を検討してまいりました。

今後の対応といたしましては、これまでの間の経過を踏まえ、第三セクターによる上下分離方式の検討を進めてまいりたいと考えております。

上下分離方式とは、事務所や車庫等の建物及び車両などの資産部分を第三セクターが保有し、運行事業をその資産を利用して民間事業者が行う方式を考えております。また、資産部分については、津和野第一交通株式会社の事務所等の資産を購入し、運行事業者は公募の上、選定したいと考えております。

このことにつきましては、新たな仕組みによるタクシー事業の導入を検討することとなりますので、基礎調査を行った上で具体的な事業計画を作成するとともに、福祉面や定住対策としてのタクシー事業の活用等についても、あわせて検討していきたいと考えております。

なお、検討を進めるに当たり、資産の取得や運行事業者の募集・選定など手続に一定の期間を要することから、津和野第一交通株式会社に対し、平成27年3月末までの事業継続を要望しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 町のタクシー存続の方針であることを確認いたしまして、安心しております。

1点質問をいたします。日原地域のタクシーも町民が大切であり、やはりプロパンガス燃料であります。これに対しての対策等を考慮されているのでしょうか、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 御質問の日原地域のタクシーと事業ということでございます。

基本的には、津和野第一交通さんが撤退されるというところで、先般の全員協議会でも御報告させていただきましたが、本町といたしましては、第三セクターによる上下分

離方式の事業の展開というところで、現状としましては、その事業展開については、津和野地域のところでどれぐらいの需要予測があるか、そういったところを検証した上で、そういった車両の配置等検討するというような、今考えでおります。あわせて福祉タクシーでありますとか、あるいは定住対策に伴うタクシー施策については町全体の取り組みとして、これについては検討していきたいというようなところでございます。

今、津和野町内には、もう1社タクシー事業を展開されているところがございます。議員御指摘の、要はガスのステーションなくなるというところで、今回そういったところでの対応というところを、日原地域におられるタクシー事業者の方からは直接そういった点での協議は、まだ行ってないというところになります。

今後については、津和野のこの上下分離方式のタクシー事業とあわせてそういったところについては、総合的に検討させていただいて、支援策も今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） それでは、次の質問に入ります。

畑迫地区の蛍で観光開発ということで、このことにつきましては、昨年の6月議会でも一般質問をしております。

日本一と思われる畑迫地区の蛍を、なぜ観光開発をしないのか不思議に思っております。

26年の4月、町広報紙にすばらしい畑迫の蛍の写真が掲載してありました。これも本当にすばらしい写真であります。

蛍の観賞期間は2週間ほどであります、6月の梅雨時期の観光客確保には有効であります。

下関市の豊田町ではホテルミュージアム、これは大きな建物が建っております。道の駅から蛍舟までバスで送迎、16日間で蛍舟乗船総売り上げ518万円、乗客が3,000以上おられます。そして宿泊施設、道の駅、船舶の格納庫での地元産品の販売収益など経済効果は多大なものであると、行ったときに思いました。

そして、大分県豊後高田市のほたる銀河なる見出しで「田染荘」というところでは、ほたるの館が建っており、やはり地元産品の販売と大駐車場が整備されておりました。

下関市豊田町、大分県豊後高田市ともに、蛍の数は畑迫地区の数十分の一、えっ、この程度で蛍舟が満員、というような感じでありました。

畑迫地区の蛍は昨年の大洪水で激減しておりますが、過去の洪水でも幾度も復活しております。

固定井堰が多く良好な河川環境であり、恐らく二、三年で、もとどおりに復活すると思われま。まずは、津和野町東京事務所と文京区の施設にポスターの掲示をお願いして、都民の反応を見られてはいかがでありますでしょうか。

勝手ながら、私、蛍のポスターを、チラシではなくつくってみました。これを見ると、恐らく行ってみたいと思う気になるのではないかと思いますけれども、小さいんじゃないかと、一応、自称蛍日本一ということで、津和野町民の方もあんまり見ておられない方が多いと思います。ぜひこのようなポスターを東京事務所また、縁組もあります文京区に掲示して、ただし、これ文面はちょっと変えないといけないと思います。二、三年後に、また情報はお知らせしますとか、ということで都民の反応を見られてはいかがかと思います。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、畑迫地区の蛍で観光開発との御質問について、お答えをさせていただきます。

畑迫地区の蛍は津和野町の初夏の観光の一つとして定着しており、長年にわたり蛍のすむ環境を継続維持しておられる畑迫地域の方々の取り組みに敬意を表する次第でございます。

町といたしましても、本町の進める滞在型観光の一翼を担っている貴重な観光資源でありますので、町や観光協会のホームページを初め、雑誌やメディア等への情報提供に努めるとともに、チラシも作成しその周知にも努めてきているところでございます。

議員御指摘の東京事務所へもこのチラシを送付の上、5月中旬に都内で行われた観光情報説明会では旅行会社の方々100名へ配布し、また、先日はメディアの方々への20分間のプレゼンの中でも紹介をしたところでもございます。当然、事務所でもチラシを置き、来所されたの方々へ御案内をしております。

ことしも先日、地域の方々によるほたる祭りが開催されるとともに、蛍復活へ向けた活動にも取り組んでおられると伺いましたので、我々も一緒になって今後一層情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） これほどの蛍であります。文京区のポスターへの反応が大きく、ツアーや個人での来客がふえれば、萩・石見空港の利用促進、梅雨時期の宿泊客増加、またJR山口線利用の増加、観光産業や飲食業の活性化に大きくつながると思います。

これまでのホテルバスが乗客を案内されているところは、上横瀬橋というところがあります。この橋は、私が随分長年見ておりますけれども、この近辺から見ると、一番蛍が少ない場所であると思っております。

イベント会場である町所有の旧畑迫小学校が近いという考えは捨てていただいて、観光客を最高の観覧場所に案内するためにも、直近にイベント会場を兼ねた駐車場を、蛍の大群生が復活すると思われ二、三年のうちに確保されてはいかがでありますでしょうか。

島根県内を何度も転勤された方や、先日、会合の席で浜田、江津の人たちに畑迫の蛍の写真を見せた感想は、何人も、「こりゃ、すごい」の一言でありました。ということで、二、三年のうちにこのようなことを、会場とかの兼ねた駐車場を確保されてはいかげでしょうかというところで、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 私も、ちょっと、ことしは見に行かなかったんですが、昨年、水害前でございましたので見に行きましたけども、確かに、今、議員さんが見せていただいたポスターのような場面も見せていただきました。

駐車場の近いとこでしたんで、それ以上のところがあるというふうにも伺いましたけれども、確かにそういった状況であるし、すばらしい蛍だというふうにも認識しております。

二、三年後ということで、あの辺もちょっと水害も受けたりしとりますんで、その状況を見ながらということになるかもしれませんけども、検討課題の一つだというふうにも認識をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 岩文君） 先ほども言いましたように、これほどの蛍であります。

単に、畑迫地区だけで催す観光資源ではないと思っております。畑迫地区を中心に津和野町観光協会を挙げて対応するべきと思います。

先ほど申しましたように、下関市、豊後高田市はお金をかけて観光客を呼び込んでおります。

昨年、おととしと、また見て、行かれた方はわかると思っておりますけれども、駐車場がなくて、もう大変橋の近辺混乱しております。ぜひともお願いしたいと思っております。

この件に関しては、答弁は要りませんので。

3番目のSL写真撮影場所の駐車場整備についてであります。

津和野町のSL撮影場所の人気ナンバーズリーは下から、下流から中座踏切、野坂峠展望台そして山口県境の白井トンネル付近である思います。この3カ所の駐車場整備について質問をいたします。

一つ目の中座踏切につきましては、個人の提供により駐車場が、近くに、二、三十台とめられるほどの駐車場が確保されております。まあ、これでも十分ではありません。車はまだまだ、そこから出て駐車しております。

二つ目の野坂峠展望台。これについては、道路脇に大体いつも天気がよく、ええときは20台から30台以上が駐車してるときもあり、交通の妨げになることがたびたびあります。付近の山、この展望台のすぐ裏ですけれども、山を切り取り駐車場を整備することで、カーブの角度が浅くなり交通安全の向上にもつながります。

三つ目の山口県境の白井トンネル付近については、1キロメートル先の旧名賀小学校が駐車場となっており、観光客に大変不親切であります。災害復旧にあわせ近くに駐車場を整備をされてはいかがでありましょうか。質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、S L 写真撮影場所の駐車場整備に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

中座踏切につきましては、議員御指摘のとおり個人所有地で、その所有者の方と町で賃貸借契約を結び、町において定期的に草刈りを行い管理をしているところでございます。現状は刈り取った草が放置された状態ではありますが、S L 復活にあわせ整理してまいります。

野坂峠展望台につきましては、町道沿い——町道沿いでございます——町道沿いのカーブに当たりますので、まずは、少し遠くなりますが、上下800メートルのところにあるスペースを利用させていただくことが交通安全上大切と考えます。町としては、カーブに駐車をされないよう、看板表示をする等の対策を検討する必要があると考えております。一方で、御指摘の現場は山側に落石防止用の擁壁とネットが設置してあり、町で実施する場合、管理運営面、財政面、周辺環境などクリアしなければならない課題が多く、御提案の対策を実施することは現状では厳しいと考えております。

白井トンネル付近については、復旧後の現場状況が現時点ではわかりませんので、島根県やS L 応援団を組織する地元の方々と可能な用地の確保ができるか今後協議し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 観光地津和野が800メートル、1キロメートル離れた駐車場にとめて、写真撮影をなささいという、これほど不親切なことはないと思っております。

野坂峠展望台につきまして課題が多いとのことではありますが、ぜひとも観光客の利便性の高いところに駐車場を整備するべきであると思っております。

毎年訪れる多くのS L 撮影者や見学者も宿泊されそしてお土産を買われ、飲食もされ、経済効果は大変なものであると思っております。この方たちのおもてなしのためにも、ぜひ駐車場の確保は必要と思えます。前向きに検討をしていただきたいと思いますと思っております。

参考までですが、大阪以西の西日本で本格的なS L の運行は、唯一山口線の新山口—津和野間だけあります。これは九州を含めてでもあります。

ことし3月の新聞報道で大田市、江津市、浜田市、益田市、萩市の5商工会議所と2市民団体が豪雨復興アピールと観光振興のため、J R 山陰線のS L 運行をJ R 米子支社、広島支社と島根県、島根県議会に要望書を提出するとありました。

山口線のJR関係の観光客はかなり少なくなると危惧しておりましたが、先日益田市のSL誘致関係者の方に経緯を聞いたところ、JR各支社の合意が得られず没になったことであり、安心したところであります。そのことに関しては、何も答弁は必要ありません。

4番目の橋名板盗難防止策についてであります。

5月以降、5度にわたり橋名板盗難の新聞報道がありました。これだけ警告がなされております。津和野町は被害に遭わないよう早目の対応が必要と思います。

御存じとは思いますが、橋名板には橋の両側、普通4カ所に橋の名前が漢字と平仮名で、そして河川名と竣工年月日を書いてあります。

橋名板盗難は4月以降島根県東部で銅製の橋名板の盗難が相次ぎ、6月には県西部の大田市、川本町でも盗難被害が出ております。

6月3日までの県内の被害額は6市3町に拡大し、被害枚数は193枚、被害総額は447万円に達しております。

そして6月12日の新聞では、福井県で国や県が管理する橋やトンネルの、これは橋名板ではありません、銘板762枚が盗まれ、被害総額は約3,200万円と記載されておりました。

6月11日現在で、橋名板の大きさが、まあ、とられやすい橋名板ですが、縦15センチ、横30センチ、厚さ1.5センチ以上のもので、盗難に遭いやすい橋としては、津和野川にかかる橋の8カ所の32枚、1枚を2万4,000円ほどとしまして約77万円、高津川で5カ所、55万円、添谷川で8カ所、28枚の67万円、合計200万円とっております。

津和野町町道の橋名板防止対策のボルトのねじ山潰し、ボルト・ナットの溶接等の対策は考慮されておられますか。

6月3日の新聞では、県内で調査をしてないのは津和野町、吉賀町と記載してありました。

以上、対策等の質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、橋名板盗難防止策に関する御質問について、お答えさせていただきます。

現在のところ、本町では橋名板の盗難被害は出ておりませんが、看過できない問題とも受けとめております。

盗難防止策といたしましては、御指摘のとおりボルトのねじ山潰し、溶接等を施し、レンチ等で用意に取り外しができないような処置をとることになります。

しかしながら、現状を率直に申し上げることをお許しいただきますと、昨年の7月豪雨による災害復旧工事及びこれに伴う修繕を要する箇所が、御承知のとおり多数発生をしており、復旧工事を最優先に進めなければならない状況に追われる毎日です。

町道に限っても、300橋を超えると予想される橋梁について対応することは現実として困難な状況であるとともに、また、仮に盗難防止策を実施した場合、盗難の予防にはなりますが、完全に盗難が防げるかどうかは不確定であります。

本来であれば、議員御指摘のとおり盗難被害に遭う前に対策を講じる必要性を認めておりますが、現在本町は災害という非常時にあり、災害復旧工事等の完成を第一に位置づけ、盗難防止策については今後の課題と位置づけております。

現状では、道路パトロールのさらなる活用や、道路愛護団長を初めとする地域の方々と連携を深めて、日常の監視に努めてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 島根県内でもまだまだ盗難は石見部でも東部地区であります。安心はできないと思っております。

調べた中で特に、川名を言っていていかどうかわかりませんが、添谷川にかかる八つの橋は人通りや交通量が少なく、全部ボルト・ナットで締めてあり、盗難に遭いやすいと思っております。

6月中旬に、橋名板の取り付けナットを充電式電道具で試しに外してみました。もう、二、三秒で外れます。これ、電池は恐らく使ってないと思います。もう、ビューンちつていうたら外れます。したがって、一つの橋の4枚の16個のナットを取り外すのに5分とかからないと思っております。移動時間を入れても1時間以内で八つの橋の28枚、67万円の盗難は簡単にできます。被害を受けるおそれは十分過ぎるほどあります。早期の対策が必要であります。また、ボルトが切断され、ナットが外され、コンクリート欄干に埋め込みの橋名板も外されております。住民の監視も必要であります。広報紙やケーブルテレビ、橋の近辺の不審者や不審車両の注意を呼びかけてはいかがでありますでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 先ほど町長が答弁いたしましたように、今、災害がございまして、そちらに手をとられておるといふうなところもございまして、議員御提案のように、いろいろなものを使って周知に努めながら、盗難の防止に努めてまいらないといけないというふうに考えておりますので、このあたり、道路愛護団長なり、ケーブルテレビなりを通じて、またお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） いろいろ、橋の橋名板の構造といたしますか、取り付け方法を調べてみましたところ、コンクリート橋脚に埋め込み式の石製の橋名板も数ありました。既に考慮されているとは思いますが、今後建設される橋名板は、盗難に遭わない石製を、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

なお、6月11日現在で、町内の主要な橋名板の盗難は、私が見たところでは見当たりませんでした。ナットとボルトの溶接は自動車会社でも簡単にやってもらえると思います。少しの出費で、また町がそのような大きな出費を出さないよう、十分に考慮をしていただきたいと思います。

以上、質問終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で10時35分まで休憩といたします。

午前10時26分休憩

午前10時35分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3番、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、通告をしておきました件につき、逐次質問をしていきたいと思っております。

まず第1点目、分権改革についてというふうに申し上げていましたが、国から地方へ、権限移譲の推進が、地方分権を進めるために、63本の法律をまとめて改正する一括法が、5月28日に参院本会議で賛成多数で可決、成立されております。

今回成立しました多くの法案の中で、特に注視される法案は、自家用車で高齢者を有料で送迎することができる「移動サービス」事業であります。この事業に対し、登録審査を希望する各市町村に委ねる、このように国から地方への権限が移譲が、27年4月より施行されるようではありますが、このような「移動サービス」事業等は、公共交通機関が少ない地域で、国土交通省の運輸支局にかわり、住民に身近な市町村が審査をすることで、地域のニーズや課題に対応することができることになったわけでありまして。

津和野町の現在の状況は、公共交通機関の少ない地域で、町の医療バス運行状況も万全の体制ではない、このように私は思っております。このような交通体系の状況の中、さらに拍車をかけるように、タクシー会社の撤退問題が浮上してきております。この間の全協で御説明がありましたが、来年3月まで営業所を閉じる第一交通タクシーのかわりに、町が第三セクター方式による上下分離方式で事業計画を打ち出されておりますが、これも万全な体制とは思われません。

そこで今回、国から地方へ権限移譲が実現するのであれば、津和野町も、もろ手を挙げて取り組んでいただきたいと思っております。しかし、これは、人命を預かる業種でありますので、審査基準も当然厳しいものと思っておりますが、高齢化率も50%に迫る勢いの中で、現状の交通体制では、住民の負託に応えることは大変難しいのではないかとこのように思っております。

この制度、町長はどのようにお考えでありますか。御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。分権改革に関する御質問でございます。

内閣府地方分権改革推進室においては、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である、国から地方公共団体への事務、権限の移譲等を推進しており、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が5月28日に参院本会議で賛成多数で可決、成立し、6月4日公布されたところでございます。

この法律は、「自家用有償旅客運送の登録・監査等の事務・権限を国土交通省の運輸支局にかわり、希望する市町村に委ねる」などの権限移譲が柱となっております。「自家用有償旅客運送」とは、過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送が、バス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して、有償で運送できる制度でございます。

国は、自家用有償旅客運送の登録等の事務について、国土交通省の運輸支局にかわり、住民に身近な市町村が審査をすることで、地域のニーズや課題に対応しやすくしております。町といたしましては、人命を預かる重要な業務でありますので、事務の詳細等について精査をしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 現在、先ほども申しましたとおり、交通体系が大変津和野は厳しいものがあるわけですが、今回こうした自家用有償旅客運送の登録が各市町村でできるのであれば、町のほうでも積極的に取り組んでいただきたい。

そうは申しましても、先ほど申しましたとおり、人命を預かるような重要な業務でありますので、審査されるのも相当な御苦勞があらうと思っておりますが、できましたら、そういう申し出がある以上は、ぜひ町のほうで対応していただきたい、このように思っております。

それでは2番目に、つわの暮らし推進住宅の整備事業について、お尋ねをいたします。

PFIの選択の基本理念についてありますが、まず、PFI法とは、民間資金等の活用による、公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針が公表されておるわけですが、PFIの事業推進の基本原則、基本方針、また、これに定める5原則3主義について、お尋ねをいたしたいと思っておりますが、まず、PFIとは何であるか。

私もいろいろ調べてみたわけですが、これは1992年に英国で初めて導入された手法であります。日本では1999年7月にPFI法が成立し、9月より施行されておるわけであります。そして2000年には、民間資金等の活用による公共施設等

の整備等に関する事業の実施に関する基本方針というものが公表されました。これは、地方公共団体におけるPFI事業についての基本方針であるというふうに、私は考えております。

私の知るPFIの手法とは、採算性の低い公共事業をいかに少ない税金で実施するか、これを実現するための手法として、財政負担を少しでも減らせる事業を民間に委託するもので、ある程度の採算性が認められれば、公共事業のあらゆる分野に適用され、我が国のPFI法は、特に河川、庁舎、公園等、全く料金収入のない多くの事業分野で、PFIの適用が可能とされておるようであります。

現在の国内のPFIの導入状況について申し上げますが、管理者が国の場合、これは建物を合同庁舎とか国立大学、また公務員宿舎、議員宿舎等、こういったものを建てられるようであります。

また、管理者が都道府県の場合、これは県立美術館、県営住宅、衛生研究所とか水族館とか、こういったものを建ててこられておるようであります。

また、管理者が市町村の場合、これはどういうものがPFIでやられておるかといいますと、病院、学校——小学校等ですね、文化会館、また斎場とか図書館と、こういったものが、管理者が市町村の場合にやられておるようでございます。

これらの事業規模にもよるわけではありますが、イニシャルコストが10億円は、PFIの事業としてはぎりぎりの線であるというふうに昔は言われておりました。大体PFIでやるときには、事業規模が20億円以上、このような事業でないと取り組みが難しいというふうに言われておったわけではありますが、そこでお尋ねをしたいんですが、PFIの事業推進の基本原則、基本方針に定める5原則3主義というのがあるわけですが、基本方針に定める5原則、公共性の原則、2番目に民間経営資源活用原則、3番目には効率性の原則、4番目には公平性の原則、5番目に透明性の原則といったことがうたわれております。また、5原則3主義につきまして、3主義では何であるか。客観主義、契約主義、独立主義というふうにうたわれております。これが、PFIの5原則3主義であるわけでもあります。この原則を津和野町はどのように適用されていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

また2番目に、PFIの事業類型、事業方式についてお尋ねをいたしますが、この事業には、三つの形態に分類をされておるようであります。事業方式のB、O、Tの組み合わせでは、まず事業類型3形態を申し上げますと、一にサービス購入型、2番目に独立採算型、3番目にジョイントベンチャー型、このようであります。

また、PFIの事業方式のB、O、Tの組み合わせが、六つの方式があるようであります。第1番目にBOT方式と、2番目にBTO方式、ビルドアンドトランスファーオペレートというふうなことのようではありますが、これは建設をして譲渡して運営をするという方針であるようではありますが、また三つ目にはBOO方式、四つ目にはBLO方式、五つにはBLT方式、六つ目にBBO方式と、こういう六つの選択はできるように

なっておりますが、この事業推進の基本原則、基本方針に定める5原則3主義、事業類型3形態の事業の6方式について、国土政策研究会と今度、町がお願いされる会社であります。今後の協議についてどの方針で進んでいかれるのか。

また、プロポーザル方式による業者選定が、この間、工程表をいただいたわけですが、業者選定との仮契約が8月の末まででされるようではありますが、8月の末まで業者選定をされるということは、大変日程的には厳しいものがあるんじゃないかというふうに思っておりますが、8月末までにそういった工程で組んで対応できるのか、お伺いをいたします。

そして3番目ではありますが、国土政策研究会とのことではありますが、国土政策研究会と、これは5年間業務委託をされるのであります。5年間を通してのPFI的手法で推進住宅整備事業を実施されるお考えでありますか。

この事業は5年間の計画事業であります。各年ごとに地域選定、用地買収、建設の段階的手順であるわけですが、5年間の業務委託では場所もまだ決まらない、事業も契約するのは難しい、このように思われますが、これ、単年度ごとにやられるのか、5年間一括で政策研究会と事業提供されるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、つわの暮らし推進住宅整備事業に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。つわの暮らし推進住宅整備事業につきましては、PFI法に倣い、民間業者のノウハウを生かし、効率的かつ効果的に事業を実施したいと考えており、議員御指摘の5原則（公共性原則、民間経営資源活用原則、効率性原則、公平性原則、透明性原則）と3主義（客観主義、契約主義、独立主義）につきましては、アドバイザー業務を委託することとしている国土政策研究会の指導を受けながら、募集要項や要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書、事業契約書などによりお示しをし、7月中に業者説明会を開催し、実施してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。PFIの事業方式につきましては、町が所有する用地に、選定された民間事業者が新たに施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転、民間事業者が所有権移転後の事業期間中に係る維持管理、運営を行うBTO（Build建てて、Transfer所有権を移転して、Operate管理運営する）方式により実施し、PFIの事業類型につきましては、施設の整備業務に係る対価と本施設の維持管理、運営業務に係るサービス対価を支払う「サービス購入型」により実施したいと考えております。

プロポーザル方式による業者選定につきましては、平成26年9月初旬を予定をしております。

三つ目の御質問であります。今回実施する、つわの暮らし推進住宅の整備事業につきましては、過疎債の活用により実施するため、民間による資金の調達はございません。

が、将来的には資金計画での効果が出るよう民間資金の活用等を検討し、また、公民連携によるPFIの手法が今後推進できるように、モデル的な事業として実施をしてみたいと考えております。事業実施におきましては、専門的にいろいろなケースを担当してこられた国土政策研究会と連携をし、PFI的手法による「つわの暮らし推進住宅整備事業」を円滑に実施をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 1点ほどお伺いをしたいんですが、今回町のほうでBTO方式を採用されておりますが、これは、建設、譲渡、運営をとということですが、大体六つの方式があったわけですが、この中で、このBTO方式を採用された理由、どこにその、この何があったのか、ほいでまた、5年間の契約になるのか、単年度ずつでやられるのか、その点をお聞かせをいただきたい、思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、議員御質問の第1点目でございます、BTO方式をなぜとったかというところでございます。

先ほど議員のほうから御指摘がありましたように、国、県、あるいは市町村ということで、事業の行っている内容も若干異なっている状況、あります。国内で実施中のPFI事業の約7割は、このBTO方式ということでお聞きをしているところでございます。

私どもがこのBTO方式ということ考えた一つの理由は、これの住宅自体が、若者に定住していただいて、25年後には譲渡するというようなところで、基本的には長く住み続けるそういった中で、家賃の設定等も低額な状況にしております。

そういったところで、町が所有して町営住宅として、そういったところについてはいろいろサポートさしていただきたい、そういった思いと、もう1点は、資金調達という部分で、民間資金の資金調達が今回の場合はございません。過疎債を活用して行うという中で、町が所有するというので、BTO方式に決定をさしていただいているところでございます。

議員御質問の2点目で、5年間なのか、単年度なのかというところにつきましては、ことし初めてのケースということで、実は7月の14日に民間事業者さん等招いて、御説明会をさしていただきたいというふうに思っております。このつわの暮らし推進住宅2年目以降については、木部地域はもう決定をさしていただいておりますが、その他の地域については、議員御指摘のとおりまだ決定されてない状況にあります。

私どもとしては、今回モデルケースとしてことし1年目、どういうふうに民間事業者の方も御意見いただくかということもございまして。そういったことを踏まえると、1年ごとにそういった部分についてはお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） この事業につきましては、大きなあれが入ってくるわけでございますので、なかなか1年ごとといいますと、たかが1億そこそこの事業になると思います。そうしたことで、こういった何が入ってこられるのか、本当に採算ベースに合うのか、そういったところが大変心配なわけでありますが、1年間でこういった営業実績が上がらないということで、2年目はもう取り組みができないというふうなことになるように、検討していただきたいと思います。これについて、そういった不安はありませんか。もう一回、そこのところをお聞かせいただきたいと思います。本当に1億円ぐらいの工事でPFIがやっていかれるのか、採算性があるのか。

なぜ私がこのように申し上げますと、津和野でも実際PFIの10億事業があったわけですが、そのときに、いろいろ議論しました。最終的にはこれは廃止されたわけですが、そういった苦い経験があるんですね、津和野町も。そういったことを思いまして、この事業が取りかかっていたら、すぐ1年で撤退されるようなことであつたら、何のための事業かというふうに思うんですね。

そういった意味で1年間しっかりやっていただきたいが、そこんところをもう一回、課長さんのその決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。これは町長さんにもお願いしてもいいんですが。そういったことについて、ぜひ、5年間なら5年間、5億という金を投入するんですから、それを絶対に1年で放棄されないように、そのようなお気持ちをどのように持っておられるか、お伺いしたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし推進住宅というのは、今、人口減少が非常に厳しい中で、若者定住をしていただくために、地域の持続あるまちづくりを行っていただくために、この住宅を建築しようということで、町としてはその施策を打ち出したところでございます。この施策に対して、今回の手法として、PFIという、こういった形の中でこの住宅を建築するということになりました。

で、議員御指摘のように、今新しい、この手法としての、そのPFIというところの部分で、1年目として内容的にふぐあいで断念することがないのかというところですが、何度もその国土政策研究会のほうと詰めさしていただいて、今、いろんな募集要項等の素案もできたところでございます。

私どもとしては、こういった手法を活用して、5年間、皆さんから要望があつた、そういったつわの暮らし推進住宅を建築していこうというところに、思いに変わりはありませんので、こういった部分については、5年間しっかりこの制度を使ってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、今回、このPFI方式、やってみようかという理由にもなるわけですが、その当初計画の25戸については、過疎債を財源にやりますので、どういうやり方であろうと、それは必ずできるというふうに思っております。

で、我々がこのPFI方式を導入したいというのは、それ以上に、例えば50戸、100戸、やはり住宅供給をしていければという思いがある。だけど、それを過疎債でいつまでもやり続けれるものではございません。これは町の財政的な制約があるということでもあります。ですから、民間資金を投入する、その促進をしていくために、今回、モデル的な取り組みとしてPFI方式を導入したということでもありますから、今回の25戸計画以上に、これから民間資金が入ってきて、住宅建設がなされていくということに、この事業を取り入れていく意義を認めているという次第であります。

と言いましたら、民間企業は、具体例で言いますと、社会資本整備交付金というようなもの、国からの事業補助金を入れていただく。そして事業費の50%はそれを使う。残りの50%は民間が用意をしていただく。そういう中で建設をすれば、非常に経営リスクが低い中で建設がしていけます、民間にとっても。そしてさらには、その部分を家賃に転嫁をしていただきましたら、家賃も非常に安く、若者向けとして提供していけると。そういうような可能性も見出している中で、これを進めていきたいというところでもあるわけであります。そうすると、町が計画している25戸以上に、さらに町内に住宅供給がされていくことを目指していこうというところがございます。

もう一つ、我々がそれを目的としますのは、民間がやはり、これから投資をして事業をしていくということになれますと、恐らく立地条件のいいところに進出をされていくだろうというふうに思っております。ですから、津和野地域や日原地域の中心地は、そういう民間方式でやっていただければ、そこに住宅供給がなされていく。我々が考えている25戸は、できればそれ以外のところの、なかなか民間業者の手の届かない地域に補う形で建設をしていけば、非常に町内のバランスのとれた住宅供給がなされていくんじゃないかということも考えているという次第であります。

このことは、かなり以前から、このつわの暮らし推進住宅、25年先に譲渡をするということを御説明を差し上げたときから、議員さんからは大変貴重な御提言をいただいております。それは、中山間地域へ譲渡する場合と、それから中心地に譲渡する場合では、土地の評価がかなり違ってくる、そこに非常に不公平感が出るんじゃないかというところでもあります。当然、これは、譲渡した後は、固定資産税等は高いほうがかかなり高いわけですから、その部分はある程度は解決されるんじゃないかという思いもございましたが、しかし、もう少しそこを突き詰めて、我々も議員さんからの御指摘をより深く検討してこにゃいかんだろうという中で考えてきたわけではありますが。それで今回、民間資金で提供された場合には、25年先に譲渡をするということは、恐らくうたえないだろうというふうに思っております。

そういう中でありますので、中心地には、そういう民間業者が住宅供給をしていただける、で、我々は中山間地域部分のほうへ、現在過疎債で計画しているものをできるだけ建設をしていくと、そういうことによって、いわゆる25年先の土地の評価の不公平感が解消していけるといいうところ、その辺にも解決策が見出せるんじゃないだろうかと。

そういうようなもろもろの検討の結果、こういうPFI方式をやっていくということが町にとっていいことだろうということでやっていこうということでもあります。

ただ、これについては、議員さんも恐らく御心配なされてると思いますけれども、業者の方々にとっても初めてのやり方でありますので、当初はいろいろ、説明会でもいろんな御質問が出たりするかというふうにも思いますが、我々としては、この国土政策研究会の御指導もいただきながら、先進地事例のことも参考に、こういう説明会をしっかり丁寧に行って、何とか実現をしていきたい。で、モデル事業でありますから、それを成功さしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長から懇切丁寧に御答弁をいただきましたが、私は、この事業が成功することは当然のことではありますが、これを建てられて、果たして若い人が、この5年間で25戸建つんですが、Iターン、Uターン、この事業が成功しましても、本当に津和野町へ若者が帰ってくるのか。ここに帰ってきて、就職をどうするのか。40歳以下の若い夫婦が帰ってきて、生活はそりゃ、住宅を入れることはできますけど、生活圏をどこに求めていくのかといった大きな問題もあろうと思いますね。

よその先進地の事例をとられて、こういった事業を採択されたわけでございますから、私が言うのはやぶさかではありませんが、これを建てられた後、若者が本当にIターン、Uターンをしてくれるのか。この25戸の住宅が満杯になるように、その対策を今後どのようにされていくのか。東京事務所もいろいろ開催されて、いろいろ町長も一生懸命頑張っておられますが、ただ、5年先で25戸の住宅が建った、入る人がわずかしおられない、そういったとき、津和野の若者がそこに入るようでは、現在親子で生活しておられる方がですよ、入られるようでは、この事業の意味がないというふうに私は思っております。

そういった意味でも、このPFIの事業を成功さしていただいて、その後に、どうしてIターン、Uターンの若者を入居をさせるような手法を考えておられるのか。町長いろいろ考えておられるとは思いますが、そういったところの、もう一回、強いそのお気持ちをお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君、回答は担当課長でいいですか。

○議員（1番 後山 幸次君） はい、いいですよ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、住宅の提供に加えて、その雇用対策というようなところについても、今後は検討していかなくてはならない部分であろうかと思っております。

現状として、雇用対策につきましては、今回、夏の時期でありましょうか、ソフトウェアの会社の方が、津和野地域のところで空き家を活用して入ってこられるというよう

な状況もございます。そういった、投資の少ない企業の誘致というようなところで、8月には、四国のほうで、そういった先進事例がございますので、そういった調査、研究もさしていただいたらというふうにも考えておるところでございます。

入居者の方の公募に当たっては、東京事務所等を中心に、インターネット等でも情報を発信させていただきながら、入居者の皆さんにできるだけ希望を多くとるような情報発信の方法を、今から考えていきたいというふうにも考えております。

もう一つは、ことしの5月から、つわの暮らし相談員さんという方2名、配置をさせていただきました。こういった方々についても、これ、入居後のことも含めて、サポート体制もしっかりしていこうということで配置をしているところでございます。

また、住環境でいいますと、空き家の活用というところで、基本的に空き家の全体像というところを、なかなかつかみ切れてないところがございますが、今年度、邑南町や雲南市、そういった先進事例も参考にさせていただきながら、この空き家の全棟調査といたしますか、全町調査を行っていきたいというふうにも考えております。

雇用対策というのは非常に難しい課題ではございますが、そういったところを含めて、今後この住宅が最大限効果を発揮できるように、議員御指摘のとおり、しっかりと政策については立案をさせていただきたいというふうにも考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 具体的なことは、先ほど課長がもう申し上げたとおりであります。住宅だけで定住がなされるものではございません。仕事の確保、あるいは福祉、医療、教育、そうしたところが相まって、住みよい、また住みたい津和野になっていくというふうにも思っているところであります。

そうした観点から、福祉のほうも、本年度から保育料の負担軽減策、そうしたものもとっているところでもありますし、また、まちづくり委員会というような制度も、これは、ただ単にU・Iターンで来てもらうということではなくて、その地域の中で受け入れて、そして地域の中でそういう楽しみを持ってもらう、価値観を高めていただく、そういうこともやっていこうということから、このまちづくり委員会制度というものも創設をしたものでもありますし、であるがゆえに、住宅の候補地についても、一旦まちづくり委員会から投げかけさせていただいたという経過もとらさせていただいたところでございます。

今後、この住宅政策にしましても、過疎債を使わしていただくわけでありませぬけれども、この過疎債を使って住宅建設ができるようになったのも、とりあえず財政再建をこれまでやってきまして、実質公債比率が18%以下落ちてきたと、そういう状況の中でやれる、やることのできる事業だというふうにも思っているところであります。当然、今後厳しい財政、この歳入の減少というのは、今後も考えられるわけでありませぬから、決して財政的な楽観はできないわけでありませぬが、実質公債比率が18を再び超えない

ようにということを考え合わせながら、こうした住宅政策にも力を入れていこうというようなどころでもあります。

繰り返しになりますが、これまで申し上げてきたことでもあります。そういう面から見ると、来年国勢調査がああして行われますので、ようやく26年度からいろんな施策、動き始めたということで、若干スタートが出おけているところはありますけれども、しかし、そういう事情、やむを得ないところでもありますので、今後、一つ一つの政策をしっかりと成果を出して、また、いろんな面でやってきておりますので、その事業との相乗効果というものも高められるように、しっかりと検証しながら定住へ結びつけていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 大変ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。青原小学校について、質問をさせていただきます。

青原小学校の建設問題については、この前の20日の全員協議会で説明をされて、大半はわかったわけですが、本来なら、執行部から協議事項として提案をされるべきであるというふうに私は思っております。今回の問題は、議会側から議長にお願いして協議事項を申し入れをした、このような経緯があるわけですが、私は、青原小学校問題は、重要な案件と思っておりますので、そういったことを執行部のほうから提案をしていただきたかったというふうに思っておりますが、まあ、前置きはこのぐらいいにして、本題に入りますが、今回、最終的な図面であったろうと思っておりますが、そのように受けとめてよろしゅうございますね。まず、それが第1点と。

今回校舎の、これが3階建てでいろいろ変更されまして、特に気になったところは、階段が4メートルの幅であったのが5メートルにされております。そうして、校舎の延長が1メートル長く、設計が変えられております。これは大変、階段を4メートルから5メートルにされたということは、素晴らしいことであろうというふうに私は評価しておるんですが、できましたら、中にあるもう一つの階段も、幅を4メートルから5メートルにしていいただいたら、2階、3階の階段であります。避難時期のときに大いに役立つんじゃないかというふうに思った次第でございますが、何せ面積が決められておりますので、2カ所とも広げることが不可能であったというふうに私は理解しておりますが、1カ所でも広げられたということは、大変、私は、前進した設計であるというふうに思っております。

次にお伺いしますが、この前の説明でもありました、現在、基礎くいが118本ぐらい確認されているようではありますが、そのうちの38本は一応障害なので、結局支持率がないというふうに判断されて、38本ぐらいは撤去されるようではありますが、これを抜かれたときにどのような、あと、工法でやられるのか、また、新しい工法はそのパイルを打たれるのか、コンクリートパイルを打たれるのか、それとも抜いたところはグラ

ウト工法でやられるんであろうと思いますが、どういうふうなんでやられるのか、恐らく、ケイソウ工法でやられることはないと思うんですね。くいを新しく打ちかえるちゅうことは、恐らくできないと思うんですよ。そうしたときにはグラウト工法でやられると思うんですが、それで支持力が出るのか、出ないのか、その点の心配があるんですが。

そもそも、専門家が重力検査をされてやられるんですから、我々素人がどうこう言うべきじゃないんですが、あそこの土地が軟弱地盤であるということでもありますので、なおさら基礎構造物には力を入れていただきたい、このように思っておるわけですが、38本のパイルを抜かれた後、どういうふうな工法でやられますか。それについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 後山議員にお伺いしますが、通告内容と若干質問の中身が変わっておりますが、教育長、答弁できますか。

○議員（1番 後山 幸次君） 議長。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 議長から御指摘がありました。若干内容が変わると言いますが、私は青原小学校について、設計業務の進捗状況と工程計画について問うておるわけですが、別にこれを、質問の何から外れとるとは思わんわけですが、青原小学校の基礎くいがどういうふうになるのか、そのことをお尋ねしとるんでありますので、御理解いただきたいと思いますが、もしかそれが認めていただけようなら取り下げます。

○議長（沖田 守君） 教育長。質問の中身が、設計業務の進捗状況と工程計画、こういうふうになっておりますので、このことについて回答してください。教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校に関する御質問について、設計業務の進捗状況、並びに工程計画についてお答えさせていただきます。

設計業務につきましては、昨年11月26日に一般競争入札を実施いたしまして、石川建築設計室が落札しております。12月2日に契約を締結しまして、翌日の3日より業務に着手しております。

平成26年2月5日開催の議会全員協議会におきまして、建築面積1,482.22平米、鉄筋コンクリートづくり一部3階建ての基本設計の概要を御報告しております。

2月中旬に、既存校舎の基礎部分の解体工事中に、建築当初の設計図書にない既製コンクリートくいの基礎が発見されました。さらに、基礎解体後、急傾斜崩壊危険区域側の敷地から湧水が発生したため、設計の見直しを行う必要が生じました。また、3月に敷地内の地質調査を行った結果、基礎地盤が軟弱であることを確認しており、地盤の改良も必要となりました。

以上のことから、校舎建設に影響するくいの撤去、排水対策及び校舎位置の見直しを行い、青原小学校との協議を経て、建築面積1,773.34平米、鉄筋コンクリートづくり3階建てに、設計内容の変更を行ったところでございます。

工事費の積算を行った結果、約300平米建築面積が増加したことや、くいの撤去、排水対策に係る新たな工事費の発生により、工事費の増額によりまして、現当初予算額に不足を生じることとなったため、本定例議会に第2号補正予算として、3,917万円の補正額を計上しているところでございます。

工程計画につきましては、補正予算の御承認をいただきましたら、早速に一般競争入札の公告を行いまして、7月中旬に入札を執行し、7月下旬ごろに臨時議会の開催をお願いしまして、工事請負契約について提案させていただきたいと考えているところでございます。

工期につきましては、新たな校舎で卒業式が迎えられるよう、2月末までの完成を目指したいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） あわせて、議員御質問のパイルを抜いた後の工法でございますけれども、本数ですけれども、一応34本を抜く予定にしております。で、抜いた後は、土壌改良として、コンクリをまぜた土を中へ埋めていくというような形で工法を考えております。

それから、土壌改良の方法につきましても、ドリルで穴を土にあけまして、そこへコンクリと土をまぜたものを埋め込んで固めていくという、先ほど議員さんのおっしゃられました工法によって、工事を予定をしております。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時24分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目でございます。定住施策の推進についてでございます。

当町の人口は平成17年9月合併時点9,515人でありましたが、現在わずか8年10カ月の中で約8,000人と激減し、県内で最も人口減少率が著しい町として位置づけられております。人口減がもたらす影響は、基幹産業である農業、また観光業にとどまらず、教育、医療や福祉の分野までにも及び、いろいろと問題を提起しております。

また、そのような中、昨年7月28日には、当町及び山口県北部を襲った未曾有の集中豪雨による被害が追い打ちをかけ、町内から転出される住民もあり、高齢化の進展の中、人口減少に歯どめのかからない状況にあります。今後においても、自然減の傾向が続くことが予想され、将来的に町運営の縮小化にもつながりかねません。

今こそ、人口確保についての対応が、当町においての最重要課題と認識し、定住対策に本腰を入れて取り組むことが必要であると考えているところであります。

そこで、定住施策の推進についてお聞きいたします。町長の施政方針では、当町の将来を担う若者等の地元定住を促進し、活力に満ちた魅力あるまちづくりを行うために、従来からある「定住奨励金制度」の廃止、見直しを検討されているようでございますが、廃止するに至った理由、並びに新たな対応は、どのような観点に立った施策なのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 御手洗君、2項目、3項目続いて質問してください。

○議員（8番 御手洗 剛君） それでは、次に若い世代の定住を促進するために、つわの暮らし推進住宅の整備がされますが、それに伴う環境整備としてどのようなことが必要であるかをお尋ねをいたします。

また、人口減少に歯どめをかけるには、若者のみならず、定年退職者や中高年等のU・Iターン者の受け入れ施策も必要と考えますが、このことについてもお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住施策の推進についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。若者等の定住を促進する「定住奨励金制度」につきましては、平成18年度から平成25年度までの8年間で452件、総額3,375万5,000円を交付してまいりました。

この間、津和野町の住民基本台帳上の人口は、平成18年3月31日と平成25年3月31日を比較して、1,420人、率にして14.8%減少しております。

これらの状況を踏まえ、より効果を発揮できる制度を構築するため、課を横断した定住施策や定住プランなどを検討する定住プロジェクトチームを庁内に設置したところでございます。定住奨励金制度につきましては、平成26年度も従来の制度を継続して実施することとしておりますが、見直しにつきましては、定住プロジェクトチームを中心として現在検討を行っているところでございます。

続いて、二つ目の御質問であります。つわの暮らし推進住宅の整備につきましては、若い世代が定住することにより、集落機能の維持及び活性化を図ることを目的としております。

つわの暮らし推進住宅入居者の募集につきましては、「自治組織に加入し、地域活動に積極的に参加できる者」という資格要件を加えることとしておりますが、U・Iターン者を定住に結びつけるには、地域との良好な関係をつくることが重要でございます。つわの暮らし推進住宅の整備をきっかけに、地域が主体となって「暮らしやすいまちづくり」について考え、実践していただくことが集落の活性化につながると期待をしているところでございます。

三つ目の御質問であります。議員御指摘のとおり、人口減少に歯どめをかけるためには、若者のみならず定年退職者や中高年を定住につなげることも重要でございます。

御質問の受け入れ施策につきましては、住宅や交通、医療の確保など、定住につなげるためのさまざまな施策を関係機関との連携により、総合的に展開していく必要があると考えております。

住宅の確保につきましては、今年度から空き家の実態調査を行い、空き家情報バンク事業を推進するとともに、空き家改修補助金や家財の片づけ助成制度などにより、空き家を活用した受け入れ施策の展開を図ってまいりたいと考えております。また、今後につきましては、高齢者世帯が安心して生活できる高齢者住宅の建設についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 定住奨励金制度の見直しについて御質問申し上げました。質問をいたしましたのは、この見直しをせざるを得ない状況、また新たな見直しについては、どのような観点に立っての施策を目指すか、このことについての御回答をお願い申し上げたいと思います。再度、御質問をいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の、まず最初に、見直しに至った理由というところでございます。

先ほど議員のほうからも御指摘がありましたように、平成17年に合併をいたしまして、平成25年の3月末、そういったところの人口比較しますと、やはり14.8%、そういった、県内でも一番の減少率となったということでございます。

それに、その前の段階、国勢調査の数字でございますが、平成17年と平成22年、この国勢調査時を比較しても11%の減少率ということで、これについても県下で一番の数字であったということでございます。

で、この平成17年から平成22年の間、それから合併をしてから平成25年までの間、基本的には従来行っております奨励金の交付ということを継続して実施をしてきたということでございます。答弁書でも御説明をさしていただいておりますが、8年間で総額3,300万円の交付をいたしているということでございます。

なかなか、この減少傾向、経過といたしましては、とどまってない状況にあります。しかも、年齢の内訳で減少率を見ますと、0歳児から14歳までのところで大体28%

程度減少していると、それから、15歳から64歳までのところで20.3%という、そういった数字も出ております。奨励金については40歳以下の方を対象とした奨励金を今までも交付してきたわけなんです、なかなかその辺でいいますと、そういった事業のところの部分での効果がなかなか出ないのではないかと、そういったところがありまして、今回この奨励金制度の見直しというところを検討させていただいているということでございます。

で、続いての観点でございますが、基本的にこの定住のための施策、ここについては今回課を横断した組織として、定住対策プロジェクトチームというのを設置をさせていただきました。

今年度に入りまして、今2回目の会議を予定をしております。課を横断するということ、ここでいいますと、各課からこの定住プロジェクトチームにつきましては、委員の方、出席をさせていただいて、それぞれの担当課で、定住に関連するいろんな施策、この部分を総合的に実施しようということ、現状的には各課の定住支援の取り組み状況等を今まとめている最中ということでございます。

そういった総合的な視点の中で、この奨励金制度の部分を見直しを図りまして、今後の定住施策、特に人口減少を食い止めるための施策をどう展開していくかというところで、現状では検討に入っているというところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御説明をいただきました。平成26年度においても従来の制度存続との回答をいただきました。一応の安心をいたしました。

従来の定住奨励金制度においても、一つには若者定住奨励金についてはU・Iターン者だけの対応でなく、出産祝い金のように、津和野町に住所を有し、引き続き定住する意思を持った方が、第3子以降の子供さんを出産をされた場合、祝い金15万円を交付するものでございます。少子化が進んでいる状況にあつて、子育て世帯には大きな支援策であり、理想的な対応であると考えております。

また、定住プロジェクトチームの設定がなされたようでございますが、担当課だけでなく各課連携の中で、今後活発な協議、検討がされることを期待いたします。

なかなか、見直しの具体策は今からであろうというふうに思っておりますが、従来の定住奨励金制度を踏まえつつも、時代の環境変化に即応した定住策として、より効果的な制度改革は必要であろうと考えるところであります。

つわの暮らし推進住宅の整備に合わせての環境整備についてでございます。U・Iターン者を含め、若い世代の定住は集落機能の維持、活性化が図られることが期待されております。何より、地域との良好な関係が必要不可欠でございます。そのために、受け入れ先での細かなサポート体制の確立が重要でございます。まちづくり委員会を中心に受け入れに向けた十分な協議を急ぐ必要があります。

また、全国公募で入居者の受け入れを行うということではありますが、何よりも若い世代に魅力あるものでなくては応募は限られると判断をされます。定住するための要素として、職場までの通勤距離、乳幼児世帯であれば、保育や教育環境の整備等が考えられます。

木部地区におきましては、過疎化が進む中、つわの暮らし推進住宅の建設が実現するというので、久しぶりに明るい話題として捉えられておりました。そのやさき、突然に町執行部より、保育士の確保ができない中、国の保育基準に満たすことができない、また、現状の施設が耐震基準に見合わない等の理由で、木部保育園並びに直地児童館を畑迫保育園に統合したいとの説明会が2度にわたって開催されました。この提案には地区民のほとんどが、この地から園児の声が奪われるとともに、木部の将来を担うであろう子供たちとの触れ合いの場がなくなり、それだけでなくも少子高齢化の中で、ますます過疎化に拍車がかかるのではないかと、反対意見が2度の説明会で大勢を占めておるところであります。

また、このことは、建設予定のつわの暮らし推進住宅に入居されるであろうU・Iターン家族にとって、保育、教育環境がこの地に確保されないとして、入居選択の阻害要因にもなりかねません。

当町の定住施策として大きな目玉であるつわの暮らし推進住宅建設が真の人口確保施策となり、地域の活性化につながるものでなくてはなりません。保育園統廃合問題についての再考が必要と考えられますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 質問の御趣旨は保育園の再考ということだというふうに理解をさせていただきましたので、そのことについて私のほうからお答えをさせていただきますというふうに思います。

保育園のこの統廃合の関係であります、これまでも議会のほうでも何度も御説明を申し上げてきているところでもございます。また、地域説明会の様子、そうしたことも御報告をしておりますし、またこれに踏まえての町として現在どういう対応をとっておこうとしているのかということも、お話をしてきたとおりであるわけではありますが、もともと、もう一度繰り返しをさせていただきますと、保育園のこの統廃合問題については、大きな一番まず理由を上げるとしますと、保育士の確保が難しい状況になっているということでもあります。それから、十分な安全基準を満たす保育園が運営できない中で、このまま5つの町立の園とそれから児童館、これを運営をし続けていくということは、一つ一つの保育園、館、これの保育体制の非常に不備になっていく、それはまさにその保育園の魅力がなくなっていくということでもございます。そういう現実的な状況を踏まえて、本当に地域の方々には申しわけないという気持ちでいっぱいでもございますけれども、集約化をある程度、保育園を図って、そして数を少なくしてでも、一つ一つの保

育園の保育体制をよくして、そしてまたそれを魅力化につなげていくということが、定住にも重要な要素になっていくということでございます。

ですので、繰り返しになりますが、端的に申し上げるならば、今の体制で保育園を続けていくということはむしろ定住のことに対しても悪影響を及ぼしてしまう、そういうような考え方から、この保育園を統廃合を計画をさしていただきたいと、そういう方針を出さしていただいている、そして地域や保護者の説明会上がっていったという状況であります。

しかし、残念ながら、それぞれの地域、あるいは保護者の方々にこの計画を納得いただけているという状況ではございません。

で、我々といたしましては、これも何度もお話をさしていただいているわけですが、地域や保護者の方々の御理解なくしてこの統廃合計画を強引に進めることはできないと、そういう立場でございます。じゃあ、どうするかということになってくるわけですが、最初にも申し上げたように、だからといってこのままの体制で続けていくということは、安心・安全な体制がとれない保育園を続けていくということにもなるわけがあります。そうすると、町としての運営責任を厳しく問われてくると、そういうことにもつながるわけがありますから、何かの改革を図っていかねばならないと、そういうところでございます。

そうした中で、保育園を木部と、それから直地児童館存続をしていく、じゃあ、その前提に立ったときに、どういう対応をとればいいのかというのを、現在我々としても検討をしているというところでございます。

で、一番、子どもがそういう中で、理想として考えておりますのは、それぞれの地域の皆さんが一緒になって、その保育園を守るために、いろんな知恵やアイデアやまた汗も出していただけないだろうか。そういう中で、町も地域も一緒になって、保育園を存続していくことを努力をしていこうじゃないかということで、まちづくり委員会でのいろんなこの運営というものも御検討をいただけないだろうか、そこはまず町も一緒になって検討してまいりますので、まちづくり委員会でも一度そのことを話し合っただけないだろうかということもお話をしてきたわけがあります。

しかし、残念ながらこれについても、まちづくり委員会で検討することは難しい現在雰囲気でございます。あくまでも町で何とかしろと、まあ、「何とかしろ」という表現は誤解を生むかもしれませんが、町で運営をしていきなさいと、そういうことをお話をされているということでもあります。

そういたしますと、町として、こうしたまちづくり委員会を基本としたそうした何らかのNPO法人なりの立ち上げも難しいという状況でありますから、それを踏まえて、しかも木部と直地の児童館を存続をさせていくという前提のもとに、何をしていくのかというのを、現在考えているところであります。

これはまだ具体的なものではありませんので、きょう現在お話をすることは難しいかというふうに思っております。

ただ、あくまでも一つの選択肢といいますか、考えている中の一つとして、既存の社会福祉法人にそうした保育園の運営を担っていただく、あるいは、新しく社会福祉法人を設立をして、そしてその中で、まあ、障がい者の関係の福祉や、障がい者支援という、そういうこともあわせた中での社会福祉法人がこの僻地での、中山間地域での保育園や児童館を運営をしていく。そういう中で、保育士の体制がとれていければ、町が抱えてる、なかなか、これは、町民の皆さんに何度もお話をしてもわかっただけないところでもあります、いわゆる財政的な、財源の問題、あるいは人の問題、そうしたことが解決をし、また、地域の強い御要望である保育園や児童館の存続にもお互いにとっていい方向へつなげていけるんじゃないだろうかと。そういうような手法を検討していると。

ただ、これはなかなかいろいろ、国の問題、県の問題、クリアしていかなければならない壁、そういうものがたくさんありまして、そう簡単に結論が出せるような問題でもございません。

ただ、いずれにいたしましても、そういう方向で現在検討しているというところでございますので、また町としてお示しができる具体案がまとまりましたら、まずは議会へ全員協議会なりで御説明をさせていただきたいというふうに思っております。そして、その上で、議会のほうで御理解がいただければ、その案を持って、木部やそれから直地、当然畑迫もでございますが、そうした保育園、児童館の保護者や地元の関係者の皆様方に、こういうやり方でどうでしょうか、ということで説明に上がっていきたいというふうに考えているという状況であります。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） この保育園問題を出したことは、やはり現在この地におられる、子供さん方を持っておられる親御さん、また新しい対応として、定住のための推進住宅を建設されて入られる方も同じような立場であるということで、同時に定住促進につながるという立場に立って質問をさせていただいたところでございます。町におかれましても、積極的な検討協議が今後も図られるということでございますので、よろしく願いをしたらと思います。

それでは、続きまして、質問をさせていただきます。

当町のホームページを開いてみますと、空き家情報の少なさに目につき、県外からの移住者を受け入れる体制としてはまことに貧弱と言わざるを得ません。

最近では、村部のみならず町部においても、空き家が目につく状況にあります。我々この地に住んでいる者にとりましても、この津和野は自然環境に恵まれ、永住するには安心・安全な地であり、その上に歴史的にも文化、観光面においても、他市町村にまさっても劣るものではないと考えております。

人口減少歯どめ策を推進する上で、若者のみならず、県外の定年退職者や中高年の方々に移住していただく具体的施策が必要であろうかと思えます。そのために、空き家情報の充実は不可欠であります。ホームページへの掲載や各種の情報を、町外や県外へ自信を持って発信できる体制づくりが急務であります。

そこで、空き家情報等の環境整備についての現状と、今後の定住対策として、どのように取り組んでいかれるかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の空き家の関係でございます。

空き家の情報につきましては、今回、つわの暮らし相談員を2名配置したというところで、前段の議員さんにもお答えをさしていただいたところでございます。

先進事例でいいますと、邑南町や雲南市、そういったところにつきましては、空き家の情報バンク、我が町も持っております、そういったところに登録をさせていただいて、その登録した物件に住んでいただくような施策、そういったところが空き家情報バンクということでございますが、その登録件数というのが、議員御指摘のとおり、非常に少ない状況がございます。

で、当町としましては、自治会長囑託員会議のところで、空き家情報の提供ということで、各自治会のほうの皆さんに情報提供を今、お願いをしているところですが、昨年度から、そういった空き家情報の提供でいいますと、1件当たり、登録された場合には2万円をその自治会にお支払いするというようなことで、現時的には非常に少ない御紹介というか、そういった制度を使っていただくところが余り数少ない状況でございます。

で、今年度につきましては、つわの暮らし相談員を2名配置したというところで、先進事例等も参考にさせていただいて、空き家情報というところを全町にわたって収集していきたいというふうに考えております。で、その収集した情報をもとに、空き家情報バンクのほうに登録していくような、そういった施策の部分と、もう一方では、危険な空き家というところの視点、その除却というところの部分ですが、そういったところも含めて、この空き家の調査については行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 積極的な空き家情報で、発信できる体制と申しますか、情報の発信ができるような動きを活発化させていただくことをお願いします。

人口減少に歯どめをかけるU・Iターン者の受け入れ施策は津和野町の将来を見据えたプロジェクトでございます。近年、都会地の東京、大阪にて開催の受け入れのためのキャンペーンが実施をされております。それに行政、民間が協力して参画されている状況でございます。その結果、当町にも、数名の方が移住されたり、農業法人等で研修がなされておるといことがうかがえます。特に、村部においては、新たな動きが見えております。

先日、隠岐の海士町へ、定住施策の推進についての視察研修がございましたので、私も参加をいたしました。Iターン者の生の声や、町長の定住推進についての熱意を感じたところでもあります。特に、Iターン者の中には、定着後、みずからが企業起こしをし、活発にお話をされる姿も見て、隠岐を定住の地として自信を持って頑張っておられる姿を見ると、大変その動きに興味とうらやましさを感じたところでもございます。

海士町は御存じのように、2,400名程度の人口でございます。町の存続について、町長みずからが先頭に立ち、職員や地元住民に対して定住施策について提案し、その必要性について訴えられ、その結果としてこのような動きが見えております。また、人口減少にもある程度の成果を見ておるといことで、町長みずからが誇りにお話しをされる姿がございました。

当町におきましても、先般、東京文京区に津和野町東京事務所が開設されました。今後において、このような受け入れの機会に、それを好機と捉え、官民で積極的に参加することが必要であろうと思います。行政におきましては、担当課職員の参加だけでなく、幹部職員の参加、またトップセールスとしての町長みずからが参画されるような定住者受け入れ対応に積極的に参加されるお考えがあるかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 島根県内では、海士町、非常に、定住を始めとしたさまざまな事業を成功されておまして、全国でも取り上げられるような定住先進地であろうかというふうに思っております。

当然、津和野には津和野の歴史があり、特色があるわけでありますから、その物まねではまた成功には至らないと思っておりますが、しかし、行われてきたことのいいところ、そういうものは参考にさせていただきながら、また津和野町独自の施策へ生かしていくということが大事であろうかというふうに思っております。

そうした中で、津和野町も2年前から、イノベーション・フォー・ジャパン事業というものも始め、今ファウンディング・ベースというふうに進化をしております。当時は大学生のみでありましたが、最近では大学を卒業した首都圏の社会起業家がこうして津和野に来てくれておまして、それがさまざまに地域で頑張ってくれております。

また、先ほど前段議員にも津和野高校のお話が出てまいりましたけれども、こうした取り組みというのまさに、このイノベーション・フォー・ジャパンからファウンディング・ベースへというそういうつながりの中で、首都圏のNPOとさまざまに津和野町は現在連携が深まってきております。そういうところから、今までは縁がなかったすばらしい人材がこの津和野に入ってきてくれて、徐々にではありますけれども、私自身は、少しずつ津和野が、ようやく今、動き始めているというところの手応えも感じているというのも事実でございます。

そのほかにも、現在は東京のNPOさん、そういうさまざまなところを御紹介をいただく中で、今後婚活の事業、そういうものも計画をしております。いろいろなネットワ

ークを使いながらさまざまなことを定住対策へと結びつけてやっていきたい、そういうような思いも持っているという次第でございます。

海士町に比べると、まだまだ、後を追って、本当にその一步を進んだ段階が津和野町であろうかもしれませんが、しかし、これまでとは確実に今変わり始めていると、そして海士町へ、今、追いつけ追い越せというような、そういうところへ始まりが今見えてきたと、そういうような思いでもあるわけであります。

こうした中で、私自身の、その姿勢ということをお尋ねをいただいているわけでございます。

その定住の会というのが、どういうものを想定されたものかというのが、ちょっと私には、御質問を聞く限り想定できませんでしたが、有益なもの、あるいは意義あるものであるということであれば、当然私みずから出席をいたしまして、そういうものへ、いろんな津和野のPR、そうしたことにもつなげていきたいというふうに考えているところであります。

もともとこのイノベーション・フォー・ジャパンを始めたときにも、私が東京へ行ったその機会に60名ぐらいの大学生と膝詰め面接をして、酒も酌み交わせながらいろんなことを、津和野のことをお話をし、語り合いながら、そして厳選をした4人に来てもらったのが始まりでございます。ですから、そういう意味では私自身も、その行動というのはこれまでも、またこれからも、山内町長におくれをとらないように、またしっかり頑張っていきたいと、そういう思いでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） よろしく願いをしたらと思います。

それでは、次の事項に移らせていただきます。農業の担い手確保についてでございます。

現在、当町には中心経営体担い手として、11の農業法人、1農業生産法人、11の集落営農組織、そして31名の認定農業者が位置づけられております。

水稲生産においては、平成26年度に当町に配分された水稲作付面積400ヘクタールのうち、担い手の作付面積は214.7ヘクタールでカバー率53.7%にあります。農業生産が高齢化の影響から個別農業者から徐々に担い手に移行しつつあります。

そこで、農業の担い手確保についてお聞きいたします。農業従事者の高齢化、減少化が進行しており、これを放置すると、国民に対する食料の安定供給や、多面的機能の発揮の確保が困難になることは明らかであります。

当町においては、基幹産業である農業担い手確保が喫緊の課題であると考えます。人・農地プラン作成の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、既存の農業法人、集落営農組織や認定農業者等は農業の担い手として大きな役割を果たしております。

しかし、高齢化により経営存続が危ぶまれたり、農機具等の更新費用負担で経営は総じて厳しい状況にあります。

また、個別農家が高齢化により、リタイアすることが顕著な中、ますます担い手に農地を委ねることが必至の状況にあります。持続可能な担い手確保と支援策が必要と考えますが、このことにつきましてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農業の担い手確保についてお答えをさせていただきます。

まず一つ目の人・農地プランについてでございます。

農地の荒廃や耕作放棄地の増加を防ぐため、地域の担い手を中心経営体に据えた「人・農地プラン」の作成を進めるよう、国から指導を受けてまいりました。

平成24年度には、脇本、上横道、部栄の3地区のプラン作成にとどまりましたが、平成25年度中に全町を対象にした人・農地プランを完成させるため、旧町単位の2地区で作成に取りかかりました。

中心経営体として、町内で組織されている11の農事組合法人と有限会社フロンティア日原を核として、認定農業者や新規就農者を担い手に据え、合意形成を図ってまいりました。

しかし、プランにおける中心経営体だけで全農地をカバーすることは現実的には困難であり、平成26年度以降に見直しを図っていく予定でございます。

今後、新たな農事組合法人等の組織の立ち上げを推進し、担い手不在地区の解消に向けた協議を進めたいと考えております。

二つ目の担い手確保と支援策についてであります。

津和野町では、農業後継者やU・Iターンによる就農を支援するため、国の補助事業を活用した研修制度、県の定住財団の制度に町単で上乗せした研修制度で、将来担い手になり得る人材を育成しておりますが、Iターンによる研修生がどこに定住するかは決まっておらず、定住に必要な条件を満たすための準備も必要であり、住宅の確保や農地の確保などに取り組まなければなりません。

津和野町には農事組合法人が11法人あり、農地を集約された上で営農活動されておりますが、未組織の地区については、農機具を共同化して支出を抑えるためにも、法人設立や集落営農など組織化により担い手を確保することが必要と思われれます。また、Iターン就農希望者を呼び込み、営農体系を確立することも選択肢の一つではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 人・農地プランの動きも聞いたわけでございますが、なかなか思うように担い手が育っていないという状況にあり、既存の担い手に委ねる

という状況にあらうかと思っております。今後、担当課におかれましても、積極的な対応をされますようお願いをいたします。

次に、持続可能な担い手確保と支援策についてお聞きをいたします。

個別経営体の高齢化と相まって、農業法人や認定農業者等の担い手においても、同様に徐々に高齢化で世代交代が必要な時期を迎えております。個別農家から担い手に農業経営を委ねることが多くなる中、担い手としては、条件不利地の引き受けは拒む傾向にもあると思われます。このことは、担い手にとっては、労働の割には収益性の低い農地の引き受けはしたくないという本音のあらわれであります。加えて、農政の大転換の時期を迎え、米の直接支払交付金が本年度より半減する等、農業者にとって先の見えないことが不安材料となっております。

また、水田圃場を基盤整備してから、早いところでは二十数年以上が経過しております。そうした圃場も多く、再整備が必要な状況にもあります。水田農業が中心の当町にありまして、耕作放棄地拡大を防ぐとともに、持続可能な担い手確保の視点に立ち、一定規模以上の農業経営者を対象に、施設や農機具等の更新費用の助成制度の創設と、将来を見据えた農用地の基盤整備に向けた補助制度の導入等、思い切った対応が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 担い手の確保につきましては、大変重要なことと思ひ、人・農地プランのほうも今は大まかな作成をしておるところですが、実際には各農地を見れるような担い手が育つてるとは言えない状況であります。

で、今後は、人・農地プランと農地中間管理機構のつながりというものが深まってまいります。で、そのときに中間管理機構は、耕作ができない、いわゆるリタイアした方から農地を預かるということは言うてはおりますが、ただ、その後、担い手が受けない農地については最初から受けることはできないというような厳しいことも言われておりまして、なかなか中山間地域の農地にとって、農地中間管理機構が果たして役立つかどうかというところは疑問な点もございますが、ただほっておくことはできませんので、担い手が欲しいという農地につきましては、なるべく集積しながら、経営面積をふやしていくことを進めていかなければならないと思っております。

ただ、先ほど議員が申されましたように、圃場整備して20年以上の農地も多くございます。20年たちますと、今の大型機械が入れない圃場等もございましたり、それからモグラなどによる穴があいて、水の確保がなかなかできづらくなったという圃場も聞いております。で、そういったところにつきましては、第2圃場整備として、国の新たな制度があると聞いておりまして、個人負担も少なく済むというふうに聞いておりますので、現段階では、災害の関係がございまして、すぐにこの制度を活用してやりましようというわけにはいきませんが、災害が落ちついた段階では、この制度を取り込んだほうが良い圃場につきましては、積極的に活用していただきたいと思っております。

ただ、農機具につきましては、現段階ではいい圃場制度がございませんで、今のうちにさまざまな補助制度による余剰金をつくっていただいて、農機具の更新に役立てていただきたいというのが本音でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 課長のほうから、農機具についての更新等についての対応はなかなかしづらいと、今現状にないというふうなお話もあったわけでございます。法人等にとりましては、まあ、ある程度の対応は、いろんな農業関連の事業の中でそういった対応ができてることも事実であります。中山間地直接支払等の交付金等も利用して、それを法人の経営にも充てるというふうな実態であるわけです。

J Aグループにおきましては、平成25年度と26年度を対象にこの農業法人、集落営農、認定農業者を対象にいたしまして、1 J A、この西いわみでは、総額1,500万の予算づけがなされました。もう既に、26年度においてはその受け付けを終了するような状況にもあるわけでございますが、かなりの担い手の方がその対応をされた現実があるわけでありまして。いかに経営が厳しい、特に更新においての機械装備、施設装備が難しいという現状のあらわれであります。

J Aグループにおきましても、今年で2カ年目が終わったわけでありまして、特に今後については、その対応がなされるような動きにはなっておりません。当町において、持続可能な担い手確保に向けた対応として必要な施策であろうと考えますので、検討いただきますことを期待いたして、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で2時まで休憩といたします。

午後1時52分休憩

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。

私も今回初めて一般質問をするわけでございますが、どうかよろしく願いをいたします。

私のほうの質問でございますが、先ほど御手洗議員のほうから質問がありました部分と重複する部分もあるかと思いますが、そういった部分につきましては省略をしていただいても結構、回答について省略をしていただいても結構というふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

早速、通告に従いまして、一般質問をいたします。

私の場合、まず第1点に農業、農村対策について質問をいたします。昨年の12月ですか、政府が農林水産業・地域の活力創造本部でございますが、ここで5年後に米の減反政策を廃止する。そして、26年度から全ての販売農家を対象とする経営所得安定対策の交付金を減額するなど、米の政策の転換を決定をいたしました。その上で、農地を大規模農家に集約するため、都道府県に農地中間管理機構を設置するなど、農業の構造改革に乗り出しました。

また、本年6月になりまして、政府の規制改革会議は第2次答申をまとめ、安倍総理大臣のほうに提出をいたしました。その中身は、農業委員会、農業生産法人、農協の見直しを答申し、農業委員会につきましては、選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とした市町村長の選任制に一元化する。農業生産法人は、役員要件や企業の出資制限を緩和、農協の中央会及び全農の株式会社化など自己改革を要請するものであります。このように現在、農業に関するあらゆる大改革が行われようとしているときでございます。

特に、40年以上続きました減反政策につきましては、米価が下がるおそれが高く、農家の不安は非常に強いものがあるというふうに思っております。

大規模化につきましても、中山間地域である津和野町では、大規模化も限界があり、農家の戸惑いも大きいのではないかというふうに感じておるところでございます。

これらの農業政策、改革が、津和野町の農業にどう影響すると考えられているか、また、あわせて、これらの改革に対する町の取り組みについてお伺いをいたします。

また、あわせて、新たな政策の概要ということで、まず、農地中間管理機構、そして、日本型直接支払制度、この概要についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 続いて質問してください。続いて、人・農地。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、関連がいたしますので、人・農地プランの作成状況と、農地中間管理機構についての取り組み状況について、あわせてお伺いをいたします。

また、人・農地プラン作成の話し合いがなされていない地域について、担い手育成について、今後、個人の担い手あるいは法人、集落営農などの組織化をどう進めていくお考えか、集落ごとに農地プランの作成指導というのはされるのか、このあたりについての御見解を伺いたいと思っております。

また、あわせて、少子高齢化によりまして、農村集落が疲弊をしております。農地や、里山農村景観を守り、集落機能を維持していくための施策、これについてお伺いをいたします。

特に、農地につきましては、直接支払制度、この、国の支援があるわけでございますが、農村景観あるいは里山を守る支援策、こういったものも私は必要であると考えているところでございます。

また、あわせて今、農村集落においては、いろんな行事、催し物、これら、そして冠婚葬祭などの共同体としての取り組みにも非常に支障が出てきている状況もございます。助け合いの輪を広げていく必要があると思っております。

また、近隣の自治会との協力体制、こういったものも取り入れていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。

これらについての所見をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農林、農村対策についてでございます。今年度より取り組まれております新たな農政改革は、中山間地域の農業にとって大変厳しい影響を及ぼすものと受けとめております。政府は5年後に、水稲作付の生産調整を見直すと言っておりますが、実質は減反政策の廃止を意味すると想定せざるを得ません。もし、その政策が実行された場合、大規模生産農家はこれまで他の作物で調整してきた水田を含め、全面積で水稲生産をすることが予想され、既存面積以上の水稲生産が起こることにより、主食用米の需給バランスが崩れ、米価はさらに下落すると予測されます。

農地中間管理機構は、点在する農地を集約し、必要であれば大型農機具が対応可能な圃場整備を行い、大規模生産農家が集積しやすい土地利用型農業の効率化を図ることが、主な目的となっております。

しかし、中山間地域でも出し手に対する集積協力金が交付されるなど、新たな制度を活用することが可能です。

一方で、農村地域の高齢化に伴う農村の多面的機能の低下に対応するために、地域政策として日本型直接支払制度を創設し、これらの制度を両輪として推進することになっております。中山間地域に位置する津和野町にとって、下落した米価が基幹作物である水稲生産に大きく影響することは間違いなく、早急な対策を考えなければなりません。米販売に関しては、津和野ブランドを確立させ、特定の消費者に届けられる仕組みづくりが必要と考えておりますが、栽培基準の決定等、プロジェクトチームによる検討が急がれます。

また、水稲生産だけにとらわれず、適地適作の特産品を規模拡大することも同時に推進する必要があります。一例として、日原式冬虫夏草の販路が拡大をしていることから、培地となる蚕生産に必要な桑園の拡大が急がれております。

農地中間管理機構の政策概要でございますが、農地中間管理機構は、県ごとに一つ設置され、島根県では、しまね農業振興公社に置かれております。農地の出し手の募集や、取り次ぎをする事務については、市町村が受託して進めます。機構は受け手を公募して貸し付けを行い、まとまった面積を提供することにより担い手を育てます。

また、農地の出し手に対して、その農地の規模別に集積協力金が支払われます。日本型直接支払制度の政策概要でございますが、日本型直接支払いとは、多面的機能支払い、中山間地域等直接支払い、環境保全型農業直接支払いの三つの制度を一つの枠で捉えた場合の総称でございます。

したがって、日本型直接支払制度の中に、三つの交付金制度が位置づけられていることとなります。

多面的機能支払いとは、これまでの農地・水保全管理支払制度の組み替えを行い、農地維持にかかわる活動と、地域資源維持にかかわる活動に分け、それぞれの活動に対して交付金が交付される制度です。

平成26年度から農地水保全管理という名称は使わなくなりました。中山間地域等直接支払いは、中山間地域等の条件不利地域に対する支援制度、環境保全型農業直接支援は、環境保全効果の高い営農活動に対する支援制度であり、これらについては、既存制度が維持されます。

続いて、人・農地プランの作成状況については、8番議員の質問でお答えをしたとおりですが、農地中間管理機構については、しまね農業振興公社との間で委託契約を交わすこととなっております。時期については、9月議会以降となる予定ですが、その間も農地中間管理機構の内容紹介や、機構へ農地を預けたい出し手の紹介などを町が受け持つこととなります。

人・農地プランと農地中間管理機構との関係については、中心経営体が存在しないところに農地中間管理機構は生かされませんので、人・農地プランが作成されていることが条件となります。

昨年度の人・農地プラン作成に当たっては、地域ごとに細かい計画が十分協議されないうまま完成させた経緯があります。8番議員にもお答えをしたとおり、今後は、未組織の集落を重点に農事組合法人や、集落営農または認定農業者などの担い手を確保するための手段について、集落ごとに協議を進め、人・農地プランの変更を図っていく所存でございます。

農村景観を守るためには、議員御指摘の日本型直接支払制度を活用した集落での取り組みが効果的と考えますが、里山については、津和野町が取り組んでいる「山の宝でもう一杯プロジェクト」を活用されながら、健全な森づくりを実践していただきたいと考えております。

ただ、集落周辺の山が、集落住民の山林とは限らないため、今後は、山林に関しても出し手と受け手を結びつける山林版の中間管理機構のような仕組みづくりの必要性を感じており、今後検討したいと思っております。

地域づくりの新たな仕組みとして、平成24年度に公民館を単位とした12のまちづくり委員会が設置されました。委員会によって構成組織は異なりますが、自治会や活動団体等、地域の実情に応じて構成されており、議員御指摘の地域での運営に支障を来し

ている行事や催し物なども、助け合いによる取り組みでの解決が期待できると考えております。当まちづくり委員会の次なるステップアップを進める上で、近隣自治会との連携をさらに促進させていただくことを念頭に事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 御答弁をいただいたわけですが、この大規模な農業改革がもたらす影響、当町にとって、私は非常に大きいものがあるというふうに捉えておるところでございます。どうか津和野町独自の農業施策の展開をしていただいて、農業者の所得向上、これを目指した農政をぜひ進めていただきたい、そういうふうにいるところでございます。

先ほど、少し新しい取り組みについての説明をいただいたところですが、まず、農地中間管理機構の関係でございます。この新しくできました中間管理機構につきましては、回答にもありましたように、非常に農地を集約するというので、いわゆる農地を出し手、そのほうに対して非常に支援措置が講じられているということでございます。

こういった支援が、こういった集落にも適用できれば私はいいというふうに考えておるわけですが、先ほどの少し説明を聞きますと、人・農地プラン、こういった計画はきちんと立っていないとこでない、こういったことは対象にならないというような御回答もあったわけですが、まず、そのあたりからお聞きをしたいというふうに思っております。

普通、私はこの農地管理機構ができたときに思いましたのは、例えば、私が農業をもうリタイアしたいと言ったときに「それじゃあ、もう農地中間管理機構ができたのだから私はそこに預けたい」というふうに仮に思ってそういうことを言っても、これは受けつけられないということではないかというふうに感じとるんですが、まず、そのあたりについてひとつお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農地中間管理機構の新しい取り組みであります機構集積協力金というものの中に、経営転換リタイアする場合の支援というものがございます。

先ほど、議員が申されたように、もし本人が、農業からリタイアすると言った場合には0.5ヘクタール以下だと30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタールまでだと50万円、2ヘクタール以上をお持ちの場合には70万円が出し手のほうに協力金として支払われることになっております。

ただ、このリタイアするという条件が、全ての農地、自分の家庭菜園を除く全ての農地を、中間管理機構に出すという条件。それから、自分が持つておる農機具も全て、もう農業をリタイアするわけですから、いらなくなるので、それも出すという条件がつい

てくるそうであります。その出した農地が確実に担い手に渡るという条件がない限り、中間管理機構も農地を受けることはしないと言っております。

仮に、担い手があると予想をして中間管理機構が受け取っても、2年間受け手がいなかったら、また、農地をお返しするというようなことも中間管理機構の説明のほうではありましたので、その辺を考えるともう既に担い手がいることが条件の上で、中間管理機構が預かるというふうに捉えられるのではないかという厳しい部分もあるようでございます。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） そうしますと、やはりそういった地域に、きちんとした担い手がいて、そして、その人が預かるというような条件が整っていない限り、なかなかこの中間管理機構の制度を利用するということはできないという、今で言いますとやはりこの人・農地プランの作成が前提条件ということで捉えていいということでしょうか。

そういうことを考えますと、この制度が本当にこう、津和野町のような中山間地域、零細な農業のところで、私は十分機能をするかどうか、このあたりも非常に危惧するところでございます。

しかし、そうはいつでも、こういった制度がきちんと利用できる地域もあるわけですから、そういった部分については、しっかりとこの制度を利用していく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、もう一つ、日本型直接支払制度の政策概要ということを伺いましたけども、主な変わった点といたしますのが、これまで農地・水管理ということで協定を結んで集落でやられていたと思いますが、その部分が農地の維持、そしてまた、地域資源維持、これにかかわる活動に、これは分かれたということによろしいのでしょうか。

日本型直接支払制度というのは、そうしますと、これまで私は、一番このことで思っておりましたのは、中山間地域等の直接支払い、要するに急傾斜、非常に耕作の不便な地域に出る制度でございますが、それとあわせて今回新しくできた多目的支払い、これと、あともう一つ、環境保全型農業直接支援ですか、そういうことで日本型直接支払制度といえ、その三つが組み合わさった全体を日本型直接支払制度と、これからこう呼んでいくということで、よろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃられるように、新しい日本型直接支払制度は中山間地域等直接支払いと環境保全型、これは今までどおり残るといっておりますが、農地・水保全管理支払いにつきましては、名前が、名称変わりました、多面的機能支払いという名前に変わると。ここでちょっとお断りしておきますが、予算書のほうでは、農地・水保全管理支払いという目の名前が載っておりますが、これ、

9月の議会で目の名称変更をさせていただきます。この点、御理解いただきたいと思
います。

そういうことで、多面的機能支払いにつきましては、農地維持支払い等が加わりまし
て、25年の実績では1,474万8,000円という数字でございましたが、26年
では、膨らみまして2,162万9,000円という数字になる予定でございます。この日
本型直接支払制度につきましては、全体では若干膨らむということではありますが、先ほ
どありました米の直接支払交付金につきましては、今まで10アール当たり1万5,0
00円というものが、半額の7,500円に変わりますので、この辺が面積の直接支払
制度交付金が昨年5,100万円あったものが2,550万円に下がると、ここで2,5
00万円のマイナスになるということが言われております。

それから、作物に対する、転作物物に対するものは、ほぼ現状維持ではないかと思わ
れるんですが、これは2,700万円程度入ってくるであろうと言われております。

そういうことで、多面的機能支払いで若干の500万円程度、600万円程度の伸び
は期待できますが、先ほど言いました直接支払いの交付金が2,500万円減りますの
で、全体的には厳しい状況になるかと思われま。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 少し、もう少しこの点についてお伺いをしたいと思
いますが、新しく創設をされました農地維持支払い、農地・水保全管理の名称が変更
になった部分は資源向上支払いという名称に変わるというふうに思っておりますし、新
しく創設されたのが農地維持支払い、非常に私、これ読んで似たような感じでわか
りにくいのでございますけども、新しく創設をされた農地維持支払いというのは、こ
れはまた新しく協定を結ぶということ、もし、それをやろうと思えば、新しくそう
いった協定を結ばなくてはならないということになるんじゃないかと思いますが、今、課
長が少し金額が1,400万円か2,100万円ですか、そういった膨れ上がるという
ことを言われましたが、新しいこの創設に取り組む集落を見込んで、それは、予算
措置ということによろしいのでしょうか。

そして、もう一つ、この農地維持支払いというのを、ちょっと私読んでみたんですが、
中身が担い手に集中する水路、農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しするとい
う項目がちょっとここに書いてあるんですが、そういった担い手に集中する、そう
いった部分でないと、この農地維持支払いというのは取り組めないのかどうか、そのあたり
はどうでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほどの25年度の農地・水のとときには、共同活動と向
上活動という2項目に分かれておりました。それが、多面的機能支払いになりますと、
旧共同活動を農地維持支払いと、資源向上支払いの2項目に分かれて計算されるとい
うことで、この部分で若干膨らみが出てきたというふうに思っております。組織的

には、昨年が34組織で、ことしの場合が35組織が加わっておると聞いておりまして、新たな協定が必要かというところは、名称が変わったので新たな形が必要なのかもしませんが、計算根拠となるものは同じで、その部分に係数を掛けるところが、項目がふえたというふうな中身ではないかとは思っております。

担い手がどうこうという、その辺の詳しい要綱まで私はちょっと存じておりませんが、いずれにしても、どこの集落においても担い手になろうとする方はいらっしゃると思いますので、これがなかなか適用できないというところはないかと思いますが、この35組織に入られてないところがどこであるかというのは、詳しくはまだ見ておりません。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） これ、新しく創設された部分であるということで、今、町内のそういった新しい取り組みができたということは、もう何らかの形で町民のほうにはお知らせをしておられるというふうにも思っておりますが、仮に、この新しい制度については、申請書の提出時期が12月末ぐらいを予定をしているというような書き方もしてあるんですけども、この制度に、今、多分まだ加入をしていない集落もあろうかと思えます。私の集落もその一つなんでございますが、もし、この新しい制度等も踏まえて加入をしようというような集落があれば、これからも受け付けでやれるということになるのでしょうか、一つ年度が区切って、協定が結ばれているというのなら、無理かもしれませんが、そのあたりはどうでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 12月までに、申請というふうなことがあったということではよろしかったでしょうか。草田議員。12月までに申請……（発言する者あり）

○議員（5番 草田 吉丸君） 私の資料で、ちょっとこれインターネットから取り寄せたものですけども、その中に申請書の提出については、平成26年度の提出期限については12月末ごろを予定というふうに書かれておりましたので、ちょっとそのことでお聞きしたわけでございます。

○農林課長（久保 睦夫君） 大変申しわけないですが、細かい制度については、私のほうも理解しておりませんが、その辺の新たな組織が加わるかどうかにつきましては、また調べて報告させていただこうと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、日本型直接支払制度については以上で置きたいと思っております。

それで、あと、お答えの中にありました、要するに、人・農地プラン等が作成をされている地域におきましては、そういった新たな制度も利用できるということでございます。それは、当然、担い手がいるということが条件のようでございますが、この津和野町におきましても、先ほどからも出ておりますように、担い手確保ということで私が思

うには、津和野地区においては、非常に農業法人という形で先進的な農業を今営んでおられるわけでございます。

日原地区においても、法人といえば「つつみだファーム」こういったところが今一つあるわけでございますけども、私も、担い手についていろいろとこれまで法人のことについていろいろ勉強もしながら、集落的にも勉強もしてきたところでございます。

その中で、今私が考えておりますのは、非常に日本全国と島根県でも大きないろんな条件的な違いがありますように、この津和野町内においても、津和野地区と日原地区の農業、いろいろ私は条件的にも非常に違いがある部分がございます。特に、私が住んでおります地域においては、非常に農地も零細でございます。

そういったところで、いろいろ私も考えてみましたけども、本当に法人等を立ち上げて農地を集積していく、そのことが本当にできるのかどうか、そしてまたいいのかどうか、そういったことも随分考えてきたところでございますが、私の住んでいるところでは、今しっかりと家族農業、それで農地を守り、そして、周りの周辺の里山、そういったことも非常に頑張っておられる農家がございます。

そういった農家の人から言わせますと、やはり自分の農地だから、本当に大切に一生懸命農地を守っておられる、そして、農業をやるのが本当に生きがいであるという方もおられるわけでございます。

そういったところに農地を集積をするということ、それは私は少し国の方針とは反するかもしれませんが、難しいというふうに今考えております。特に、そういった農家の人、皆さん、今はそれぞれの農家が何とか農地も確かに維持されて頑張っておられるわけですが、私はそれはそれで非常に理想的な姿であるというふうに、中山間地域では思っておりますが、どうしても高齢化ということがなりまして、農業ができない、そういう農家も出てきているのも確かでございます。

そういった中で私は、これからのそういったところの担い手について町のほうとして、どういうふうに、お考えかとは思いますが、あるいは法人化を進められるというのか、あるいは、そうでなしに集落営農組織、機械の共同利用、そういったものを特に進めて行かれるのか、そういったところを少しお聞きしたいと思っておりますけども、私は、津和野町が一律に同じような農業形態でいく必要もないのではないかと。その地域地域によって特色のある農業形態があってもいいんじゃないかというふうに思っております。

できれば私は、いずれ農地が手放される農家がおられるわけですから、その農地を誰かが耕作をしないと荒れてしまうわけですから、そういったものを耕作できる組織、そういうところを確かに必要だと思っております。集落にある程度一つぐらゐのそういった組織をつくって、そういった、もう手放さなければならない農地については、やはりそういった組織が面倒を見ていく、こういうことは非常に大事なことだと思っております。

そういった一つぐらいの、農地を持つということではなりませんとやはり法人化をしなければ、これできないというふうに思っておりますが、そういった組織が必要とは思いますが、しかし、全体の農地を集積をするというところまでは、私は今、小さい中山間地域においては無理ではないかというような気持ちでおるわけですが、そういった将来の担い手に対する、少し町としてのお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃられるように、一概に農事組合法人、全てのところに農事組合法人をつくれればいいというものではございませんで、やはり、集積面積と農事組合法人も一組織、会社として、運営するわけですから、その辺の利潤が上がってこなければ、法人を立ててもやっていけないと思います。

そういった場合には、農機具を共同利用する集落営農の形にするのか、いろんな方法を考えなきゃいけない。面積が少ないところで、本当に担い手が農業だけで食べていけるかという部分も検討しなきゃいけない部分があると思います。

町長の答弁の中にもありましたように、里山をきれいにする方法で「山の宝でもう一杯プロジェクト」というのがございまして、そういったことも集落で取り組みながら、担い手が育っていけるような、そういった現金収入の場にもなれば、ということも考えております。

T P Pが、この後どう農業に影響するかという問題が取り沙汰されておりますが、山の林業、山の材に関しましては、もう既に完全撤廃起こっております、数年前から、もう既に自由販売の形になってきて、日本の山の価格が下がってきたという経緯があります。ですから、もうこれ以上下がりようがないという観点で捉えれば、この山をいかに利用していくか、その工夫によっては、山は産業となり得るのではないかというふうなことで我々もいろいろと研究しておりますので、そういったものを通して、山も合わせた農業基盤整備ということも必要ではないかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 農業の担い手について、いろいろと方法もあるかというふうに思っておりますが、やはり、地域地域に合った全てを一律にするという考えでなしに、その地域の特性を生かした農業施策というものを私はぜひ望むものでございます。

次に、農村対策ということで少し御回答をいただいたわけですが、今も少し話がありました、里山を管理するということ。私は、農村に住むということは、まず、農業、農地がきちんと整理、耕作しているということがまず第1の条件だろうと思っております。家の前が全て農地なわけですが、その農地が荒れてきたらそこには住めません。そういった意味で農地の管理、非常にこれが大事であるというふうに思っております。

また一方で、農地の周辺のいわゆる里山です。これも、非常にすぐと、住んでいく条件としては、私は非常に大きい条件であるというふうに思っております。里山をきれいに管理しておくということ、そのことによって集落が非常に明るくなります。そして、皆さんが元気になります。

このことも、農村維持のためには非常に大きな、私は一つのものだというふうに捉えておるところでございます。

私も自慢できるのは、私の住む集落においては、非常に農地の周りの草刈りを、皆さんが本当に一生懸命取り組んでおられます。私が生まれてからずっともう、そういった状況は続いてきておるわけでございますが、農地と、山で木が立っておるところがございますが、その中間が草刈り場になっております。この草刈り場をずっとそういった形で皆さんが秋に草を刈って、それを田んぼにまかれて、それを肥料として活用していく、そういう農業を今、続いてきております。私は、本当に素晴らしいことであるというふうに感じておるところでございます。その草を刈るのに、一銭のお金が出るわけでもありません。

しかし、皆さんは一生懸命刈られるわけでございます。私は今までは、そういったことは、自分の山を、自分が草を刈って、自分の田んぼに入れる、それが当然のことだというふうな見方を私もしていたときもございました。

しかし、よく考えてみますと、このことがいかに集落を本当に明るくしているか、そういったことを最近は本当に痛切に感じております。

そういったことで私は、農地を守ることに、それとあわせて、そういった周辺の里山、もちろん木が生えているところの下はきれいに刈って、周辺の隣地をきれいにすること、これも大事でございます。

そして、草刈り場をきちんといつも毎年管理していくこと、これも非常に集落維持のために大事なものであるというふうに思っております。

しかし、だんだんと高齢化をしてまいりました。そういったことがいつまでできるか、非常に心配をするところではございます。そういったものを、今、国の制度とすれば、先ほど言いました直接支払制度の中で、周辺隣地の草刈りという、そういったところにも充てられるわけでございますので、そういったこともしっかり利用しながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

また、何とかそういったことが続いていくような農業施策、そういったこともぜひ町としてもお考えをいただいたらというふうに思っているところでございます。

それでは、私のほうは、最後にもう1点だけお伺いをいたします。

協働のまちづくり、まちづくり委員会ということについてでございますが、平成24年度よりスタートいたしましたまちづくり委員会の2年が経過をしたわけでございますが、その取り組み状況と成果、今後の課題について、お伺いをしたいと思っております。

また、本年で当初計画の3年が経過をするこのまちづくり委員会、今後どう発展をさせていくお考えか、お聞きをしたいと思います。

また、公民館単位の地域指定で取り組んでいるわけですが、私は、この地域づくりの拠点施設である公民館こそが、その委員会の主体となって、運営できないか、そういうことを希望しているところですが、このあたりについて御見解をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、協働のまちづくり、まちづくり委員会についての質問についてお答えをさせていただきます。

平成24年度から設置されたまちづくり委員会については、地域提案型助成事業の活用等による地域課題解決など、まちづくりの取り組みが進められております。

地域提案型助成事業については、4月末日の段階で平成25年度の事業実績報告がなされました。内容は、集会所の修繕や設備等整備事業の事業費全体に対する割合が最も高く、次いで防災・防犯事業、地域住民の交流事業となっております。集会所の整備や炊き出し訓練を行ったことが、結果として昨年の災害時に役立ったとの報告もありました。

また、まちづくり事業全体の評価に当たっては、各まちづくり委員会に単年度評価シートを提出をお願いしており、平成25年度分の提出期限を6月末日としております。

平成24年度の評価としては、「地域の懸案事項が解決できた」や「地域の抱える課題を共有し、課題解決の必要性を認識できた」等の効果があった反面、「個々の集落ではなく、地域全体で取り組む事業を検討する必要がある」や「若者定住につながる事業ができなかった」等の課題もありました。

今後のまちづくり委員会については、今年度の事業評価や夏期に開催するまちづくり委員会との意見交換会などの結果を踏まえ、平成27年度以降の新たな制度設計等を行ってまいりたいと考えております。

また、公民館が主体になり、まちづくり委員会を運営できないかという御指摘ですが、基本的には公民館に協力をお願いすることは可能であると考えております。一方で、常勤主事の館ばかりではなく、非常勤主事の館もあることから、全館一律での対応は難しいかと考えております。また、既に事業実施から3年目に入り、それぞれの地域で独自に運営を行っておられ、今後において公民館のかかわりを必要とされない地域もあるかと思っておりますので、地域ごとにその対応は変わってくるのではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） まちづくりでちょうど、また実績報告は出たということでございますが、これの取りまとめ、あるいは未来づくり協議会、これらの開催は今からであろうと思っておりますので、これからいろいろと協議もなされるというふうには

思っておるわけですが、これまでの取り組み内容について少し今説明がありましたが、主に集会所の修繕あるいは設備等の整備事業、この割合が非常に高いということですが、私も地元でそういった事務局もやりながら、私の地域もやはりそういうことで、集会所のいろんな備品を整備したり、そういったことにこの提案型事業を利用させていただいておるところでございます。

確かに非常にそういった施設の備品がそろいましたので、話し合いの場としても非常に利用価値が高まっている、そういうことは非常にございます。私は少しこのことで、それはそれで十分な成果を上げているというふうにも思っておりますけれども、もう少し物を整理するというのも大事でございますけれども、このまちづくりを考えた当初の理念といいますか、下森町長のお考えの中に私はいろんな理念を持たれているというふうには思っておりますが、これまで取り組まれた事業の内容、やはり下森町長の思われているまちづくり委員会の方向であったか、もう少しこういったことを自分としては思っているという部分もあるのではないかとこのように思っておりますが、もう1年あるわけですが、いろんな取り組みが出てくるかとも思っておりますけれども、今の時点で下森町長のこれに対するひとつ御見解を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まちづくり委員会と地域提案型助成事業、今年度3年目を迎えているということでもあります。これまでのやってまいりましたこと、それはお一人お一人いろんな考えがあろうかと思えます。まだまだだというお考えもあろうかと思えば、一つ進んだという御意見を持っておられる方もおろうかというふうにも思っております。

特に、このまちづくり急げば急ぐほど、また先を見れば先を見るほど、本当に理想は掲げれば高いわけでありまして。しかし、一つ一つ着実にやっていかなければならないわけでありまして。そのことが大切なわけでもあります。

こうした中で、この立ち上げから3年目を迎えるまでの間、それぞれのこのまちづくり委員会での事業というものが、集会所の修繕あるいは設備等の整備事業、こういうものに集中をしたというのは、これは一つの結果であろうかというふうにも考えているところでもあります。

というのも、この事業を導入する前に、地域課題の概要調査というのを全町的に行ったわけでありまして。そういう中で、それぞれの集落がその当時お考えになっているということ、いろんな課題が浮き彫りになってきたわけでありまして、その中の重要な部分として、現在はそれぞれの集落がコミュニケーションがとりにくくなって、地域の中でもこういう中山間地域であっても、つながりが以前に比べると薄れつつあるというところでありました。

そういう中で、そういう顔を合わせて、まずはコミュニケーションをしていくということ、そこから地域づくりがスタートをする、それが大切なんだという御意見が相当あったというところでもあります。

そういう状況を背景として、例えば、集会所の改修等は、これまでは集会所に行きたくても膝が悪いとか腰が悪いとか、いろんな面で集会所に集うことができなかつた方々もいらっしゃる、あるいはトイレも昔ながらの和式の物であります。そうしたもので、そういうことが少しおっくうになってしまっただけで、行きづらいという環境の中から、その集落へ集うこともできなかつた、そういうところから、このまずは集会所を改修して出やすい来られやすい場づくり、そういうものがあつたというふうにも感じるところであります。

そして、そのほかにもこのまちづくり委員会制度というのは、本来であれば自治会へこの地域提案型助成事業も交付をしたほうが、組織を新たにつくるというよりも簡単であつたのかもしれないというふうにも思っています。

ただ、これがやはりできなかつたのは、こういう事業をやる以上は全町的に網羅されるものでなければならない、そういうやはり公平性も必要だという状況の中で一つ問題になりましたが、津和野地域に自治会のない集落があると、地域があるということでもあります。そうしたところをどう整備していくのかという中で、このまちづくり委員会制度をつくって、一つそういうところから全町的に網羅をしていく取り組みをつなげていきましょう、そういうようなところもあつたわけでもあります。

そうした中で、この3年間やってきたところ、自治会結成までには至っておりませんが、これまでそういう自治会組織がなかつた地域も、いろんな方々の御協力もいただきながら、町内会であつたりとか商店会であつたりとか、そうした形で加わっていただきまして、まちづくりの一つ幅が全町的に網羅されつつあるというふうなところもあるわけでもあります。

そういう意味で、この3年間本当に一つ一つではありますけれども、進んできているというふうにも思っておりますし、それが若干ほかの、もうちょっと先のまちづくりを考えておられる方から見れば、スピード感がないというふうな御意見も出てくるのも当然であろうかというふうにも思っておりますが、我々はやはりできるだけ全町の皆さん一緒になって一つ一つ積み上げていきたいと、そういう思いからこれまでをやつてきたというところでございます。

そして、この3年間やります、これからまちづくり委員会、7月から8月にかけて、私、副町長それから担当課と、全まちづくり委員会へ意見交換に上がってまいります。そうしたところで、これまでのやってきたことをそれぞれ御意見をお伺いしながら、4年目以降どうしていくのかということを検討してまいりたいと思っておりますし、現時点で私は3年で終わるべき事業ではないという考えを持っておりますので、きょう議員からいろいろ御指摘もいただいたということ、さらに今度は、これまではまちづく

り、地域の課題を解決をするということに重きが置いていましたけれども、今後はそれぞれの地域が元気になって活性化をしていける、そういう取り組みにつながっていけるような4年目以降というところで、どういう制度設計をしていくのかということを考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） はい、わかりました。このまちづくり委員会の事業につきましては、地域担当職員、それも全地区に配置をされて職員総出で取り組んでおられる、非常に大きな、私は津和野町の取り組みの一つだというふうに思っております。この委員会を通じて、本当に集落が少しでも前に進んでいく、そういう方向に進むことを本当に切に希望をしておるところでございます。

急に物事が一気に進むということはございませんが、地道な積み重ね、これが大事である、町長の言われたように大事であると思っております。でき得れば、将来の5年、10年先の集落を見据えたような、そういった地域の振興計画と申しますか、そこまで言いますと大変かたいこととなりますけれども、そういったことが話し合いの中で話し合われて、各集落がそういった一つの目標に向かって進んでいくような会議に、私は発展をしていけばいいというふうな気持ちは持っているところでございます。

ぜひ、これを3年で終わらせることなく、私は続けて将来に向けて取り組んでいきたい、というふうな思いをしているところでございます。

公民館の、主体にという部分につきましては、私とすれば、私の地域につきましてはちょうどこの委員会が始まったころに公民館に常勤の職員が配置をされました。そういったところで、私はこれは非常にいいタイミングであると、このまちづくり委員会こそ、そういった常勤職員がいる公民館が主体となって取り組めば、非常にいい方向に私は行くのではないかと申すというふうな思いを持っておりまして、以前も一度そういった会議の中でこのことはお話をさせていただきました。

しかし、聞いてみますと、それぞれの公民館でいろんな事情があるようでございます。常勤の職員がおられない公民館もあるということもありますし、旧津和野地区におきましては、以前から常勤職員でいろんなことの取り組みをされているということでございますので、そういったところにこのまちづくり委員会の事務局を、何をすぐ持っていくということが、なかなか難しい状況であるというふうにも考えているところでございますが、私としてはそういったものを、これだけの大きな町を挙げての取り組みでございますので、事務局体制をしっかりした中で進めていくのがいいのではないかな、というふうな気持ちも思っているところでございますので、すぐにということにはならないかと思っておりますけれども、その辺も御検討をいただきたいというふうに思っております。

いろんなことで、農業問題から発して申し上げましたけれども、何をやるにしても、その地域に人がいなければなりません。定住対策そして雇用対策、本当にもう全力で今取り組む時期であるというふうに思っております。

下森町長におかれましては、十分なリーダーシップをもって町政をリードしていただくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で3時15分まで休憩いたします。

午後2時59分再開

.....

午後3時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序6、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 議席番号7番、寺戸昌子です。通告に従って、3項目質問を行います。

1項目めは、子育て支援についてです。

まず、「子ども・子育て新システム」について。

1、政府は、「子ども・子育て新システム」の本格実施を2015年4月として準備を急いでいるようですが、津和野町は、これをどのように受けとめていますか。

2、全国保育団体連絡会が、同システムについて見解を出しています。それによれば、同システムは保育所にかかわる基準の緩和をするもので、保育環境の悪化を招くことになり、子供の生活と発達を保障するどころか、その安全すら守れないと強い懸念を表明しています。

2013年4月28日には、東京都杉並区の阿佐谷保育園の保育室を使って、新システムで導入予定の保育所の基準を使っての現場での検証を行っています。同保育園の新妻園長は、「検証中は子供がけがをしたらどうしようなどと、物の置き場や机の置き方ばかりが気になっていた。規制緩和されれば、子供たち一人一人の発達要求、お友だちと共感したいという気持ち、興味関心を大事にすることなんて絶対できない」と話しています。このデメリットに対してどのように考えていますか。

○議長（沖田 守君） 続けて質問してください。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 続けてですか。

次に、保育園の統合問題について。

1、私は先日、児童館の保護者から、「他の園でなじめずつらい思いをしていた子供が、直地児童館にかわって、先生方のきめ細かな指導と心遣い、保護者への心配り、保護者同士の触れ合いなどがあり、伸び伸びと生活できるようになった。「今のこの直地児童館だからここに預けて育てようと思ひ、子供を産んだ」。「いろんな事情を抱えた子供がここから集まっている」、「子供の生活リズムが昼夜逆転して夜寝てくれない。大変だけど、気兼ねせずこの新センターに行くことができるので、助かっている」など、たくさんの切実な声を聞いています。4月初めにも、保護者説明会が開かれたと聞きま

した。そのとき出された保護者や地域住民からの切実な声を受けとめ、統合に対する方針は変わりましたか。

2、町長も施政方針で、近年子供と子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、子供や家庭をめぐる課題は複雑化、深刻化しておりますと話しておられるとおり、子育て環境は厳しくなる一方です。集団になじめず、不登校になる子、自己肯定ができずに悩む子、そのほかいろいろな事情を抱えています。そんな今だからこそ、この直地児童館のように、さまざまな事情を持つ一人ひとりの子供や保護者に対応できる環境は、残すべきではないのでしょうか。特に、若者定住が緊急の課題となっている津和野町が、このすばらしい子育て環境を残さないのは、津和野町への若者定住促進策と相反するのではないのでしょうか。

3、町立保育園統合説明会的时候、町から出された資料には、津和野地区が現在の5園体制のもとでは、常勤保育士が13人不足だが、統合されて3園体制になった場合、7人不足になると書かれています。その7人の不足を満たす新しい対策は講じられていますか。

4、保育士の募集が思うように進まない原因は何ですか。募集の手段としては、ケーブルテレビのテロップ放送、チラシの各戸配布・回覧、保育士の資格所有者への直接の声かけなどと聞いていますが、特に直接の声かけは何人できましたか。また、その反応はどんなものでしたか。

5、地域住民の方々からも、町が言っている、地域で一緒に子育てをしようということが、今の児童館だから実践できているのにと、児童館は地域の心のよりどころになっているなどお聞きしました。地域の方々も児童館を大切にされている様子がよくわかりました。「直地児童館の子供たちは、小川地区の運動会に参加しています。小川地区の方から、地域に子供が少なくなっているのに、運動会で子供たちの姿を見られるのをとても楽しみにしているとか、運動会に子供たちが来ないと参加する意欲が湧かないという声も聞いています。高齢者が寝たきりにならず、生き生きと健康に暮らし続ける元気の源の一つに、保育園の子供たちとの触れ合いがあると思いますが、これを続けられるようにすることが大切とは思いませんか。木部でも8番議員が言われたように、保育園の統合には納得されてない方々がたくさんおられるとお聞きしています。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

子育て支援についてでございます。

子ども・子育て新システムにつきましては、平成24年度中の国の協議において一部内容が変更され、名称を「子ども・子育て支援新制度」とし、子ども・子育て関連三法に基づき、消費税増税にあわせ、早ければ平成27年4月からの本格実施に向け、準備が進められているところでございます。

町といたしましても、国の新制度実施時期からおくれのないよう、平成25年9月に、津和野町子ども・子育て支援推進会議を設置し、5年間の子育て支援の需給計画となる、津和野町子ども・子育て支援事業計画を今年度中に策定するため、現在審議を行っているところでございます。今後、津和野町子ども・子育て支援推進会議の中で審議・決定される事業計画に基づき、津和野町の保育子育て支援事業を実施していくこととなります。

続いて、子ども・子育て支援新制度において新設される地域型保育事業は、定員19人から6人の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業に、市町村条例に定められた認可基準を満たすものを認可事業者とし、子ども・子育て支援事業計画の地域型保育給付の対象とすることができるものでございます。

議員御指摘のとおり、国から示された認可基準では、さまざまな事業からの移行を想定し、保育士の配置等が現在の認可保育所の基準より低い基準となっている事業もありますが、段階的に保育士の配置等の質を高めるよう促していくこととされております。

また、面積基準におきましては、参酌基準ではあるものの、国から示された基準が、現在の認可保育所と比べて著しく低いということはなく、町の認可基準についても、最終的には津和野町子ども・子育て支援推進会議の決定によりますが、おおむね国の認可基準に準じていくこととなると考えられますので、その点ではデメリットということにはならないと考えております。町といたしましては、現行制度においても、保育体制等の課題を抱えておりますので、新制度を活用して保育における課題の解決につなげていきたいと考えております。

続いて、保育園の統合問題に関してでございます。

保育園の統廃合についての説明会は、木部、畑迫、直地の保育園、児童館の保護者や関係する地域の自治会長等に対し、2月から4月にかけて行ってまいりました。

保護者や地域の方々へは、現在町が運営している保育園について、保育士の確保が難しいため、保育園を集約し、保育士配置の充実を図らなければ、園児にとって安心安全な保育を続けていくことが困難な状況であるという説明を繰り返し行ってきたところでございますが、直地及び木部においては御理解をいただけていないと、そういうところでございます。

町といたしましては、保育園の統廃合の必要性について、現在のところ他に方策がない以上、方針を変更することはありませんが、これまでも説明会や3月議会一般質問の回答において申し上げておりますとおり、保護者や地域の方々の同意がいただけないまま、廃園の手続を行う考えはございません。しかしながら、同意がいただけないからといって、このままの状態でも保育園を運営するということもできないため、これまでの説明会において、保護者や地域でのNPO法人の立ち上げ等、地域主導による保育園運営を行っていただけないかといった、保育園の存続を前提とした提案をさせていただいている経過でございます。

次に、保護者からの声で、直地児童館の保育のよさを取り上げていただいておりますが、お褒めいただくことは町として大変光栄なことでございます。

児童にとって、その子の個性や園の環境により、自宅近くの保育園が必ずしも適応しているとは断言できませんが、町としては、保育の質の向上を図るために、毎年の保育士研修の実施、職員の定期的な人事異動も行ってまいりますので、直地児童館のみがきめ細やかな指導等を行っているとは考えておりません。どの保育園においても同様の対応をしておりますことを申し上げたいと思います。

少子化対策と重なる子育て支援対策として、本町では子ども医療費の無料化を中学生まで延長することや、本年度より、保育園徴収金軽減の拡張等行ってきておりますが、このことは若者の定住対策の一つとしても考えているところであります。

一方で、3月議会でも他の議員からの質問にお答えをしておりますが、保育園において、保育士不足により、安心安全な保育環境を整えることが困難な現実には直面しては、そのことがむしろ定住対策に逆行することともなり、まさに議員が御指摘になっておられるとおり、保育園の位置以上に、どういう保育環境を提供していくかということが、定住の観点から第一義に考えるべきことと思っております。

次に、保育士の不足部分につきましては、説明会を行った平成25年度末の5園体制においては、国の保育士配置基準に適合させると13名の不足となっており、この不足分を正規職員、嘱託職員、臨時職員、パート職員で補っている状況でございます。仮に計画どおり、3園体制に統廃合を行ったとしても、まだ7名の保育士が不足する状況となっており、このことは何度も申しますが、園児の安心安全な保育という観点からは放置できないことと考えております。

不足する保育士の募集につきましては、常時募集を行っているところでありますが、なかなか応募がなく、町としても、保育士資格所有者等に個別にお願いをしているところでございます。

続いて、これまでも議会の一般質問で何度もお答えをしているところでございますが、保育士募集につきましては、あらゆる方法により行っているところでございますが、成果が上がっていないのは事実でございます。

全国的に見ましても、近年はゼロ歳児・1歳児の受け入れや延長保育の実施により、保育士不足が問題となっているところでございます。町といたしましては、今以上の正規職員の採用増は定員管理の関係もあり、不足する職員分として採用することはできないため、臨時職員やパート職員を主に募集をしております。しかし、先ほども述べましたが、応募がないため、こちらから資格所有者の方々に直接連絡させていただき、お願いをしているのが現状であります。なお、連絡をさせていただいた資格所有者の方にお話を聞いてみると、御自分も子育ての最中にあり、今すぐフルタイムで働くことができないと言われる方が多い状況でございます。

最後に、各保育園においても、地域との連携、密着した行事の開催や高齢者との触れ合い等は大事な活動の一つとして計画を立てており、このことが地域の活性化となり、高齢者の方々の生きがいともなっているということを認めております。

しかしながら、その保育園の運営のために保育士が不足している状況は現実であり、決して町といたしましても、保育園の廃園ありきでお話させていただいているわけではございませんので、ぜひよい御提案がございましたら、御教示いただけたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 子育ての新制度についてですが、新制度を取り入れられるということですが、地域型保育は、子供が減少している地域にも保育の場を確保する方法として、新制度に加えられています。町も認められているとおり、この地域型保育では、保育士資格者の割合が現在より引き下げられます。ゼロから2歳児の保育は、専門的知識をより必要とし、また保育事故がゼロから2歳児に多いという事実もあります。新制度への移行が起きた場合、混乱もあると思われれます。段階的に保育士の配置などの質を高めるのではなく、資格者の割合を下げることのないよう、慎重に対応するべきだと思います。

町は、新制度をデメリットがあると捉えていないようですが、先ほど申しましたように、東京ではありますが、現場での声が上がっています。津和野町の現場での声をしっかり捉え、慎重に対応するべきだと思います。いかがでしょうか。

次に、保育園の統廃合について。

津和野町のどの保育園も、きめ細かな指導が行われています。素晴らしい保育をされています。それはもちろんのことです。しかし、社会が複雑化・深刻化している中で育つ子供たちです。一つの形ではなじめない子供がふえています。直地だから伸び伸び生活ができるようになった子供がいることも事実です。少子化が進む日本で、若者が定住したいと選ぶ町はどんな町でしょうか。他地域、他県からでも移り住みたい地域とはどんな町でしょうか。安心して子育てができる、信頼して相談できる場所があるということは大きな要因です。

津和野町でも、児童虐待に関する相談や通告がふえていると聞きました。児童虐待は、保護者のみで解決できる問題ではありません。この直地児童館のような地域に根差した環境は、今まさに若者の子育て世代が求める場所ではないのでしょうか。このような環境が消えてしまうことは、若者定住が緊急の課題になっている津和野町にとって大きな損失です。今いる若者さえ、離れてしまいかねません。

町の保育統合説明会について、二転三転話が変わる、統合の計画を新聞で先に知って、頭の中が真っ白になってしまった。事前に町から知らせがなかった。突然2月に話が来た。町は子どもをふやしたいと言いながら、子どもが減ることばかり想定して事を進めている。本当にふやしたいのだろうかなど、保護者の町に対する不信感は大きなものが

あります。保護者や地域の願いを受けとめて、安心して子育てできる今の直地児童館を残すべきではないでしょうか。

津和野町の保育士の募集が思うように進まず、保育士不足が統合計画の大きな原因とされています。しかし、条件のよい、安定した雇用先は誰もが探しています。募集の条件、方法を改善する必要があるのではないのでしょうか。看護師の募集のことになります。隣の吉賀町では、一時金を加えるということで応募者がふえたと新聞に載っていました。保育園の保護者の中には、時間に余裕をいただければ、自分で保育士を探してきたいとまで言われる方もおられます。

今現在、工夫をされていると思います。しかし、もう一工夫、もう二工夫して保育士の募集を行ってほしいと思います。保護者や地域の思いが活かされた形での統合計画の見直しを求めます。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 質問事項が大変多かったので、ちょっと抜けるかもしれませんけども御了承ください。

一番最初に、保育園の新システムの中で資格者をふやすという質問だったと思います。国の基準等は、今までの町が持っています認可保育園の基準よりも、地域型で小規模保育等につきましては、保育士の基準を下げております。これにつきましては、逆に言うと、津和野町のような地域におきましては、これまでも統廃合の関係で御説明しておりましたが、なかなか保育園の公立での運営が難しくなって、これからNPO法人であるとか地域の方の保育園を立ち上げる参入の基準となれば、多少は資格基準を低減されたことによって、地域からそういった保育園をやってみたいという人が出てくるのではないかという思いもありますので、全てに対してこの基準が問題があるというふうには思っておりません。

それで、先ほどのデメリットということでありましたけども、国の基準で国が定める従うべき基準というのと、各地域において参酌基準ということとで地域の実情に応じて上回る基準を定めるということがあります。下回る基準を定めることもできますけれど、上回る基準を定めることもできます。基本的には、国が決めてくる基準にほぼ横並びになるのではないかと思いますけれども、これまで新たな基準として示されたものに対して各園で行ってきた基準が、それよりも下回る場合には、参酌基準として下の基準においてでもそれを新しい園の基準として示していかなくてはならないこともありますし、施設的に、面積基準等もありますけども、これはあくまでも国の基準でありまして、園とすればそれ以上の平米数を求める基準を、今後この子ども・子育て推進会議のほうで今後決めていきますので、今の段階では、国の基準をもとに決定していくということでございますので、今年度秋に条例を認可基準等の議会のほうへ提出もしますし、そういった中で検討させていただいたらと思っております。

それから、直地の環境を残すべきだという意見の中で、今の少人数での保育をと、地元説明会の中でも保護者の方から聞いております。直地が今10人程度の保育でございしますが、これまで地元のほうに説明してきました統廃合につきましても、今ストップしたような形ではありますけれども、畑迫に統廃合したりしても定数20から30ということで、極端に50人、60人という大きな園になるわけではございませんので、先ほどから研修等もしておるということで、それから人事異動等もやっておるということで、特に直地以外の保育園が不備があるということではありませんので、人数的には10人であろうが20人であろうが、今の保育体制に変わりはないんではないかと思っております。

それから、事前に話がなかったというようなお話でございしますが、議会のほうの全員協議会に先に御説明をして、地元のほうに諮ると。そして、今は全員協議会のほうが秘密会等ではありませんので、公開しておりますので、それがたまたまマスコミのほうから出て、それから地元のほうに先に知れたということで、地元説明会でも説明が遅かったということでありましたけれども、やはり議会のほうを先に対応させていただいて、地元の説明会に出たということでございます。

それから、募集の関係でございしますが、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、基本的にはこれまでも議会のほうの一般質問で説明させていただいております。正規職員は定数管理の関係上、募集は不足が生じた場合にはしますけれども、それ以外には対応できないということで、今実質募集をしているのは、臨時職員並びにパート職員で採用をかけております。なかなか、臨時・パート等賃金的には安いということでなかなか受け入れてこられない、募集等もありません。そういったことで、募集は町のホームページとか、テロップ放送で流しておりますけれども、募集がないということで、直接職員なり担当のほうに資格を持っておられる方に声をかけさせていただいております。そういったところで了承していただいた方に臨時あるいはパートという形で受けていただいております。

なかなか町の保育園の臨時なりパートのみをほかの職務と区別して金額を上げるといことは、資格を持っておられる方につきましては、持っておられる方の単価にしておりますけれども、それ以上に基準を上げて支払うというのは今の現状では、なかなか難しいと考えておりますので、それについては実施してはおりませんが、一応はさまざまな方法で募集をかけております。

以上です。

○議長（沖田 守君） いいですか。寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 畑迫のほうに統合になった場合の人数が余りふえないという言い方をされたんですが、直地の児童館が直地の地にあるということが、地元住民とのよい関係が今あり、保護者や児童ともよい関係ができているということを地域の方も保護者の方も訴えられています。もし、畑迫に行ってしまったら、地域の方

が顔をのぞかせることもなかなかできなくなると思いますし、直地児童館の保護者同士の触れ合いというのもすごくできているそうです。その辺の心をもっと酌み取っていただきたいという気持ちが、地域の方、保護者の方にはあります。この地に住み続けていきたいと若者が思っている地域をつくってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

青原小学校建築についてです。

1、耐震補強工事から校舎解体へ計画が変更された後、2階建て校舎から3階建て校舎に設計変更を余儀なくされたと聞いていますが、設計変更になった経緯を時間を追って説明してください。特に、「設計変更の原因となった軟弱な地盤であること」、「予算が足りなくなること」はどの段階でわかったのでしょうか。

2、青原公民館での地域説明会では、校舎完成が1月末を必ず守るとのことでしたが、今回の設計変更で、校舎の完成は2月末とされています。2月末と言わず、できるだけ早くの完成を求めますが、いかがでしょうか。

3、昨年2学期から児童たちは、山村開発センターに間借りし、日原小学校のランチルームや運動場も使用しています。長期間の「間借り生活」、「限られたスペースでの運動」を余儀なくされています。また、学校が終わってからの時間は、以前なら夕方みんなと遊ぶことができましたが、今は帰りが遅いのでできにくくなっています。子供は柔軟性がありますが、少なからず心身の負担になっていることはあるはずです。その負担軽減の対策は講じられていますか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校の校舎建築につきまして、御質問をいただきましたのでお答えいたします。

1点目、設計変更を余儀なくされた経緯につきましては、1番議員さんにお答えしたとおりでございますが、既存校舎の解体工事中に、建築当初の設計図書にない既製コンクリートくいの基礎があることが最初に発見されましたのは、2月12日でございます。その後基礎部分の解体が進むにつれて、基礎の一部ではなく全体に既製コンクリートくいがあることがわかってまいりました。さらに2月下旬には、急傾斜崩壊危険区域側の敷地から排水対策を必要とするような湧水があり、3月12日から15日にかけてボーリング調査を行いました結果、3月17日には基礎地盤が軟弱であり、改良を要することについて設計士の報告により確認をしております。

また、工事費の積算につきましては、5月下旬に現予算を超過する旨を設計士より報告を受けております。

今後の計画につきましても、1番議員さんにお答えをしたとおりでございますが、新たな校舎で卒業式が迎えられるよう、2月末までの完成を目指したいと考えていると

ころでございます。当初より1カ月押しておりますけれども、現時点では完成を目指したいと考えております。

3点目でございますが、議員御指摘のように、なれない場所、不自由な環境で学校生活を送ることになり、子供たちへの精神的・肉体的な影響が考えられます。青原小学校の教職員には、これまで以上に児童の様子を見ていただくようお願いをしておりますし、SSW、スクールソーシャルワーカーによる定期学校訪問も指示をしております。

また、運動不足等が考えられますので、日原山村開発センターの中庭でボール遊びなどができるように施設改善や、給食を日原小学校でとり、昼休みの時間にも日原小学校の校庭や体育館を利用して体を動かし、できるだけストレスを回避するようなことも行っております。

今後もできるだけ仮校舎である日原山村開発センターで、学校生活を送りやすいように環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 補正予算を組まなくてはいけないとわかったのは、5月下旬ということですね。もう一月早くわかっていれば、1月完成は変更がなかったということですね。3月17日の設計士から改良を要する報告を受けたとき、予算超過が起きる予想はできなかったのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今の御質問の中で、一月前にその事態がわかったときにおくれないかということですが、結局わかった時点で予算が不足するわけですので、その予算の組み立てをせざるを得ない。そういった形になってきますので、本議会に予算を計上しておりますが、それが臨時議会で仮に計上ができることが認定が来れば、その部分だけは早くなる可能性があります。ですが、現実こういう形でしたので、今さら一月さかのぼるということにはならないと思っております。

それからもう1個何ですかね。

○議長（沖田 守君） いいですか。寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 3月17日に設計士から改良を要すると報告を受けたときに、予算が超過してしまうという予想はつかなかったのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まだ3月の段階では、設計士もまだ予算を超過するというふうに思っておりませんでした。それはまだ基礎段階だけのことで、そこから3階建てに持ったがために、トイレの増設があったり消防対策が生じたりとか、いろんな新たに加わったものがどんどん出てきたわけで、それが設計を積み上げていく中でだんだんとわかってきたというのがあります。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） わかりました。ありがとうございます。

子供たちへの負担の軽減の対策はされているようですが、子供たちにとっては、間借りする生活をするのは1年半という期間になります。小学校生活の4分の1であり、余りにも長期間です。雨の日も風の日も雪の日も、毎日給食を食べるために開発センターから日原小学校に移動もしています。今後も町の積極的な対策を求めます。

青原小学校の校舎改築に関する変更は何度も行われています。耐震補強工事の予定が校舎建築時の手抜きが見つかり、校舎解体へ。校舎解体は、子供たちのために校舎完成を急ぐという理由で、本来はするべきではない随意契約で行われました。しかし校舎の完成はおくれることになりました。

山村開発センターへの短期間の間借りの予定が、仮校舎建設断念により長期間の間借りへ変わりました。2階建て校舎の予定が3階建て校舎に変わりました。1月末完成予定が2月末完成に変わりました。このようにたくさんの変更がありました。

そのためもあり、こんなことなら仮校舎を建ててほしかった。約束は要らない、守られるかどうかわからない、町には何を言ってもしょうがないという保護者や地域の方々の声を聞いています。町への不安や不満は、保護者のみならず、住民にも広がっています。重く受けとめてください。

子供たち、教職員、保護者、地域住民の強い願いは、来年3月に卒業する子供たちが、新しい校舎で一定期間学習でき、卒業式を迎えることです。そのことを守ってください。これ以上の変更は二度とないと約束してください。御答弁をお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 今年の夏以降、本当に幾度となく保護者の方ですとか地域の皆様はもちろん、教職員もそうですけれども、まずは子供たちの状況が、仮校舎に移っても、本当にその中でベストな状況を保てるように努力をしている中でもいろいろなことが起こっております。まずもってしなくてはいけないのは、隠すのではなく、きっちり起こったことはこういうことが起こっております、その上でこういうような解決策・対応策をとらせていただきたいということで、あくまでもまずもって誠実にこれまで一所懸命対応させていただいてきているというところは御理解をいただければと思っております。

土地の状況ですとか、予想をはるかに超えるようなことが次々に起こってまいりますけれども、本当にその時点で一番速い方法ですとか、一番本当に負担のない、それこそ仮校舎での生活は本当に負担だと思っておりますので、そういう状況を早く解放して、もとの学校生活に戻っていただけるように、本当に今からも努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） それは、卒業生が新校舎に入り、勉強して新しい体育館で卒業式を迎えられるようによろしくをお願いします。

3項目めの質問に入ります。

災害復旧工事についてです。

災害の復旧工事の入札に応じる業者がなく、落札できない状態になる場合が多いと報道されています。住民の皆さんは、一日も早い復旧を願っていますが、町はどのように対応されていますか。改善策は、どのようにとられているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、災害復旧工事についての御質問に関してお答えさせていただきます。

現時点において平成25年災害復旧工事の入札は、4回実施をしております。具体的には、第1回が2月27日入札、11件、査定決定額1億1,252万2,000円、第2回が3月20日入札、11件、査定決定額5億3,493万円、第3回が4月28日入札、15件、査定決定額5億6,904万4,000円、第4回が5月30日入札、10件、査定決定額4億8,139万3,000円で行いました。

このうち、不落となった入札は、第2回入札で1件、第3回入札で8件、第4回入札で3件ありました。

第3回入札までは町内建設業者を、第4回入札からは吉賀町を加えた鹿足郡内の建設業者を指名し、実施しております。

この結果、第2回入札における不落工事1件は、第4回入札に落札、第3回入札において初めて不落となった工事7件のうち4件が、第4回入札において落札されております。

よって、現在契約工事額は、査定決定額ベースで12億8,672万円、発注率は59%となっております。

現在手持ちの不落工事3件の中に、25年繰越工事7,802万9,000円が含まれており、今後も入札参加資格者業者の受注状況や主任技術者の受け持ち工事等を考慮しながら、工事箇所や発注時期等の調整を行い、受注の見通しが立った時点で再度入札を実施したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 豪雨で川岸が削られたままのところ、土砂の堆積で河床が高くなっていたり、川の流れる方向が変わり、護岸が崩れやすくなっているところなど、付近の住民は不安を持っています。復旧の工事の対象になっていると思いますが、早期に工事に入ることが住民の安心につながると思います。早期の対策をよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでございました。

午後 3 時 59 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 26 年 6 月 24 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 26 年 6 月 24 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宥文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
9番	三浦 英治君	10番	京村まゆみ君
11番	板垣 敬司君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきありがとうございます。これから3日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、寺戸昌子君、8番、御手洗剛君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

23日に引き続き、順次発言を許します。発言順序7、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） おはようございます。議席番号2番、川田剛でございます。通告に従いまして順次、質問をさせていただきます。

まず、第1点目、定住施策についてでございます。

定住促進住宅を整備していく中で、既存の空き家はどうするのかという課題がございます。

これまで、まちなか再生プロジェクトにより、古民家を町家ステイとして活用されたように、まちづくり委員会による提案ではなく、津和野町が主体となって空き家の現状を解決すべきと考えますが、まずそのことについて所見をお伺いをいたします。

次に、定住する上で仕事の有無は重要であると考えます。定住促進住宅を整備する上で、仕事についてはどのように考えているのか、生産性の拡大や雇用の創出について、町の考え方についてお伺いをいたします。

次に、独身男女の出会いの場を創出しようとする試みとして、県のはっぴーこーでいねーた一事業がございます。益田・吉賀・津和野はびこ会では、益田市のEAGAにおいて毎週第2土曜日に無料結婚相談所を開設しております。また、独身男女の出会いの場を提供するイベントを精力的に開催されております。津和野町としても、ハード面やソフト面で支援すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、高齢者や単身世帯が増加する中、住民に対する安否確認をどのように行っているか、現状についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということでございます。どうか本日もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住施策についてでございます。

定住対策の推進に住宅の確保は重要なポイントの一つで、空き家の利活用は有効な手段と認識しております。空き家については年々増加傾向にあり、津和野町空き家確保支援事業補助金交付要綱において、自治会に地域の空き家の調査等の御協力をお願いをしているところでございます。

町といたしましては、今年度よりつわの暮らし相談委員を中心に地域と連携しながら空き家の調査を実施し、利活用できる物件と老朽・危険家屋の増加が進んだ物件につい

でのデータベース化の取り組みを進めてまいりたいと考えております。その上で、利活用できる物件については、空き家情報バンクに登録していただく等の対応をしていきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、定住する上で仕事の有無が重要であることは十分認識をしており、企業誘致に関しましては、今年度IT関連企業が町内に事業所を開設する準備を進めているところで、新規に5名を雇用しスタートする予定であります。IT関連の企業については、大規模な設備投資が不要で空き家等を活用しての開設も可能なことから、今後も積極的に誘致をしていきたいと考えております。

結婚対策支援につきましては、しまね縁結び交付金事業の活用により、独身男性の出会いの場を創出するためのイベント等を開催することとしております。実施に当たっては、はぴこ会と連携しながら情報の提供等について進めてまいりたいと考えております。

高齢者や単身世帯に対する安否確認についてであります。本町の高齢化率は、住民基本台帳を基準とした平成26年5月末時点で43.8%となっており、高齢者世帯や高齢独居世帯の見守りは、福祉施策推進において極めて重要な課題の一つと考えております。

こうした中、本町では民生児童委員やヘルパーの方々と連携して、高齢者世帯等の安否確認を含めた状況把握に努めているほか、地域包括支援センター職員や保健師による訪問調査を通じて、諸問題の把握と早期の解決に努めているところでございます。

また、対策面では、IP告知システムを活用した緊急通報システムによる支援を開始したほか、防災、包括支援、福祉の各担当部局が連携して実施した障がい者、高齢者等を対象とした「あんしん生活調査」に基づき、緊急時の連絡先や支援者、服薬情報等一元的に管理するシステムを構築してその対応に努めております。

なお、実際に問題が発生した場合は、警察等と連携して行動することとなりますが、現在の法制度のもとでは住居への立ち入り等で難しい面もあり、その対応に苦慮していることも事実でございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、定住施策について再質問をさせていただきます。

まず、空き家のデータベース化ということでございますが、これは数年来津和野町において、ホームページで空き家バンクを行ってきただけというふうには思っておりますけれども、これまでの空き家対策との大きな違いはどこにあるのか、この空き家というのは、やはり炊事場やお風呂、トイレなどそういった整備、住みたいと思われる方は一番にその清潔さ、水回りがどうなっているのかというのを気にすると思います。こういった中で、これまでの空き家対策とどのように違ってきているのか、そこをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今までのところで言いますと、空き家情報の部分につきましては、自治会等に御協力をいただきながら、うち、町で言いますと、そういった情報をもとにとこのところ取り組んできたところがございます。今後につきましては、つわの暮らし相談員2名配置させていただいております。先ほど議員から御指摘のあったその空き家の中身と申しますか、空き家が使えるかどうかというようなところの部分含めて、全棟調査を行っていきたくと、全棟調査というのは空き家の全調査というところを行っていきたくというふうに考えております。

先般も雲南市さんと邑南町に行かせていただきまして、既にもうそういったところで空き家の情報、データバンク化をされているところがございますが、その実態について調査をさせていただいたところがございます。

雲南市におきましては、そういった空き家の関係は各自治会のほうに連絡をさせていただいて、まずは外見のほうで調査をするということで、使用可能なのか、使用が可能なのか、微妙なのか、難しいのか、不可能なのか、そういったところで外観的な調査を行うということで、最初第1段階を行いまして、それから所有者へ意向確認、登録ができるのか、できないのか、そういったところで、登録ができた場合は建物内部の調査というような、3段階の調査を踏まえてデータバンク化をされているというふうにお聞きをしているところがございます。

私どもも、調査については最初からこの雲南市のような3段階目の内部調査まで行きませんが、そういったところで、つわの暮らし相談員を活用しまして、各自治会のほうと連携をさせていただき、まずは空き家の情報をつかんでいくと、そこから今年度については入っていきたくというところを考えているところがございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） もちろんそのデータベース化というのは、十分するべきだと思うんですが、その後ですね。もちろんデータベース化しなければ、空き家を求めている方にとっても探しづらかったという環境は改善されると、次に求められるのが、果たして住みたい家なのかどうか、その後自分たちで改築するのか、それともきれいになった建物として提供するのか。これが、まちなか再生のやり方でいくと、30年の借り上げでそれで町がきれいにしたわけですよ、それによって使えるようになった、この手法が空き家にはできないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、現状で考えておりますのは、空き家確保支援事業ということで、地域からの情報あるいは登録された物件に対して改修補助金という補助金を出しております。それから、空き家活用助成金ということで改修補助金については上限50万円、それから活用助成金については上限5万円ということでございます。

議員、御質問の町家の関係で、例えば町が改修をして住んでいただけるようにしてから、それからそういった方に提供していくというところについては、まだ検討してないと、まず最初にデータベース化をして、それからこの既存の補助金等を活用しながら空き家に入っただけのような、つわの暮らし相談員も相談ということでサポートしながら、現状の制度の中で空き家の活用を行っていくというところ、今の段階ではそういったところで考えています。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 空き家に関して言うと、その定住促進住宅を整備する中で町民の方から言われるのが、現状の空き家を活用すればいいじゃないかとそういう声も聞いておりますので、現時点ではそういった検討ないということなのですが、改修をしてきれいな形で見せると、至れり尽くせりというのはいいか悪いか、これは別にして、やはり津和野に住んでいただくという姿勢を定住の形として見せていただければと思います。

次のIT関連について質問させていただくんですが、仕事の部分であります。IT関連事業者が、今後どのようなスケジュールでこの津和野に事業所を立ち上げられるのか、また5名の雇用についてはどのような形で採用されるのか、これは津和野町内なのか、それとも別のところから津和野に来ていただくのかをお尋ねします。

また、仕事に関して言うと、農林業においてでも仕事の創出に向けて尽力されていると思うんですけども、また、地域おこし協力隊やファウンディングベースなど、農林商工業者の支援策を行っていると思います。取り組みの現状についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町長が答弁させていただいたIT関連企業の企業進出のスケジュールということでございます。現在、津和野の地域のところで、空き店舗、空き家を活用して行うということで、場所的にはもう決定済みでございます。今から、改修等を行うということで、夏以降のところで入ってきたいというようなところを企業のほうとしては、考えておられるということでございます。

雇用5名ということでございますが、これについては町内外で募集をかけておりますので、この採用等については、企業のほうでお考えになっておられるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今年度の農林業の中での取り組みの中で、林業に関しましては、川上、川下の林業コーディネーターの配置、それから地域おこし協力隊を2名を募集して、林業に対するいわゆる自伐林家型の林家を育てていくという取り組みをしておりますが、その根底には町の面積の9割を占める森林を活用しなければ、これからの産業は成り立たないということでもあります。

昨日も、一般質問の中でお答えをしましたが、今からの木材を活用した産業に関しては可能性が高いとらんでおりまして、そういった中で町では「山の宝でもう一杯！プロジェクト」を4年目を迎えておるわけですが、そのときに「ヤマトマモルの会」という会を立ち上げまして、現在100名の自伐林家がそこに組織しております。そういったこともありまして、これからは自立していける林家を育てることも重要になってくると思っておりますし、自立する林家を育てるためには、バイオマスのガス化発電所の建設も必要ではないかということで検討を進めているところです。

それからファウンディングベースに関しましては、昨年から取り組んでおります津和野マルシェという形での直販のシステムを今検討しておりますが、これもただ単に月2回の直販で自立できる農家が育つとは思っておりませんので、これからはそういう地産地消をより進めていくための取り組みに向けていかなきゃならないと、そういった形で今来られておる研修生が自立できる農家を育てていき、それが各地域の担い手に育っていくということを目指して、現在取り組みをしておるところであります。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この今、津和野町に来られている研修生、もしくは大学生の方々と話してみたときに、やはりこの津和野に残りたいかといった質問、多くの議員さんはその質問してきたと思うんですが、それはわからないといった現状がございます。それはなぜかという、食べていけるかどうかわからない、住んでいく家があるかどうかわからない、まずこの生活基盤と仕事がないという部分での不安をものすごく感じてらっしゃいます。

津和野が一生懸命頑張っている、自分の農地が確保できなければ、やはり自分の生活がどうなっていくかわからないという中において、津和野町はいいところだけでも、今後生活の基盤にしていくためにはといった大きな壁がございます。これをうまく調整してあげて、至れり尽くせり、これもいけないのもわかるんですけども、しかしながら、津和野町に住んでもらうためにはそれがしっかりしなければ、やはり住むという決断には至らないと思いますので、仕事の確保についてしっかりと、各課で議論していただいて制度を整えていただければと思います。

それから、今度は結婚対策であります。

先ほど申しあげました益田・吉賀・津和野はぴこ会でありますけれども、これは益田、吉賀、津和野おのおの会ではなくて、益田・吉賀・津和野はぴこ会という一つの団体であります。

このたび、益田市のEAGAで無料結婚相談所を設置しております。さきに述べましたように、毎週第2土曜日には無料相談所を行っております。来る6月28日には婚活イベントというのをされるようであります。これは、益田市のイベントということではなくて、益田、津和野、吉賀地区のイベントということで、県の事業ではあるんですけども、主には会、はぴこの会、コーディネーターの皆さんが主体となって活動をさ

れております。このようなイベントを今後とも実施していくということでありますので、津和野町としても広報すべきではないかと。

一方で、津和野で行う婚活イベントに関しても、はぴこ会と連携するという御答弁にいただきましたが、津和野でやるイベントについても、このはぴこ会のほうにも益田市のほうにも流していくという枠組みができております。このはぴこ会なんですけれども、無料相談所をつくりました。

浜田市でも、交流サロンといういわゆる無料相談所を設置しているんですが、ここ年に約20名しか来られていないそうなんです。いろんな原因があるそうなんです。益田の場合、4月、5月、まず4月の時点、5月の時点というのは何も広報をうたっておりません。主催者の方がフェイスブックや知人の口コミを通して呼んだ方が、4月では3名、5月では6名、このたび益田市と協力して、益田市のほうが、益田市は防災無線になるんでしょうか、いわゆる津和野というケーブル放送のようなもので募集をかけましたところ、6月の14日、これが13名の来訪者が来たそうなんです。

これ確実に、結婚を求めているしやる、どうか出会いの場所が欲しいといった方々が、この3カ月間だけで22名の方が、浜田市では年間22名、益田市では既に22名の方がいらっしゃる。津和野でもどうか何とか協力してほしいということで、このたび質問させてもらいました。ぜひ、津和野町においても、このはぴこ会と連携してぜひ婚活の出会いの場を広報していただければと思うんですが、御答弁お願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 婚活対策につきましては、定住対策の部分でも一番の柱の対策というふうに考えております。はぴこ会ということで、島根県の青少年家庭課の少子対策推進室、こちらが所管をしているというふうに思っておりますが、私どものほうと連携という部分で言いますと、なかなかこのはぴこ会との連絡会議というのが、近年少なくなっている現状がございます。その部分については、毎年、1回、2回程度のところで、その連絡会議があるというようなところで、議員御指摘の連携という部分で言いますと、まだまだのところは行政の同士でまだあるというふうに考えております。

議員の御指摘については、こういった継続して結婚の相談が受けられるというところで、私どもが取り組んでいる部分で言いますと、商工会あるいは観光協会と連携をして、年に一、二回のところでそういった婚活イベントをやるというような部分、この部分についても継続して進めていきたいというふうに考えておりますが、年間を通じてこういった相談ができるというところで、住民の皆さんにも広く周知をさせていただいて、こういった機会を利用していただけるように、これからは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 前向きなお話だということで受けとめさせていただきまして、最後に、いわゆる高齢者、独身の方に関するものでありますけれども、これある町営住宅に住んでいらっしゃる方からの提案でございました。高齢化が進んで一人で住まわれている方のお宅を訪ねても、応答がない場合があると、知ってる方ですから鍵があいていれば、ガチャッとあけて入っていくこともできると、ただ朝鍵が閉まっている状態でインターホンを押しても出てこられない、何かテレビの音は聞いているけれども、どうしたらいいものかと。そのときに耳が遠い方、視覚はあるんだからランプか何かで見てもらえれば、何とかなるんじゃないかと、インターホン押したときに視覚でも訴える形にすれば、そのいわゆる行政の方が訪ねてくる、そういったときじゃなくても、自分たちで見守りができるんだけれどもという提案をいただいております。そういったことが、今後、町営住宅を整備していく上で、必要ではないかと思うんですけれども、このランプというのはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今の御質問ですが、今のところきょう初めてお聞きしまして、その辺のところは検討をさせていただきたいと思っております。ただし、私ごとですが、うちの両親も結構耳が遠いというふうなことがあって、実際に自分が使った場合にそれで本当のわかるのかなというところもありますので、一つの例としてはそれ、ほかのものもあるとすれば、またそのあたりのところは検討させていただいたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

社会教育、社会体育行政についてであります。

津和野町民がまた住民が、心身的に健康で豊かな生活を送るためには、社会教育や社会体育活動も重要な役割を担っております。その中で、法定外において経済的な収入のない生徒児童の団体への補助金は、大人の団体と比較して補助が少ないように感じております。支出の根拠は何なのか、まずお伺いをいたします。

次に、児童や生徒数の激減により部活動の選択肢が縮小しております。周辺自治体と連携した総合型地域スポーツクラブ的運営により、学校や地域の垣根を越えた活動が必要ではないかということをお尋ねいたします。

次に、社会教育や社会体育活動に参加するきっかけづくりの場として、さまざまな団体が一堂に集まり、実際に活動している方と話し合える場、活動している方が勧誘できる場を設けてはどうかとお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、社会教育、社会体育行政についての御質問についてお答えいたします。

議員の御指摘につきまして、まずは支出の根拠でございますが、これにつきましては、新町合併時にそれぞれの町で交付されておりました金額をそのまま継承し、町体育協会において、各スポーツ団体へ分配されておりますが、その配分も過去の経過を継承しながら、一部新規の加入・脱退や町の補助金削減分を町体育協会の中で調整し、代議員会に諮りまして配分されております。本年度の代議員会におきまして、来年度の補助金額の見直しが提案され、会員数、会費の有無、町大会の開催の有無、教室の開催の有無、照明料の支払いの有無、町駅伝やS L マラソン等の役員協力の有無に応じて交付する旨の承認をとっているところでございます。

スポーツ少年団につきましても同様に、合併時は旧町で交付されていたものを継承し、平成20年度により1団体3万円の補助金と、大会運営費補助金として大会規模に応じて交付しておりますが、厳密な計算根拠を持って計算されたものではございません。

大人の団体と比較して、児童生徒の団体への補助金が少ないとのことでございますが、スポーツ少年団と同種の大人の競技団体と比較しても、スポーツ少年団の活動補助と町大会の補助も行っておりますので、総額では、大人の団体よりかなり上回っている団体もございまして、全体的には大きな差があるとは考えておりません。また、今年度から、町内スポーツ少年団の活動であれば、町の体育施設の照明料等の使用料を全額免除しております。

学校や地域を超えた活動としては、津和野中学校と日原中学校の野球部が合同で部活動を行っております。また、スポーツ少年団のサッカーも吉賀町と合同で練習を行っている実態がございます。将来的には、ほかの学校や地域との活動が必要になってくると感じております。

さまざまな団体が一堂に集まり話し合う場としては、津和野町体育協会や文化協会、伝統文化活性化協議会等の関連団体をまとめた会がございます。そこでは、他の団体の事業報告、計画も資料として配付しており、町内社会教育や社会体育の団体等の情報交換の場として有効であると考えます。また、団体の勧誘につきましては、昨年度も町広報等にアウトメディアチャレンジ情報として、子供対象の各スポーツ団体の紹介を載せるなどしております。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） まず1点目に、再質問させていただきますが、スポーツ少年団において、厳密な計算根拠を持って計算されたものではないという御答弁ですが、これはちょっと問題ではないかと思うんですけれども、これはいわゆる旧町で交付されたものを継承してきたということで、計算根拠がないというのはどういうことでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 計算根拠をどうとるかということではあると思いますが、今、今の根拠といいますと1団体当たり3万円が根拠になります。ここで、教育

長が申しあげました根拠というのは、要は均等割とかいわゆる団員の数に応じてとか、そういう細かい積算根拠を申しておるということであります。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） では、再質問のほうに入らせていただきますけれども、質問の大人の団体と生徒児童の団体の格差というのが、ちょっと僕の質問の仕方が悪かったんですが、社会教育、社会体育に限定したのではなくて、町全体の法定外という意味での質問だったんですが、それは一例として、質問の趣旨としてはもう少し子供たちに関連した予算をつけてほしいという声があった。

それで、法定外の中から抜粋させてもらったわけなんですけども、このたびの質問は一例として交付金補助金について問いましたが、これは例えば、グラウンドゴルフ建設の際です。このとき私も色々議論させてもらいました。私のもとにもいろんな声があった中でその一つとして、もう少し子供たちのために使ってほしいという声がありました。そのとき、当初はこのグラウンドゴルフ場は多目的な活動として使えるということだったんですが、その後公認コースということになりまして、ただ公認コースとなったけれども、このグラウンドゴルフ場も老若男女問わず、世代を超えて子供から大人まで楽しめるというのがあると思うんですけれども、確かに性別を超えてできるんですが、実際これまで生徒児童が、例えば、これグラウンドゴルフに限っては、どれぐらいの児童数、生徒数が利用されたか、これは確実な数字は要りません。大体の根拠でどれくらいあるかというのがわかればお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 全体的なグラウンドゴルフ場の人数については、今、指定管理者であるシルクウェイにちはら株式会社石西社のほうから上がってくるわけですが、そういった年齢とか、そういった部分については報告を受けておりませんので、数字的には、今、現在資料を持ち合わせてないということでございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほど答弁もありましたが、実際の額というのはそんなに大差はないのかもしれないんですが、例えば、子供たちが参加する1つのスポーツに1,000円払いました。大人が一つのスポーツに参加するのに1,000円を払いました。額は同じなんですけれども、負担の割合というのは全然違うんですね、そういった中で、このたび感覚として差がまず一つあります。

そこで、このたび提案させていただきましたのが、まず総合型地域スポーツクラブ的運営というのを言わせていただきましたけれども、総合型地域スポーツクラブというのは、皆さん御存じだと思いますが、スポーツ種目の枠組みや競技志向、交流志向などスポーツへのかかわり方の違いを超えたスポーツ文化の振興を目的としており、自己のスポーツ活動の欲求を充足させながらも、特定の構成員のみに限定された活動である。共

益的な活動だけでなく、地域づくりまでも視野に入れ、スポーツの楽しみを不特定の他者にも拡充し普及させる公益的な活動までも積極的に展開していく組織と。

ということで、これが2010年スポーツ立国戦略を国が宣言しまして、2011年にスポーツ基本法を制定しました。この中で、スポーツというのは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進するものと定義づけられております。今の資料は、日本体育協会からのものを抜粋させてもらったんですけども、これは地域づくりも視野に入れている活動ということで、学校や地域、世代を超えた運営を行うクラブということで、現在行っている答弁にありました活動にもっと十分活用できる運営ではないかと思っております。

部活動の縮小、世代間交流の減少、多様化する住民のニーズ、児童生徒数、放課後の過ごし方、アウトメディアの問題ですとか、これに応えられるものが総合型地域スポーツクラブだと思っております。当町に一つでき上がっております。ただ、これはこれとして、僕がこのたび提案しているのは、できれば自治体を超えた周辺自治体とも協力し合った活動、一方でこの津和野町内においては子供たちの放課後の過ごし方や地域との交流の仕方、今子ども会なんかも少なくなってきております。

そういった中で、この地域とかかわっていくことができるこの運営の方法が、この総合型地域スポーツクラブだと思っております。この場において、部活動や社会教育とも関連しておりますので、この総合型地域スポーツクラブ的な運営これを目指すべきではないかと思うんですが、答弁ございましたらお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員に御提案いただきました総合型スポーツクラブでございますが、県が鳴き物入りで国からの推薦というか、事業展開を受けてスタートいたしました。いわゆる2010年のあたりでございますけれども、津和野町もそれを受けて、小川地域で総合型のスポーツクラブを発足をさしていただいたんですが、その発足した翌年から、いきなりもう補助金を切られるという事態に及んでおります。実は、つくった年からは3年間はあるというスタートの仕方をしとったわけですが、現実には1年で補助金を切られて、組織自体はもともとベースのありました組織でしたので、現在も運営はしておりますけれども、当初の国県のもくろみとは若干違ってきているというのが現実でございます。

それをうちのほうも見ておるといところがございますので、その根底の趣旨等は十分理解できると思うんですけれども、それをうちのベースとして全体に広げていくということに、若干その実態がございましたので、ちゅうちょをしておるといような現実でございます。

それを全町で取り組むのか、また、子供たちだけを対象にそういったクラブを作るのか、そういったことはまた今後の検討の課題ではあるかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） やはり、子供たちだけではなくて、それも補助金とかもそういうのも抜きにして、地域の方々がかかわる多くのスポーツ団体、それから伝統芸能団体にしてもそうです。文化活動されているところもそうです。地域の大人たちがかかわっているからこそ成り立っている。学校の先生だけではなくて、これからはやはり地域に溶け込んでいかないといけない、そこでいわゆる今までの既存のスポーツクラブや文化活動これもいいんですが、ではなくて今後どんどん人口が縮小していく、特に大きな、大きなといいますが、人数が複数要る野球ですとか、サッカー、バレー、バスケットボールこういった団体競技に限っては、部活動だけでやっているとどうしても、最後には廃部にしなければならないかもしれない、そういった事態に陥っているのは事実だと思います。

ただ、スポーツクラブとして今、残っているはなぜかという、地域を超えて参加しているからこそ残っているわけなんです。この津和野町だけでなく、今、鹿足郡全体としても取り組んでいますし、益田市とも連合チームをつくったりする活動もごさいます。

できれば、同じ津和野町の中においては一つのチームとして出れるのであれば、出れる格好にする。それを部活という枠組みではなくて、地域の方々を交えたこのスポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブという形で、行政だけではなくて、住民の方々には責任を持ってやってもらうという活動がこのスポーツクラブです。

ですから、簡単にいくとは僕も思ってませんが、今後、津和野町が今後もこういったスポーツ活動を行っていくためには、この総合型地域スポーツクラブというのは絶対に必要になってくるのではないかと考えておりますので、ぜひ検討はしていただきたいなと考えております。

それから、勧誘に関してでありますけれども、多くの指導者、多くの活動をされている方々がやはり勧誘をしております。私も勧誘される立場です。入ってくれと言われる立場なんですけども、ただ、紙面で見ると、会って話すだけではやはり内容が見えてこない、確かに紙面での募集も必要だと思うんですけども、実際に一堂に会す、例えば面接会場のような形で会って、そこで伝統芸能であるとか、スポーツであるとか、そういった方々と活動されている方と直に話して、こういった活動をしているのかと、直に会って話すことによって勧誘がしやすくなると思うんですけども、そこまでぜひ検討していただければと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。保育園学校のあり方について質問をさせていただきます。

保育園や学校などの位置は、住民からすれば重要でありますけれども、一方で遠隔地であっても魅力を感じて通いたい、通わせたいと思う施設もあるわけでごさいます。高校の支援では、通学圏外からも入学者数をふやそうとしている。しかし、町立学校や保育園においては、地域外からという視点や、逆に遠隔地であってもという視点がこれまでの経過の中で欠けているように感じております。人口が減少している中だけで、進め

ていくということならまだしも、定住を進める施策を実現していくという中で、町として本当にその方向でよいのかと感ずるところがございます。

本来、保育園については、保育に欠けることが保育園入所の第一の考え方ではありませんが、保育園や幼稚園、学校に対する価値観が多様化された今、津和野町が高校に対して支援している策と町内保育園学校に実施している策では矛盾を感じるという声を聞きます。改めて、このことについて所見をお伺いいたします。

また、青原小学校の新校舎は今年度中に間に合うのか、進捗状況をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、保育園、学校のあり方についてお答えをさせていただきます。

本町は、津和野町という自治体を単位として、当然ながら我が町のためにさまざまなまちづくりや行政サービスを実施することを基本としております。

こうした中、津和野高校は本町に存在する唯一の高等学校であり、町内から高等学校が全くなくなってしまうことの影響は、教育的初めさまざまな観点から大きなものと認め、存続に向けた取り組みを行っている次第であります。

一方で、保育園や小中学校においては、町内において複数存在をしており、永久的にそれぞれが存続することを理想としながらも、人、物、お金などの資源が本町において限りあるものであるということ、さらにはそれらの資源が保育士や交付税の減少などに代表されるとおり、年々厳しい状況に進んでいる中では、自治体経営という観点から集約化を模索せざるを得ない事態に陥りつつあります。

住民生活と密接にかかわる公共サービスを維持することと、自治体経営ということに関連づけることに異論を挟む方もおられるかとも思いますが、実際に自治体破綻の事例が全国では生じているとともに、医療問題や公共交通問題など住民生活を守るために、今後さらに行政が資源を投じていかなければ解決できない問題が、本町でも次から次へと発生しており、それらの課題に対応し、引き続き公共サービスを提供する責任を果たし、健全な津和野町を次代に引き継ぐ観点からも、最低限の自治体経営という視点を持った行政運営を心がけていかなければなりません。

しかしながら、本町を構成する集落の住民の皆様には、集落や地域をコミュニティとし、その視点において小中学校や保育園の存在を認めておられ、そのお気持ちは十分に理解できるものであります。誤解を恐れずに言うならば、このたびの保育園の統廃合計画についても、我々行政の考え方が関係住民の皆様にご理解いただけないことや、施策に矛盾を感じるという御意見が出ることは、ある意味必然であるとも受けとめております。

重要なことは、行政として打ち出した方針や事業についてその背景や理由をしっかりと説明をし、批判を恐れず十分な議論を重ねながら、関係住民の皆様のご立場や思いをお

聞きして、共通理解のもとに進めていくことのできる方向性を見出し、行政が主体となって行動すること、住民の皆様の主體的な取り組みとしてお願いすること、行政と住民の皆様が協力をしながら行動していくことなど、そうした取り組みをこれまで以上に今後のまちづくりやサービスに浸透させていくことだと考えております。

中央集権から地方分権へ。右肩上がりからの成熟社会へ。日本のあり方が大きく変わろうとしている中で、地方自治も変革していかなければなりません。そうした変革の過渡期に我々は生きており、新しい時代に応じた社会やまちづくりの仕組みを構築していく必要性を自治体経営の観点から強く認めております。

厳しい時代を乗り越え、津和野町が活力を持った明るい豊かな町へ発展していく上で、議員御指摘のような御意見が出ることは、それはマイナスというよりもむしろ変革のための重要なステップを踏んでいることのアカシでもあると捉えております。臆せず焦らずに住民や議会の皆様との議論を深め、それらのステップを着実に乗り越えて協働のまちづくりをさらに進め、さまざまな課題に直面している本町をよりよきものに進めてまいりたいと考えております。

青原小学校の新校舎の進捗状況については、1番議員さん及び7番議員さんにお答えをしておりますのでそのとおりでございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 現在、小学校、保育園と津和野町が抱える問題があるわけでありましてけれども、町長おっしゃるように、この自治体経営という部分においては、町長も進んでみずから望んでやっていることではない、これは十分理解しておりますし、じくじたる思いで苦渋の選択を持って行われているということも十分理解しております。

ただ、これまでの流れ、経緯を申しますと、例えば、畑迫小学校でございました。畑迫小学校が統廃合すると言ったときにもやはり地域の住民の方からは、校区外からの入学を認めてほしい、そういった声が上がりました。現在、左鑑小学校や青原小学校も問題が、問題といえますか、人数が少なくなってきております。そして、青原小学校が改築をするという、子供たちにとっては早く青原小学校に帰してあげないといけないという問題もあります。

そういった中で、これまで津和野町はずっと中央集中型の学校、統廃合を進めてきたと、津和野小学校、日原小学校に集中していくんだというようなやり方だと思うんですが、これは、私にある住民の方から言われた言葉なんですけれども、当時私はこの小学校が子供たちの数が少なくなっていく中で、小中学校はどうすべきなのかと問われたときに、当時の私は津和野小学校や日原小学校1校ずつになるかもしれないと答えてしまいました。そのときに言われた言葉が、「お前がやってることはアクセルとブレーキを同時に踏んでいることなんだ」と強くお叱りを受けまして、その定住施策をやっていく、そして地域を大事にしていくと言ってるやつが、なぜそういった考え方なのかと

本当に長くものすごくお叱りを受け、いろんな情報もいただきながら御叱責いただいたわけでありすけれども、この津和野町がこれまで長い時間かけて議論されてきたとは思いますが、これまで地域の小学校をどうやっていこうかという議論が、果たして本当に議論が尽くされてきたのかというのが、疑問に思っているところであります。こうした中、このたびは保育園の統廃合、これも地域の方々にとってはものすごく重要な問題でもあります。

さきに申しあげました私が遠隔地だってもというのは、昨日同僚議員が申しあげましたように、ほかの地域から直地児童館に通われているという事例を挙げられておりましたけれども、この町内においても、たとえ同じ行政サービスであっても、人、地域、環境が違えば、どんなに同じことをしようとしてもそれはやはり違うんですね。これは例えば、津和野町役場と津和野町庁舎、同じサービスをしていても、建物、立地、環境、人、どれだけ同じことをしようとしてもやっぱり人が違えば、環境が違えば感じるものというのは違ってくるんです。ですからこそ、この地域の方々にとっては、やはり大事な小学校を残してほしいという思いだと思います。

これまで、この津和野高校を初め、津和野町にある学校がどんどんなくなろうとしている今、我々に求められているのは、地域の力といいますか、地域住民の力、これをどうやって発掘し、地域住民の力でどうやって魅力あるものにしていくかということが大事だということで、高校にしても、地域の小学校にしても頑張っておられると思います。

今後、津和野町として、この地域が一生懸命やっていく支援、学校、保育園、それとは別として、地域に対する支援としてどのような気持ちで対応されていくのか、そこを大きなところから質問をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） その最初の回答では、自治体経営という一くくりに申しあげたわけでありすけれども、実際には、一つ一つの考え方が出てくると思うんですね。例えば、小中学校問題であれば、これはやはり子供さんの教育にとって、それが現在の生徒数がいいのかどうかと、そういう問題も出てくるかと、そういう判断から、畑迫や木部の中学校、さらには統廃合計画も出てきている、これはまさに教育論の問題だと思っています。それは、生徒さんという一つの資源がある中でその資源を十分に成長していただくために、一番いい今の現状の中で学校のあり方はどうなのか、そういう観点からの、これも自治体経営だというように思っております。

そして、保育園の問題につきましては、これは何度もお話をしておりますように保育士不足、これが大きな理由でありまして、何度も不安をあおるような言葉を申し上げたくありませんけれども、子供さんたちの安全安心な保育体制を整えていかなければならない、そういう現実を見たときに、どうしても現在の保育園と児童館の数を抱え続けることができないと。そういうところから統廃合計画を出させていただいているということでもあります。これも、また自治体経営の一つでもあります。

そして、そのまた大きなところでは、財政的な問題も出てくるということでもあります。財布は一つでありますから、その中でどういうふうにお金を、事業を出していくかというところがございます。本来であれば、合併をして職員も定員管理計画に基づいて減らしている、まさにそれがいい事例でありまして、自治体というのは本当ならば小さな自治体になるということが求められておるといことなんです。

でも、現実には小さな自治体になるどころか、いろんなやり方をやるのがふえてきているということで、例えば一例は、本当であれば医療というのは民間のほうで数年前までは運営をされておりました。それが、現在では公有化を図っておりました。

そして、指定管理者制度のもとでやっておりますけれども、そこには不採算部門、要はもうからない、いわゆる科目があるわけでありまして、そうしたところも町民サービスを維持していくためには、医療も経営的にはもう赤字がわかり切っている、不採算部門として町がお金を出して、そしてそれを支えていかなければならない時代になってきている。これも大きなお金が現在医療を支えていくために出ているわけでもありますし、それはこれからもさらにふえ続ける、そういう大きな、財布に負担がかかっているということでもあります。

そして、新しいところでは、先日もタクシー問題が出たわけでもあります。これも本当なら、民間でやり続けていただけることが一番いいわけでもあります。しかし、現実そうになっていない。そういう中で、これを放置しておくことは、中山間地域の高齢者の方々にとって非常に大きな不便が出ると、大変な問題になってくる。観光にとっても打撃を与える。そういうことで、町がまたこれも新しくお金を投じていかなければならない、そういうような時代になってきているということでもあります。

まだ、これからも恐らく買い物不便対策、こうしたものにも行政がお金をつぎ込んでいかなければならない、予測されております。そして、まだまだきょうこの場でお話できない、我々が課題を解決していかなければならなくて、検討をしている問題というのはたくさんあります。

きょうも先ほど前段で議員が、空き家対策を町が主導でやるべきではないかとお話もされました。まさにそれをそれだけ見たらそのとおりだと思います。しかし、言われたとおり全てに出しておったら、町の財布って一体幾ら大きなものが必要なのかと、そういうことになってくるわけでもあります。

我々行政は、やはり家計もそうだと思います。一つの1年の収入があつたら、そこからやりくりをして衣食住の生活費を出していく、さらには毎年の決められた税金を払っていく、あるいは借金があれば1年分の返済をしていく、その上で将来のための積み立てもしていく、そういうことは行政も全く一緒なわけでありまして、そういう決められた財布の中、しかもその財布の大きさというのは、これも御承知のとおりであります、地方交付税が年々縮小していく、今はまたさらに合併の特例が認めておられて、そこが少しは保障されておりますが、また平成32年からは大きく減少していくと。

そういう、これからは歳入も非常に厳しくなる中で、出していかなきゃならないことは、非常にふえていくという現実があるわけであります。そういう我々現実を見た中で、まさにどうやりくりをしていくかということの中から、ある意味この自治体経営ということがどうしても無視するわけにはいかないというところであります。

ですから、今回のそうした保育園の統廃合計画、そうしたものも本当にやむなくという中でお願いもしております。そういう事情の中、町民の皆さんにも何とぞ御理解をいただいて、本当に御心配や御不便をおかけするけれども、町の存続していくために、町の将来のためにいろんな医療やまだまだ大事な問題もいっぱいあるわけでありまして、そういうことをさらに負担が増してくるものを支えていくために、いろんな大変この厳しいお願いもせざるを得ないという状況になっているというところであるわけであります。

その辺を何とぞ、議員のほうにもお考えをいただきたいというふうにも思っているところであります。ただ、そのことは今回のこの最初にも回答で申し上げたとおり、我々も我々のそういう事情というものを町民の皆様にはわかっていただく努力というのは、していかなければならないというふうにも思っております。

現在、こうした保育園の統廃合計画も町民の皆様には理解をいただけている状況ではございません。だけれども、我々のそういう事情というものもこの機会にしっかり御説明をさせていただき、そして、でも町民の皆さんには最後まで理解をいただけないかもしれませんが、町民の気持ちもしっかり我々としては聞いた上で、どうやりくりをしていくかという、お互いが納得できる方向性というものを保育園についても導き出していこうということでありました。

現在は、それを存続させる前提の中でどういうことをやっていくのかというのを、我々は非常にこれはタクシー問題よりもいろんな乗り越えていかなければならない壁が非常にあると思っておりますけれども、そういう町民の皆様のお気持ちも我々もやはり酌んだ上で、現在一生懸命、頭を悩ましながら努力をしているというようなところでございます。そして、それとともに地域のほうにはそういう現実も考えていただいた中で、それぞれの地域において活性化していただくための努力も頑張っていたきたいと、そういう応援もしていきたいというふうに思います。

そういう中で、2年前からまちづくり委員会もつくり、地域提案型助成事業そういうことも始めたところであります。これも、昨日の議員の御質問にお答えをしたとおり、まだまだ始まった段階で十分機能しているとは当然言えないかもしれませんが、ようやくスタートを切ったところでもありますので、これをさらに4年目以降機能的なものにして、そしてそれぞれの地域がそれぞれの地域の特色に合った課題の解決と、そして活性化の取り組みというものを応援ができるように機能強化を図っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） では、最後の質問をさせていただきます。

子ども議会の開催についてであります。

以前、全員協議会において子ども議会の開催について提案をしておりますが、教育ビジョンにおいて教育委員会が実施する予定があるとの理由から、議会では実施しないということになっております。

子ども議会の開催についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、子ども議会の開催に関する御質問についてお答えいたします。

御承知のとおり、子ども議会は、児童生徒を対象にして行われる地方公共団体の模擬議会のことで、1990年代後半から全国の地方議会で開催されるようになったもので、議会や行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育行政等の児童生徒に身近な問題をテーマとして、一般質問形式で質問、提案するといった形が多いように伺っており、平成23年7月1日現在で調査された「町村議会実態調査結果の概要」によりますと、全国の町村議会では109町村が子ども議会を行っているようでございます。

議員御指摘のように、平成24年3月に作成いたしました津和野町教育ビジョンにおきまして、「『こころざし』をはぐくむ取組」として「子ども議会の設置」をうたっております。教育委員会として単独で行えるようなものではないのですが、今回の御質問にありますように、さきに議会としては実施しないとの結論を出されておられるようであれば、議会のシステムの御教授など議会でなければ伝えることのできないこともあり、実現に向けて困難な状況であります。今回新たな議会体制となりましたので、再度御検討いただくことができれば幸いと考えます。

仮に、子ども議会の開催に向けて、議会としても御協力いただけることが可能であれば、津和野町議会の議員の皆様との協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。

午前9時57分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、3項目ほど、私の一般質問をいたしたいと思えます。

まず1点目、豪雨災害の検証と防災施策、豪雨災害から1年が経過し、梅雨時期に入りました。再びあのような災害が起こらないことを願うとともに、豪雨だけに起因する災害だったのか、検証結果と行政側の長期的な予防施策を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

豪雨災害の検証と防災施策についてでございます。

昨年の豪雨災害を振り返りますと、当日は、午前4時20分に、大雨・洪水警報が発表されました。また、6時50分までの3時間に森村観測所で197.5ミリの雨量を観測しており、4時44分までの1時間で、91.5ミリという短時間で記録的な降雨となりました。まさに、これまで経験したことのない大雨となったため、土砂災害や河川の氾濫が各所で発生し、津和野町が近年に受けた災害では最大規模のものとなりました。

町としては、通常の豪雨とは異なる短時間での降雨と河川の水位の上昇が確認されたため、大雨・洪水警報が発表されてから、2時間30分後の6時50分に避難勧告の発令を決定したところでございます。

災害時の対応では、迅速な初動対応と情報伝達手段の確保、さらには、自助・共助による避難行動が重要になってまいります。

町としては、災害時の体制強化を図るため、これまでに災害対策本部におけるシミュレーション訓練、県と合同による情報共有や連携のための訓練、さらには、避難所を円滑に運営するための避難所運営訓練等を実施しております。災害対策本部の体制としては、これまでの訓練や検証などをもとに、情報収集に当たる者や避難所運営に当たる者など、職員の役割を明確にして、初動からの確な体制整備に努めております。また、県や関係機関との連携についても、県防災総合システムを通じて情報共有をすることなどの連携強化を図っております。

昨年、甚大な被害を受けた名賀地区においては、県土整備事業所や警察、消防と協力して、危険箇所の点検や避難方法を検証する学習会等を実施して、大規模災害時の検証も踏まえて、災害時における迅速かつ的確な対応を含めた対策を進めております。

こういった取り組みにより、自助・共助の観点からの防災・減災が広まり、町全体の防災力の向上につながることを期待をしているところでございます。

なお、議員御指摘の「豪雨だけに起因する災害だったのか」という点についてでございますが、このような短時間の降雨では、山と川に挟まれた本町のような地形においては、土砂災害や河川の氾濫等の災害に見舞われる可能性が高いとの認識をしております。

今後は、災害から住民の安全を確保するため、情報伝達手段の強化について防災行政無線の導入も含め、検討をするとともに、住民の方々に対しましては、早目の避難準備と、避難行動が間に合わなかった場合の身の安全を守るための場所の確認等の啓発活動にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 私の質問の仕方に、問題があったと思って、ちょっと反省をしているところであります。

豪雨だけに起因する災害だったのかということに関してですけれども、山と川に挟まれた本町のような深い谷を持つ、こういう自然の地形の中では、当然、あれだけの1時間90ミリを超える集中豪雨による甚大な被害は、避けられないものであったということは確かでありますし、これまでの、去年からことしにかけてのさまざまな災害に対する防災、また検証について何ら否定をするものでもなく、本当に、さまざまな対策を講じておられるということを感じておるんですけれども、一つ、山のつくり方というか、そのことを踏まえた上で、さらに、この数十年間の林業、山の政策というか、整備、そういうことにも一つ要因があるのかということを知りたかったわけでありまして、その点について、もう一度、再質問させていただきます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほどの答弁でも申しましたように、本町の場合は9割が森林を占めております。森林のうち、6割が広葉樹、それから33%が針葉樹を占めておるという状況であります。

一般的には、広葉樹は根が深く、山の崩壊を防いでくれると言われておりますが、今回の400ミリを短時間で降雨を受けた名賀地区を見てみますと、針葉樹の山だけではなくて、広葉樹の山の谷がずれ込んだところが発生しております。ずれ込んだ深さは相当なもので、たとえ広葉樹であっても、それは耐え切れなかったというところがあります。

それから、皆伐した山も存在しておりまして、皆伐したところの山腹崩壊も実際には起こっております。

ここ数十年の間、昨日も木材の価格低迷ということをお話しましたが、それがために、間伐の促進、山を管理することというのがなかなかできてきてなかったと。営林署とか公社造林につきましては、管理を行っておるわけですが、なかなか民有林においては、手が届いておらんという実態がございます。

山を健全な形で管理するためには、針葉樹であれば、適正な間伐を行わなければならない。ただし、作業道がついていない山に関しましては、切り捨て間伐ということが行われております。

切り捨て間伐につきましては、切り倒した木が、逆に雨の水を多くためてしまって、大きな山腹崩壊を招いてしまうという事例も聞いております。ですから、我々としては、

作業道を延長して、できるだけ切り出しを行いたいということを思っておりまして、防災の面からしても、山を健全な形に管理することが、この山を多く保有する本町にとつては、重要なことではないかと思っております、そのためにも、作業道の整備をしていながら、間伐材の切り出し、それから間伐材を大いに活用していくという施策について、今検討を行っておるところであります。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 一般的に、広葉樹林だったら、流れないのではないかというようなイメージを持つわけですがけれども、やはり、広葉樹林でも流れ出てしまったというところに、広葉樹林についても、一定の管理、間伐というか、光が入るというような山の管理の仕方をしていかなければならないのかなということもちょっと考えるわけであります。

森林簿というもので、どこの山に何が、何年生のものが大体植わっているとかかわかると聞きました。プラス、航空写真や、以前、災害の起こった後に見せていただいた赤色立体地図など、そういうさまざまな物を使って、町内の名賀だけではなくて、さまざまな全ての集落とかが山を抱えているわけで、それぞれの山の状態を把握し、その危険度でもないですけども、ゼロとは言えない、広葉樹林でも流れるわけですがけれども、何かそういう具体的に、検証していくというようなことを考えられないかなというのが、一つ思うところではありますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員おっしゃられるように、航空写真等を見れば、林相とか、そういうことも全て把握は可能です。

それから、先ほど申しました赤色立体地図というレーザー測量によりまして、木を透過した地面の状況が三次元でわかるというような、そういうデータをとることも可能です。で、それを組み合わせますと、木の高さを計測できて、木の材積量を計算することも可能となっております。

そういったものを通して、津和野町でそういった事業を取り組むと幾らかかるかということも、積算はしておるんですが、ただ、津和野町の山だけを計測しても仕方がないものでして、今の素材生産事業者は、この高津川流域全体を相手にして事業展開しておりますので、せめてこの高津川流域全体でそういった測量が行えて、なおかつそういうデータを蓄積できれば、赤色立体地図による地表の状況が把握できると、作業道の開設にも大いに役立ちます。

壊れない作業道の開設が、今後の山の健全化にもつながるということで、ぜひ、流域全体でやっていけないかということ、今呼びかけてはおるんですが、なかなかその実現に至っていない状況ではありますが、そういったことは必要だと認識しております。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 広域議会という場もありますし、ぜひ、そういうことを積極的に進めていただけたらなと思っております。

それでは、二つ目の質問に移ります。

プレーパーク構想と親育ちの支援ということで、質問いたします。

町内には、子供の遊び場が少なく、大型遊具が設置された公園を望む声を多く聞きます。しかし、津和野町には、枕瀬山森林公園やカントリーパークなどと自然豊かな施設があります。プレーパークという名称で、専任指導者を設置し、既存の遊具は少なくても廃材や大工道具などを用意し、やや冒険的でやや危険も伴うが、子供の創造性や運動性を刺激するような施設としての有効活用を考えてはいかがでしょうか。また、それをすることは、危険を伴うリスクの高いことでもあります。

そして、親や大人が口出しをしたり、規制をしてしまうと伸びるところも伸びない、そういう部分を親世代に意識啓発する機会を設け、そして、活用を促すことを考えてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、プレーパーク構想と親育ちの支援についての御質問にお答えいたします。

プレーパークは、別名「冒険遊び場」とも呼ばれ、ヨーロッパを中心に1950年代から徐々にふえ、日本では、1979年に開園した東京都世田谷区の羽根木プレーパークが最初のものになるようです。

ここでは、子供たちが、廃材や道具を使って秘密基地をつくったり、木に登ったり、地面を掘り返したり、また、他の公園では絶対にできないことですが、たき火をしたりしても構わないようです。昔の子供たちが、自然の中で自由気ままに遊んでいたように、予想できる多少の危険も含めて、都市公園の中で再現できる、そういう趣旨の公園です。そのかわり、子供の視点に立って、子供の相談相手としてまた一緒に遊びの工夫に参加してくれる大人のプレーリーダーが、常駐して見守る中で行われるというのがルールとなっているようです。

このプレーリーダーとなる人の雇用や、地域のボランティアの確保など、常駐して指導助言に当たるといった体制などの条件整備が、どこの地域でもなかなか容易ではなく、こうしたプレーパーク方式の子供の遊び場を普及させていくのには、ネックとなっているようでございます。

議員御指摘のように、当町には子供の遊び場が少なく、大型遊具が設置された公園を望む声は以前よりございますが、大型遊具の設置は、1基数千万円するものもあり、しかも、メンテナンス管理も必要なことから、当町ではなかなか踏み切れない課題となっております。

枕瀬山キャンプ場は、平成21年度から24年度の間は、年間300件前後の利用者でしたが、平成25年度では233件と激減しております。これは、災害によ

る風評被害も考えられますが、その原因はまだ検討されておられません。カントリーパークにつきましても、利用者は減っているものの、年間を通しての使用もございますので、即刻プレーパークにかえるということにはならないかもしれません。

場所はともかくとしまして、議員の御提案は、非常に興味あることだと考えております。

しかし、さきに述べましたように、指導助言に当たるプレーリーダーの雇用や地域のボランティアなどの人材確保や、事故発生時の対応等の条件整備等、課題もございますので、児童福祉の担当課であります健康福祉課や、都市公園の担当であります建設課、定住対策の担当課のつわの暮らし推進課など、関係各課の中で実現の可能性について検討させていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 前向きな返答、ありがとうございます。

冒険遊び場、プレーパークというものですけれども、何よりも一番大事なのは、やっぱりプレーリーダー、指導者になるのかなと思います。で、これは、子供の指導者というよりも、子供の興味や関心を引き出したり、相談や悩みを聞くなど、側面的なかかわりが期待されていることと同時に、けがや事故の対応、危機管理もできる専門的な人材でなければならないということでもあります。

そういう人材を確保できるのであれば、こういうふうに、今、余り使われていないと言うと語弊がありますが、カントリーパークや枕瀬山森林公園というものが、非常に私はもったいないと思っております。で、大型の遊具を望む小さいお子さんを持たれる保護者の方もたくさんおられます。でも、確かに大型遊具とか、平坦なところで子供たちを遊ばせておけば、親は手を離して安心して遊ばしてというようなこともできるかもしれないけども、親も一緒に楽しめるような、そういう施設として、特に、森林公園なんかは、バーベキューの施設も整い、さまざまな施設が整っておりますので、そういうところを使って、そういうプレーパーク的なものにするということは、社会教育面でも、また、長期の学童保育の利用箇所としても有効ではないかと思ったり、それから学校教育にも利用可能ではないかなと思います。そして、アウトメディアの推進にも、何より一役買うのではないかと思っております。

年間を通して使用があるものなので、即刻、プレーパークに変えるということにはならないということですが、実際に、例えば、カントリーパークなんかは、現在、森林公園のほうは利用者の、教えていただきましたけれども、カントリーのほうは使われている様子をお聞かせいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） カントリーパークのほうでございますけれども、運動公園とテニスコートを合わせて、年間で、平成21年が504件、それから22年が487件、23年が385件、24年が336件、25年が218件と、年々下がって

きておるのが現実でございます。これは、テニスコートの使用も含めておりますので、そういう数字ですが、テニスコートは、どちらかというと件数は余り上がっておりません。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今、数字を教えてくださいましたように、年々下がっているという中で、指定管理をしていただいたりしている施設でもありますので、ぜひ、有効利用を検討するとともに、場所はともかくとしてということではありましたが、こういうふうな子供の育ちを支援する場をぜひ考えていただけたらなと思います。

それでは、三つ目の質問に移ります。

定住と交流人口増加のモデルとして山村留学拠点校設置という質問です。

津和野町学校再編計画において、左鐙小学校は廃校対象校となって、5年目を迎えました。

策定時の予測在籍児童数では、今年度は1名であります。しかし、他校からの転入家族、青森からの移住家族、茨城と兵庫からの母子山村留学の児童が在籍し、現在6名となりました。

策定時の児童数予測を上回るのは、左鐙小学校（プラス5人）と青原小学校（プラス1人）のみで、他校は大きく減少しております。これは、学校再編計画の策定時からということです。特に、津和野小学校は予測人数を20人以上下回っております。

先般、同志社中学校の校長先生が、左鐙小学校を見学してくださいました。きれいに使われている木造校舎と芝生の校庭、高津川を目の前に臨む立地条件などを非常に高いレベルの教育環境だと評価されました。

他県からの児童を連れた家族を複数受け入れている実績を認めていただき、左鐙小学校を津和野町・山村留学の受け入れモデル校として存続するべきと考えております。それが、津和野町の最優先課題である定住、交流人口増加に有益であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、定住・交流人口増加のモデルとしての山村留学拠点校設置についての御質問について、お答えいたします。

議員、御指摘のとおり、津和野町学校再編実施計画の策定当時の予想では、左鐙小学校につきましては、その時点の学校区内の出生者数により作成しており、本年度は1名となっておりますが、さきに、2名が町内外より転校して来られ、本年度開始時には青森県より1名が転校して来られましたので、複式3クラス4名の児童でスタートしております。さらに、6月より2名の児童が転校して来られたため、現在は1学年から6学年に各1名ずつ合計6名の児童が在籍しております。

御承知のように、学校再編実施計画では、左鐙小学校は再編基準の16名を大きく下回っており、計画をお示しした後も、地元の御努力もあり数人の転校児童がございましたが、本年3月に4名の卒業生により在校生が3名となる見込みでありました。今年度になりまして、6名まで児童数がふえましたが、残念ながら再編基準を大きく下回ることに変わりはありません。

御提案いただきましたとおり、長期山村留学の受け入れモデル校となり、地元の住宅に親子で入居するなどして、定住・交流人口増につながれば、津和野町としても大変有益なものと考えます。

しかしながら、仮にモデル校として町で責任を持った取り組みとして指定した場合、今回転校してこられた御家庭のように、保護者同伴で来られる場合には、居住する住宅の提供を行う必要がございます。本年度、つわの暮らし推進住宅が2戸建設される予定でございますが、その後もコンスタントな住宅の提供が必要となります。さきに行いました左鐙地域での意見交換会の席では、受け入れるための住宅がないとの御意見をいただきましたので、その対応が可能であるか、また、山村留学といえ、児童生徒が親元を離れて暮らすことになり、その場合の児童生徒を受け入れる家族の対応が必要になるかと思われませんが、受け入れ世帯にかかる負担や責任も重いものがございますので、多くの方の御同意をいただければ実施できないと考えております。

今日まで左鐙地域での意見交換会でいただいた多くの御意見を考えれば、左鐙小学校を存続させるためには、地域で一丸となって御協力いただけるものとは思いますが、住居や受け入れ世帯の問題等、町として責任を持った十分な対応が難しい中、現段階ではモデル校に指定することは難しいと考えております。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 現段階でモデル校に指定することは難しいというお返事ですけれども、なぜ、町として責任を持った十分な対応が難しいのかということが疑問です。

住居や受け入れ世帯の問題など、確かにクリアすべき問題はあります。けれども、それを地域も努力すると言っているわけで、今までこの5年間、6年間積み重ねてきてようやく今こうやって他地域から、3件、4件一気に留学して来られる方がおられる。これは、特に子供だけの山村留学というよりも、母子移住、子育て移住という呼びかけに応じて来られた方々です。3年前の東日本大震災、福島原発事故以来、関東以東において、やはり子供の健康状態を不安に思うお母さん方が非常にふえておられます。そういう不安を持った方々が来られているということも事実であります。

いま一度、なぜ、町として責任を持った対応が難しいのかお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 教育長の回答にもありますように、町として責任を持った対応をするということになりますと、まず、受け入れる家であるとか、サポートし

ていただける世帯であるとか、そういったもののある程度のベースが必要になってきます。

今回、御質問いただいて、今回の回答で「モデル校でやりましょう」と回答するのは簡単なんですけれども、それをここの場で言うともう進める形になります。ただ、今の段階で明言をして進める体制には全く至ってないと、私たちは判断をしております。

確かに、地域の説明会ではいろいろと御意見もいただいて、今まで5年間活動してこられたことも十分承知をしておりますけれども、過去に、議員さんを初め、もう一軒の地域の方で、個人的に山村留学を公募されておられましたけれども、そのときには、まあ、残念ながら1件も応募がなかったというふうに聞いております。そのときに、地域全体で何十軒も出るということであれば、ある程度のベースも読めるかと思いますが、今の段階で町が毎年、毎年募集をかけて、何複数の人数が受け入れられるほどの体制が、今の左鐙地域で十分にとれるかということになると、やはり今の段階では判断ができないというふうに思っております。

で、なぜという答えとしては、そういう形でお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今まで左鐙地域だけで、こういう取り組みをしてまいりました。

教育委員会としては、再編計画で16人以下の学校は再編するという方向の中で、待っていただいたという形であるかと思いますが、地域だけでこの5年間頑張っ、今ようやくその成果が出始めたというところであります。これは積み重ねで、今からまた新たにほかの地域がやって、果たして、またすぐに来るか、そういうことではないかと思えます。5年間の積み重ねが今の人数につながっていると思えます。

それは、津和野高校にしても、二、三年間ずっと50名台の入学者であったのが、今年度68名であったというように、昨日の同僚議員の一般質問の返答でありました。やってきたことの成果がようやく出てきたという答弁でありました。それは、町や県から予算をつけ人材を派遣し、町ぐるみでやってきてようやくそういうふうになってきたことです。小さい地域と保護者が、予算も人的支援も一切いただかずに、自分たちのできるさまざまな活動をしてきた結果で、ようやくこの1年、2年で結果が出始めてきているわけです。

町は、協働のまちづくり、一緒にやろうと行政から手を差し伸べ、予算をつけ、行政主導で進めることについては、手を差し伸べて一緒にやろうと言われますけれども、地域や家庭や学校が協力して子供たちの教育環境を一生懸命整えてきました。しかし、地域が独自で積み重ねてきて、逆方向から行政へ「これを手伝ってほしい」と手を差し伸べるその手に対しては、「難しい」の一言ではねのけるのかと、私はとても残念であります。

ただ、先ほどの次長の答弁では、「この場でモデル校として進めるということ」を答弁はできない」ということでしたけれども、今からまだ地域の保護者との話し合いをされるということでありました。で、保護者たちの思いを受けとめ、地域の思いも受けとめて、ぜひ、前向きに私は検討していただきたいと思っておりますが、「地域づくりまちづくりと教育は別」と言われるかもしれませんが、あえて再度、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 質問の趣旨から町長部局からの発言、回答を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） きょういただいている御質問の趣旨のような、そういう御質問というのは、数年前にも私のほうにいただいて、私からもお答えをしたことがあるかと思っております。

そのときお答えしたことと、基本的には変わってないと思っておりますけれども、基本的に小学校の統廃合問題というのは、統廃合の再編計画というのが、町として正式に出したものであるということであります。これは、それを決めていくまでに、推進協議会でしたか、そうした正式な協議会をつくって会議をつくって、また、正式に手続を踏んで決定をされたものでございます。ですから、それはやはり町として尊重していかなければならない。これは、議会のほうにも報告をして、議会のほうでもある程度の御理解をいただいたものでもあるということでありますから、我々としては、まずはそれを尊重しなきゃならないという、そういうスタンスであるということ、大前提としてあるということでございます。

ただ、そうした中でそれぞれの地域の方々や保護者の方々のお考えがございます。そして、それらが非常に強い反対をされると、そういう中で、この統廃合計画というものを強引に進めていくということは、できないだろうということも申してきたつもりでございます。

そして、定住やさらには地域づくりの観点からも、小学校を一つの核として、そこに人をふやしていこうという、一生懸命地域の方々、主体的になって取り組みをされることについては、我々としてもその部分についてのできる限りの応援はさせていただきますということも、その当時申し上げたかと思っておりますし、まあ、そういう観点から、左鐙地域だけを特別扱いということも難しいということもありまして、我々なりに、例えば、まちづくり委員会制度であったり、さらには、このたび始めておりますつわの暮らし推進住宅、これも左鐙に現実として、今から着工していくわけでありますが、そうしたところの我々のできる応援というものも、さっしていただいているということでもあります。これらは、まさに地域が主体となって、そういうまちづくりを一生懸命頑張ってやられるからこそという、そういうバックボーンがあるかというふうに思っておるわけであります。

今回、この山村留学という御提案をいただいたわけでありますが、ただ、これまでお話をしてきたことの中で、「山村留学をやりたいからどうか」と問いかけてもなか

なかそれは、教育次長も申し上げたように、我々としては、山村留学がどうかという、非常にまあちょっと言葉は誤解を生むかもしれませんが、漠然として抽象的な問いかけをされても、なかなか我々としてそこに「はい、やりましょう」とは言えないというところであります。

もう少し詳しく申し上げるならば、まあ、仮に私が町長じゃなく左鐙地域の一人のまちづくりをする立場の者であったら、こうすると思うんですけども、16名という一つの再編計画に、やはり人数があるわけでありますから、じゃあ、それを16名向けて年次計画をつくって、そのために人を集めてくる、そこにその山村留学がどういう位置づけであるのかということ。そこには、さらに、教育の理念でありますとか、どういう教育をその山村留学でしていくのか、さらには、どういうカリキュラムを持ってやっていくのかと、そういうところをつくると思います。そして、募集であったり、受け入れの仕方であったり、そういうものをまずは地域が考えていくだろうと、そうふうに思います。

それをもって、まずはやはり、これは小学校問題というのは、教育論が先に来なければならぬというふうに私は思っております。ですから、きょうは最優先課題で定住・交流というタイトルでありましたけれども、あえて私、町長部局のほうから回答は書かずに、教育委員会のほうから書いてもらったというところでもあります。

それで、山村留学をどういう教育論を持って、そして、左鐙小学校の中で子供さんたちが健全に成長していくために、どういう教育をしていくのか、理念をつくる、カリキュラムをつくる、そのために今度は16人という、何年までに16人を集めてくるのか、そこに何をすべきなのか、募集であったり、受け入れであったり、それを、私は非常に高いハードルを求めているのかもしれませんが、しかし、地域が主体となって、地域が頑張るということは、私は、まずそこに気持ちが出てくるべきじゃないかなというふうに思うわけであります。

そうしたものがあって、今度は教育理念が教育委員会とある程度、整合性がとれてくると、実際やるとしてどういう施設が必要なのか、設備が必要なのか、初期投資はどれぐらいなのか、運営費用はどれぐらいなのか、そういうことも出てくろうかと思えます。そういう部分において、我々としても御協力できることは協力をしていきたい。それは、数年前にお答えをしたその気持ちと今も変わっていない、まあ、そういうつもりであります。

ですので、我々、もう一回繰り返しになりますが、再編計画というのがあるという、これを尊重しなければならない立場っていうことも御理解いただきたい。その上で、地域が主体となって頑張られることには、応援もしていきますよということは申し上げてきているつもりでございます。そこを何とか左鐙地域の皆さんも、大変厳しいことかもしれませんが、頑張ってください、まちづくり委員会というものも活用していただき

ながら、十二分に話し合いをしていただいて、具体論でまた御提言もいただければというふうにも考えている次第でございます。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ありがとうございます。

さまざまな条件を整備して提案するべきだということ、また、16人という数に限りなく近づけなければならないということ、そういう条件をクリアすることを努力していきたいとは思っております。

ただ、学校のカリキュラムとか、どういう教育をするか、地域としてどんな教育をするっていうことは言えます。でも、学校の教育の中では、教育委員会に、私たちは権限がないわけです、自分たちがどんなにこんなことをしてほしい、こういう教育をしてほしいと言っても、それは教育委員会サイドの権限であるわけですので、やはりそこは、山村留学を認めるかどうか、そういうところがまず前提してなければ無理ではないかなと思います。

それから、もう一つ言わせてもらうならば、再編計画ができたのは5年前であります。それから、5年間たち、現在のようにそのころに想定していた児童数と変わってきているという現状、3年前の大震災の原発事故という大きな事故によって、人の意識や向く方向が変わってきているという現状、その中で、5年をたった再編計画を、じゃあ、いつまでこの再編計画が有効なのか、普通、市町村のつくる計画、またプランというものは、4年ないしは5年で見直されていっているのではないのでしょうか。

私は、そこにも何か不思議な気がするのですけれども、返答をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 先ほど、町長が申しましたカリキュラムのところでございますけれども、まずもって、日本の学校で学ぶべきということはある程度決められております。

それで、島根県は、ふるさと教育を力を入れておりますので、そういう点が町でも力を入れているところでございますが、義務教育の中で子供たちは、学習指導要領で申し上げますと、基礎的・基本的な知識・技能、またそれを活用した思考・判断・表現力、そういう活用ができる力、それから学ぶ意欲、そういう大きく三つの柱で、義務教育は行われておりますし、基礎的・基本的な部分につきましては、単独でも努力を積み重ねていくところもございしますが、やはり活用する部分、または学ぶ意欲という中では、ある程度のお子さんがいらっしゃる中で「友達といるからやってみよう」、「友達に負けないようにやってみよう」ですとか、「聞いてもらえる人がいるので話してみよう」とか、そういう部分の中で育まれるところが多くありますし、小学校は平成23年度から新しい内容になりましたけれども、その点は重要視されているところでございますので、その辺は、まずもって抜きにはできない、学校教育の中では抜きにできないところであると考えております。

それがベースにあり、地域の特色ある教育という部分では、町内どの学校でも自然環境には多々恵まれているところがございますので、そこにその自然環境をどう生かすか、また、地域の皆さんが、授業やいろんな活動にいろんな方が協力をしてくださっているという、それはこちらも推進してるところでございますし、いろんな力をそれぞれいろいろ得意技がある方がたくさんいらっしゃいますので、その方をいかに学校教育の中に入れていただくかというところは、県の授業も受けておりますし、その中で発表を聞かせていただく中でも、その数分だけバリエーションがあるということもありますし、それは学校だけではできないものです。地域の皆さんの御協力がないと全くもって成り立たない。

都会であれば、もっと稀薄的な人間関係にありがちな学校教育ではございますけれども、津和野町に限りましては、これだけ協力体制がしかれているというところに、ものすごくありがたい、すごく学校教育に対する理解とバックアップ体制がすごくとっていただける町であるというところは誇れる部分だと思っております。

ただ、再編計画になりますと、あくまでも、学校教育としてこの人数を5年前にそれを決めるに至るプロセスの中でたくさんお話をされてきたこと、それから、その状況が覆せるほど、もともと三十数名というところで決められているのをさらに町として、16というところに決断をされているところには、いろんな課題等を町内外の方が入りまして出された結論ということは、その時点で決められたことについては、全くその計画を見直すことにはならないものと思っておりますし、教育委員会としては、そういうことを見直すというような話にもなっておりませんので、今のところ計画自体を見直す必要性はないと考えております。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 町の状態、時代とともに私は変えていくべきものもあるし、変えてはいけないものもあると思っております。

極小規模校だからというその子供の教育という観点からということで、一番、教育委員会は、その人数的なことが子供たちの成長の妨げになるというようなことをずっと言われております。

確かに、極小過ぎることが子供たちに果たしていいことなのかどうか、私たちも不安を持って、だからこそふやす努力をして、学校を残そうと頑張ってきているわけでありましてけれども、しかし、コミュニケーション能力に問題があるとか、人格形成上問題が生じたということが本当に起こっているのか。

今、中学校に上がった、今、中3、中1になった子供たちは、左鐙小学校で大方6年間を6人、7人、8人ぐらいの極小の人数で育ってきました。その子供たちが本当に人格形成上に問題が生じているのか、今の時点ではわからないかもしれないけれども、現時点で言えば、中学校で私は普通にほかの子供たちともコミュニケーションがとれる、と

でも中学校生活を楽しめる子供たちであると思っております。学力的にもそこそこついでいるのではないかと思っております。

大人数の中で切磋琢磨することだけが本当にいいのか、それで全員が伸びるのか、少ないからかわいそうとか本当にそうなのか、それは、そう言われると何かそれが正しいような気がしますけれども、データの裏付けを今まで示されたことがありません。多分、そういうデータの裏付けはないと思います。根拠のない通説とか、データの裏付け一般論によって、その子供の教育環境が悪いと評価されることについても私は納得できませんが、その点についても見解を伺います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 恐らく、これまで左鐙小学校は、現在のように学年1人ということはずなかったと思います。学年数名で過ごされていた方々が今、卒業されて中学校以上に行かれています。

○議長（沖田 守君） 教育長。マイクを少し近づけてください。

○教育長（本田 史子君） はい。済みません。これまで卒業された方は、少なくとも楽しかったというお話は地域の説明会でも伺いました。それは、同級生もいらっしゃる状態が、常にこれまでは同級生がいらっしゃる状態でしたので、あと複式の中で、まあ、1人であっても、2学年まとめた環境だったりしたのが実際だと思いますので、かつ、数字的などいいますか、小学校卒業された方がきちんと成長されているということは、地域の皆様も、周りの皆様もわかっていらっしゃるところだと思います。

ただ、今通われているお子さんの現状が、今までの小学校中での人数構成と違っていているというところは、説明会でもお話をさせていただいたとおりでございまして、これまでの卒業生がどうだったかということではなく、今のお子さんの環境が伸びにくい部分もありますということの説明はさせていただいておりますので、卒業生についてのデータというものは特別ございませんが、あくまでも現状のお子さんの教育環境についての説明はさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 実際に、ひとり学級で卒業した子が、今もう高校生になっている子で2名おります。彼らもそれなりに社会生活というか、高校生活をしているように思われます。

結局、それと今現在の人数構成が違うということでしたけれども、4月時点では、3月時点では3名の予定だったんですけれども、現在6名となって、本当にありがたいことに複式学級で2名ずつ在籍しておりますので、その点では私たちも喜んでおりますし、先ほどの町長の答弁でもありましたように、段階を踏んで、16人に限りなく近づけるように努力をしていきたいとは思いますが、やはりそこに地域だけの努力では無理だから手伝ってほしいという意見を述べているわけですので、その辺をお酌み取りいただきたいと思っております。

そして最後に、地域づくりの観点もですけれども、田舎や自然の中で、日本全国のほかの地域の子供の育ちの手伝いができる地域、町として、津和野町は強みを生かすべきだと私は思います。

同志社中学の校長先生の言葉をかりるならば、非常に高いレベルの教育環境を持つ左鏡小学校を貴重な町の財産として、自信を持って私は活用すべき、PRすべきだと思います。行政は、田舎の強みを生かした方向へ進んでいただきたいと強く願って、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、通告に従い質問いたします。

1番目の質問であります。

障がい者福祉についてでございます。

シルクウェイにちはらの高津川清流館に、町内の障がい児の保護者の方々が待望した障がい児施設が開設されることになり、町としましても条例を改正し、施設を整備して開設を後押しいたしました。現在のところほとんど使われてないようであります。これまでの経緯と現在の状況についてお尋ねいたします。

また今後、町として障がい児の対応をどのように考えるか、障がい児に対応した保育や教育、障がい児・障がい者家族が集える場の創設、いつでも相談できる体制づくりなど、町の障がい者福祉に対する構想をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障がい者福祉についてでございます。

障がい児支援施設につきましては、昨年4月よりシルクウェイにちはらの高津川清流館において開所するというので、町といたしましても、施設の設置管理条例の改正等を議会にお願いをし、運営を支援してきたところでございますが、昨年の6月議会一般質問において1番議員にも御答弁申し上げましたときと同様で、いまだ常時開所している状況にはございません。

これまでの運営状況についてでございますが、当初から利用者が3名程度ということで、この利用者につきましては、益田市内にある同運営事業者が開所しておられる施設に送

迎をし、行っておられ、月一、二回程度の土曜日や春・夏等の長期休み中は週に二、三回程度、高津川清流館を利用しておられます。

また、現在は運営事業者の職員が退職等により、減員となり、送迎ができなくなったため、送迎が必要な利用者の施設利用ができていないということも伺っている次第であります。

町といたしましては、5月に運営事業者を呼び、今後の対応等を協議したところでございますが、高津川清流館での常時開所に向けてのめどは立っていないという反応であったため、今後の町内における障がい児・障がい者の方々への新たな支援策を検討しているところでございます。

なお、この運営事業者が実施する支援事業以外においては、日中の居場所づくりや家族の集える場所を提供することが事業内容である地域活動支援センター事業につきましては、現在10名程度登録者のある益田市内のあゆみの里に委託をしているわけですが、この事業の活用や障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業所を今年度中に町内に開所し、各種相談受け付けを行ってまいりたいと考えております。

また、障がい児保育に関しましても、今年度4月より日原保育園において、1名の障がい児の受け入れを行っておりますが、そのほかに7月より同保育園において、これまで障害児支援施設を利用していた重症心身障がい児の受け入れについても予定をしているところでございます。

町といたしましては、平成25年度より障害者自立支援法から改められた障害者総合支援法に基づき、障がい者福祉の充実を図っていかなくてはならないと考えておりますが、町内に障がい児や障がい者の支援を行う運営事業者となり得る法人等が非常に少なく、また、近隣市町村からの参入も期待できないため、今後は町としてこの運営事業者となり得る法人等の育成に努め、町内に居住されている障がい児や障がい者の方々、また、御家族の方々安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいまの答弁で、行政としても障がい者福祉というものを単に任せるということではなく、これからみずから取り組んでいくという、そういう姿勢がただいまの答弁に伺えましたことは大いなる前進と捉えております。

地域活動支援センター事業、障害者相談支援事業所については、これは障がい者の保護者等からも切なる要望が出ておったものでございます。

この事業について、町の具体的な、ただいま構想があればそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御質問の具体的な例でございますが、先ほど町長も答弁しておりますが、地域活動支援センター事業、これにつきましては、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする事業でございます。

これにつきましては、町内に特に事業所がありませんので、先ほども町長述べたように、益田市内にあるあゆみの里のほうへ委託して対応していただいております。

それから、障がい者の相談支援事業所でございますが、現在津和野町内にあるつわぶきの里のほうで、これまで就労継続支援B型ということで事業されておりますけれども、ここに、今、申請等の手続を開始して始めておるわけですが、今年度より各種の相談事業を受け付けを行ってまいりたいというような計画を立てております。

これにつきましては、障がいのある人に自立した日常生活、または社会の生活を営むことができるような相談支援を行う目的として行います。そういったことで、こういったことをきっかけに、町内でも社会資源的な整備をしていかななくてはならないわけですが、何分そういったことが、なかなか資源的なものがないということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、町が、進んで社会福祉法人等に御説明をして、受けただけのような今後努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたび、日原保育園において、重度心身障がい児の受け入れという、これまでは町がやったことのないことを非常に前向きに障がい児の方を受け入れていくという、その体制が見えるわけでありまして、これにつきまして、今後どのような対象、保育園児の年齢でありながら障がいを持っておられる方につきましては、大体受け入れられる体制なのかどうなのか、その受入体制についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 保育園での障がい児の受け入れでございますが、現在、軽度の障がいの方を1名受け入れております。

先ほど町長の答弁でありましたように、7月より重度障がいの方も、重度心身障がいの方も受け入れる予定にしております。今の受け入れの場所につきましても日原保育園に限定させていただいておりますが、なかなか町内各園で対応ということは体制的にも難しいと考えております。

それから、余り多過ぎても、ちょっと町としてはなかなか難しい面がありますので、その折々に、体制等も考えながら対応はしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほどの各種御答弁でありましたように、非常に、こう障がい者の、町内の障がい者に対する対応を、今、健康保険課が取り組んでおられるということは、非常に前向きな姿勢でこれからも期待してまいりたいと思っておりますので、どうか障がい児の方々が安心してこの町で暮らせることを、体制をつくられることを念じまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

2番目の質問でありますけれども、小中学生の学力向上対策についてでございます。津和野町の未来を考えると、町の子供の学力向上対策は重要と考えます。

現在、津和野高校で公営塾が開設されております。教育の専門家の方から学力の基礎をつくる小中学生の学力向上の重要性を聞きます。都会と田舎、貧富により学力が変わることなく、町内の子供の学力を向上させていくために、小中学生の学習サポートが必要だと考えます。町内には退職された優秀な元教師の方もたくさんおられます。教育の専門家の意見を聞きながら、町内の小中学生の学力向上対策を講じるべきと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、小中学生の学力向上対策についての御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のように、町内小中学生の学力の定着につきましては大きな課題であり、教育ビジョンにおきましても確かな学力を育む取り組みを記載しております。

それを受け、平成24年度より、津和野町学力向上プロジェクトとして、教育用ICT機器の整備を主とした学習環境の整備、東京大学が発信する新しい学びプロジェクト（協調学習）への参加。普及、中学生を対象に津和野高校で行われておりました「土曜日補講塾」への補助、授業改善のための教職員研修の開催、しまね数リニックへの参加などの取り組みを行ってまいりました。

その結果、島根県が毎年行っております学力調査において、平成23年度では町平均が県平均を上回っておりました教科が24教科中7教科でございましたが、平成25年度では12教科となり、徐々にではありますが成果が出てきたものと考えられます。

しかしながら、この結果が一過性のものであればはならないため、各学校では「島根県学力調査」や「全国学力調査」の結果などから、児童生徒の状況を把握し、学力向上のための教育方法や方策の検討を行い、児童生徒に対する指導計画の作成、漢字のチャレンジタイムや朝読書の時間を設けるなど、学校ごとに工夫をしながら、児童生徒にみずから学ぶ意欲を高める取り組みを行っております。

また、人としての基礎が形成される重要な時期である小学校入学前の時期は、家庭や保育園等で行われる教育がとても大事なことであることから、児童に関する部署で連携しながら「0歳時からの人づくり」事業を進めております。既に「のびのびファイル」の配布を行い、子供の記録をつけていただくことで、保育園の入園時や学校への入学時のスムーズな移行に役立てるための取り組みを始めました。

ほかにも、ブックスタートや乳幼児健診時の絵本の貸し出し・読み聞かせ事業、各保育園での絵本の貸出事業など具体的な取り組みを行っております。

今後とも関係部署で連携し、乳幼児期において何が大事なことなのか、保育園から高校までのスムーズな移行のために何が必要なのか、行政として何をしないといけないかについても、引き続き検討していくこととしております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま答弁でありました津和野高校で行われておる中学生を対象とした「土曜日補講塾」という、それをやっておられるわけでありまして、けれども、このように、例えば日原地域においても山村開発センターだとか、そういうところで補講塾のようなものができれば、なかなか、日原地域でも津和野まで行くのにかなりの距離があります。その中で送迎が難しいということもあるかと思っておりますので、そういうようなことも検討していただけたらと思っておりますし、また、小学生などでも、町内には学校の先生でありまして、そして退職された方々の御協力もいただきながら、小学生の補講塾、学力サポートのようなものも検討していただけたらと思うわけでありまして、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 現在、高校生のほうでこういう塾をやっております、それを始めるときには、中学生にどういう形で広げられるかということについては、現時点でやっているものを踏まえまして、今後課題ということで常に調整をさせていただいている状況でございます。

また、場所につきましては、昨年もアストが出したんですけれども、やはり需要と供給がなかなか合わないところもありますので、本当のニーズといいますか、その辺に答えられるような形を考えたいと思っておりますし、今は高校、中学まで、小学生にもどういうものができるかというのは、考えてはいきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、十分検討いただきまして、小中学生の学力向上こそが、やはり津和野町の未来を握っておると思うわけでありまして、鋭意検討を進めていただきまして、小中学生の学力向上対策を図っていただきますようお願いいたしまして、次の質問と移らさせていただきます。

3番目の質問でございますが、高津川のアユの不漁についてでございます。

3年連続5度目の清流日本一に輝いた高津川のアユは、今や全国でも注目が高く、高津川のアユを求めて来町する観光客や釣り師も年々増加しております。

しかし、ことしはアユ釣りが解禁となりましたが、まれに見る不漁であります。津和野町の経済にも大きな影響を及ぼしますが、高津川のアユの不漁の原因をどのように考えているのか、また、今後、アユをふやすための対策についてどのように考えられるのか所見をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高津川のアユの不漁についての御質問に関してお答えをさせていただきます。

津和野町を含む高津川流域は、アユを代表した「高津川の恵」によって産業をなしてきました。ところが、今年度のアユの自然遡上は、近年にない激減状態で、津和野町におけるアユ釣り客も例年のにぎわいはありません。

この原因を高津川漁協に尋ねたところ、昨年、アユの産卵のピークである10月下旬に発生した大雨で川が増水し、高津川下流域の産卵場を洗い流してしまったことが大きな原因と言われております。

漁協としては、約100万尾の稚魚を放流しておりますが、例年の自然遡上を含めた500万尾に比べると、見える個体数はまばらとなっております。

また、昨年豪雨被害を受けた名賀地区は、山腹の被災箇所から、少量の雨でも土砂流出を起こしてしまい、濁り水が本流へ注ぎ込んでおります。これが岩や石の表面を覆い、珪藻の成長に影響をしているとも言われており、匹見川に生息数が多く、本流が少ない原因がこの影響と思われれます。

さらに、高津川流域では、アユだけでなくその他魚種の個体数減が顕著となっており、ウの鳥等による捕食が大きな原因と言われております。生態系のバランスを取り戻すためには、アユ以外の魚種についても個体数を増加させる対策が必要です。来年に向けた対策としては、産卵場の整備や中間育成アユの数をふやすこと、ウの鳥等の駆除が必要と思われれますが、漁協その他関係機関と協議をした上で、町として対応できる最大限の協力をしたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 益田圏域の1市2町にとりましては、高津川のアユは、まさに圏域の宝であります。

益田市においても吉賀町においても津和野町においても、この高津川のアユというのは、集客の一つの大きな目玉でもあり、そして、津和野地域でもこの高津川の天然アユということ大きな一つの集客の目玉としても売り出してきたところであります。

また、日原地域にとりましては、この高津川のアユが不漁ということは、まさに死活問題にもつながるような大きな問題であります。

益田圏域の1市2町で協力して、産卵場の整備や本来の川づくり、以前提言しました近自然工法などを進めていくべきではないかと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） できれば町長のほうに御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 近未来工法ということの、その回答で。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 再度、御質問をさせていただきます。

産卵場が流されたということが、今回一つの大きな理由だということをお尋ねの町長の答弁でもありました。

産卵場の整備、特に河床が上がって産卵場が非常に産卵しにくくなっているというような現実もあるかと思いますし、また、本来の川づくり、近自然工法などそういうも

のを総合的に進めながら、高津川そのものを全体的に通して、やはりアユがふえていくようなそういう川づくりを1市2町で協力し、また、津和野町は津和野町でできることを進めていくべきと考えますが、町長の所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変失礼いたしました。

このアユの減少というのは、本当に重要な問題だというふうにも思っております。そうした中で、対策を取り組んでいかなきゃならないわけでありまして。

これまでも1市2町、それから高津川漁協さんも一緒になった形で、正式名称ははっきり記憶しておりませんが、高津川漁業振興協議会そういった類いの組織をつくっておりまして、そうしたところでいろいろとアユの確保、そういうものについても協議をし、また、具体的な事業、まさにその産卵場の整備そうしたところもやってきているところでありまして、今後こうしたところは、しっかり関係団体等で協力をし、話し合いをしながら、また、事業等も進めていきたいというふうにも考えているところでありまして。

それから、近未来工法でございます。

こうした取り組みというものも、その自然をうまく生かした形で川を存続していくという取り組みでありますから、非常に景観上からも、また、その川にとっても非常にいいやり方だということ、これは認めているわけでありまして、ただそうした中で、この工法を指導的にまた誠心的にされておられました福留先生でございますが、残念ながらお亡くなりになってしまったということでありまして、その後を受け継ぐ方々、そうした方々と今後どういうふうにネットワークを通じてやっていくのかという課題もあろうかというふうにも思っております。

町においても、今後は参考にしていくべき工法だというふうにも思っておりますので、また、災害復旧等の絡みもあります、落ちついてまいりましたらそうしたところも研究を深めてまいりたいと、そして必要に応じて実現もさしていけることができればというふうにも考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほども申し上げましたように、高津川のアユというのは圏域にとっても宝であり、津和野町にとっては大きな観光資源でもあり、旅館業等や料理屋さん方にとりましては、まさに死活問題にもつながるべきものであると思っておりますので、この対策をしっかりとられますことをお願いいたしまして、次の質問に移らさせていただきます。

次の質問であります、認知症対策であります。

認知症につきましては、今や雑誌やテレビにおいても連日のように報道がされております。

2013年に厚生労働省が発表いたしました認知症高齢者は、推定462万人、予備軍も含めると推定800万人に上ります。その中で65歳以上の推定400万人が軽度認知障害（MCI）の範疇に入るとのことです。

軽度認知障害の段階で予防措置を講じることによって、認知症への移行を予防することができます。そのためには早期発見、早期治療が必要であります。以前、議会で提言いたしました島根大学医学部開発のiPadを使った認知症検査システムを活用した保健師による検査に加え、橘井堂の医師は神経内科の指導医や専門医がおられ、問診や血液検査、MRIによる脳の画像診断等による総合的な診断が可能であります。専門外来も有効と考えます。

また、突発性正常圧水頭症（INPH）は、手術で治療することができる認知症であります。推定30万人の患者が治る可能性があると言われます。

また、日常生活の改善や運動療法も認知症予防の取り組みとしては重要であります。平成25年度から厚生労働省も認知症施策推進5カ年計画、通称オレンジプランを実施し、認知症ケアパスの作成・普及や早期診断・早期対応、地域や家族のサポート、医療・介護サービスを行う人事の育成等が行われています。認知症対策について、どのように考えられるのか構想をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、認知症施策について、お答えをさせていただきます。

全国に高齢化が進む中、全国的にこれから進む中、認知症の高齢者も年々ふえており、今後、認知症対策については、介護予防を推進していく上でさらなる取り組みが必要になると考えます。

津和野町においても認知症対策は、「介護予防の推進」の一つとして重要視し、取り組んでおります。厚生労働省が策定した「認知症施策推進5カ年計画(オレンジプラン)」の七つの視点ごとに、町及び益田圏域としての認知症施策についての考えを申し上げます。

まず一つ目に、標準的な認知症ケアパスの作成・普及についてでございます。

7月から8月ごろに地区診断を実施し、現況整理をして、つわのオレンジの会で関係機関とも協議を重ねつつ、今年度中に「認知症ケアパス」の作成を行います。

また、今年度策定する第6次老人保健福祉計画・介護保険事業計画にも掲載いたします。普及については、次年度以降を予定しております。

二つ目に、早期診断・早期対応についてでございます。

認知症初期集中支援チームについては、医療従事者不足の津和野町で新たにチームをつくり活動していくことは、現段階では困難と考えております。そのためiPadを活用し、地域で認知機能検査を実施することで、ある程度のスクリーニングを行い、必要時に医療機関へつなぐ仕組みづくりを考えております。

その際、直接専門の医療機関ではなく、かかりつけ医の認知症対応力向上のために、まずは、かかりつけ医につなぐこととしております。

また、現状においても認知症（MCI・疑いも含む）、認知症の方への支援も介護保険サービスのみならず、地域のインフォーマルサービスの活用や医療機関との連携により、認知症予防や見守り体制等地域で支える体制の整備に努めており、今後もより一層の強化に努めてまいります。

今年度からの新規事業のため、PDCAサイクルで分析・評価を行いながら、地域の実情に応じた認知症施策を講じていきます。地域ケア会議については、今年度は第6次老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための日常生活圏域ニーズ調査結果も含み、個別課題と地域課題の検討を主に実施する予定であります。

なお、かかりつけ医認知症対応力向上研修及び認知症サポート医養成研修については、国、県として取り組まれております。

3番目でございます。

地域での生活を支える医療サービスの構築でございます。

退院支援・地域連携クリティカルパスについては、益田圏域で日本精神科病院協会が作成した「オレンジ手帳」を活用していくこととしており、昨年度はオレンジ手帳の周知を在宅医療・地域リハビリテーション研修会や益田市医師会学術講演会等でPRをされております。益田圏域認知症ネットワーク会議において、オレンジ手帳を利用した効果について検討していく予定となっております。

4番目に、地域での生活を支える介護サービスの構築でございます。

第1号被保険者のうち、認知症高齢者（認知症高齢者日常生活自立度Ⅱランク以上）は約1割を占めており、要介護認定者の約半数を占めております。その方の介護保険サービスの利用状況について、第6次老人保健福祉計画・介護保険事業計画及び認知症ケアパスの策定において、把握、整理をし、将来推計も考慮しながら介護サービスの整備に努めてまいります。

5番目として、地域での日常生活・家族の支援の強化でございますが、人口規模から考えて、当町で認知症地域支援推進員として活動はしておりませんが、保健師等の専門職が「津和野介護者の会」への支援、「男談サロンつわの」の開催等、認知症の人と家族の会の協力も受けながら家族支援を実施しており、今後においても強化を図ってまいります。

なお、今後、地域の実情に応じて、認知症地域支援推進員としての配置が必要とあれば検討したいと考えております。

認知症サポーター養成講座、町民後見人養成講座については、継続して実施いたします。

6番目に、若年性認知症施策の強化でございますが、認知症介護研究・研修センターで作成された「若年性認知症支援ハンドブック」や「若年性認知症支援ガイドブック」

は地域包括支援センターで保管しており、相談に来られた方には配布できるようにしております。

7番目として、医療・介護サービスを担う人材の育成でございますが、認知症介護実践リーダー研修や認知症介護指導者養成研修、医療従事者に対する認知症対応力向上研修については、国、県において開催をされております。町といたしましても、ケアマネ研修会やつわのオレンジの会の中で研修会を開催しており、認知症の方に携わる医療・介護の専門職に対し、知識や対応力の向上に努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 認知症を抱え、疑われる家族などが出られた場合に、住民はこの認知症の症状が出た場合に、どこに受診したらいいかということがなかなかわからないということも現実であろうかと思うわけでありまして。認知症について不安や心配がある方が、身近なところで気軽に受診し、相談できる津和野共存病院に、物忘れ外来などを設置して受診することは、専門外来としても非常に有効であると考えますが、このことについての所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議員さん言われました物忘れ外来、認知症の早期発見、早期対応には非常に有効的であると考えております。ただ、現在の津和野共存病院の現状の医師数では、別枠でこの物忘れ外来をするということは、現時点においては不可能と思っております。

ただし、神経内科専門医の須山医院長、飯島副医院長が神経内科専門でありますので、毎日、外来診療を行っております。その中でMR Iあるいは認知症スケール等実施できますので、関係医療機関の連携あるいは紹介等対応できていると現状では考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 神経内科の専門医については、頭部MR Iの撮影による脳の画像診断等もできますことから、先ほど質問の中でも申し上げました手術で治るといふ突発性正常圧水頭症の診断などができると思っております。こうして津和野共存病院の内科外来の中で神経内科の専門医である須山先生、また、飯島先生が受診をして、その対応していただけるということでもありますので、このこともある意味、町の認知症の対策としても広く伝えていただければと思うことでもあります。

次に、もう一つ質問でありますけれども、物忘れや周辺症状と思われる症状、昼夜逆転、不穏・不眠、意欲低下などそういうことが、認知症というのは、自分が認知症と思う人は大体認知症ではないようで、むしろ家族や周りの人があれっと思うという、そういう状況を見たときに認知症の疑いがあると言われておることでもあります。

そのような状況が出たときには、病院に相談すればよいのか、また、病院以外であれば、どこに相談したらよいのかお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、日常サポート医の飯島副院長が津和野共存病院にはおられますので、津和野共存病院の内科のほうに御相談をいただければと思います。それと地域包括支援センター、もしくは要介護認定を受けられた方であれば、ケアマネジャーに相談をすると、かかりつけ医のほうにそのことをお伝えをしますので、初期的な判断ができると思います。ケアマネジャーもしくは居宅事業所、いわゆる要介護認定を受けられた方、現在八百数十人が認定を受けておると思いますが、その中のケアマネ、いわゆるサービスを使っている人は、ケアマネジャーのほうに相談いただければと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 以前、議会で質問いたしましたiPadを使った認知機能検査でありますけれども、住民の方々からもお電話をいただきまして、どのようにしたらこれを実施していただけるのかということでお尋ねをいただいたわけがあります。

どのような形で活用を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在、今年度で10台ほどiPadの利用しての機械を購入をしております。保健師等が健康相談等行ったときに、それを活用したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 認知症は一番最初の質問でも申し上げましたが、今や800万人時代とも言われます。決して、遠いことではなく、本当に身近なことだと思っております。この対応というのが、津和野町に永住していく上でも大変大切なことだと思っておりますので、より一層の対応をお願いいたしまして、次の質問に移らさせていただきます。

次の質問でありますけれども、在宅医療についてでございます。

国立社会保障・人口問題研究所によると、高齢者が2024年には日本全国で30%を突破し、2035年には3人に1人が高齢者となる予測をしておられます。その結果、2030年には、50万人の人が病院・介護施設不足により死に場所を失うと言われております。

また、国民の9割が自宅で死ぬことを希望しておられます。その対策として、在宅医療の充実が必要と考えます。医療・介護関係者のネットワークの効率化により、在宅医療を劇的に進化させた事例もあります。在宅医療についての町の構想をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、在宅医療についてお答えをさせていただきます。

在宅医療については、御指摘のように、国を挙げての高齢化社会対策のため、医療・介護・福祉と一体となった施策が進められております。

津和野町においても、津和野共存病院を中心とする町内の医療機関が以前から力を入れている分野であり、津和野町地域医療協議会においても、その進展について協議を行っております。

このように行政と医療関係者、介護支援専門員、訪問介護・訪問看護事業所等と協議しながら進められておりますが、自宅で療養し、自宅で亡くなるということは、津和野町に住み続けるということをも意味をいたします。

そのためには、医・食・住の充足が必要最低限の条件となりますし、住民みずから、ネットワークの中で行政や医療、介護、福祉関係者と一緒になって考え、行動していくことが重要だと思います。

今後においては、町の元気な高齢者の方々が中心となって組織化と活動を行っていただく新たなコミュニティーの場が必要でございます。在宅医療は、そのようなコミュニティーを取り入れたネットワークを中心とした医・食・住の一環として、進めていかなければならないと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 橘井堂の経営は、津和野町の財政にも直結しており、診療報酬の改定に的確に対応していかなければならないと考えております。平成26年度診療報酬改定でも示されたように、国は、地域包括ケアシステムの構築を図り、医療施設ではなく地域で完結する医療を求めています。

今後における町としての方向性はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今回の診療報酬改定は、在宅で療養支援が中心となっております。

今後、津和野町として津和野共存病院をさらに在宅療養を重視し、在宅支援病院の取得あるいは地域包括ケア病床の導入などを検討し、早期治療、早期リハビリ、在宅復帰支援を推進してまいりたいと考えております。

さらに、病院と開業医、いわゆる病診連携を深め、訪問診療、いわゆる往診の推進と訪問看護の充実を目指して、在宅療養の中で24時間安心して過ごせる医療体制を構築したいと考えております。

そして、今までも町及び指定管理者である橘井堂は、在宅重視を皆様方にお示しをしました。今回の診療報酬改定がこの在宅重視の状況の中で裏づけたということも、このたびの診療報酬改定で示されていると思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（４番 岡田 克也君） 最初の質問のときにも申し上げましたが、ほとんどの国民が、また、津和野町民においても、自宅で暮らしたいということが一番の、最後まで自宅で生活したいということが一番の望みだと思っております。そのような形で橘井堂においても対応していくということでもありますので、在宅重視、そして、いつまでも家で暮らしていけるような、そういう体制を構築されることを切に念じまして、次の質問とさせていただきます。

次の質問は、観光対策についてであります。

昨年の豪雨災害の風評被害など、ＪＲ山口線の寸断によって、観光業は大きなダメージを受けました。ＪＲ山口線の復旧や来年の大河ドラマが萩を舞台にするなど、大きな機運と考えます。

今、津和野町の観光を考えると、若い世代へのアピールも非常に重要だと考えます。

当町出身で、昼の人気番組のレギュラー等、テレビに多く出演されるニッチェの江上さんに観光大使等就任いただくなど、可能なことを検討、依頼してはどうかと考えます。江上さんもこのふるさとを思う心が非常に強いと伝え聞いております。所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光対策についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、若い世代に「津和野」の認知度を上げていくことは、町としても重要なこととして受けとめており、これまでも平成２４年度より地域おこし協力隊制度を活用し、首都圏の学生を中心とした職員採用を行い、若い世代から見た津和野の魅力発見や情報発信など、観光分野における活動に積極的に取り組んできており、徐々にその成果も出てきていると考えております。

そのような中での昨年の豪雨災害は、町の経済にさまざまな分野で影響を及ぼしておりますが、今年度に入り町内各所で本格的な災害復旧工事も始まり、また、ＪＲ山口線の全線開通のめども立ってまいりましたので、これまで以上に多様な角度から、若い世代に対するアピールを強化する必要があるとも受けとめている次第であります。

ニッチェの江上様との接触は、既に昨年の災害以降、地元住民の方々がフェイスブックを通じ連絡をとっておられた関係もあり、本年７月１９日に開催予定の「鯉・恋・来い祭り」への出演を快諾いただいている状況であると伺っております。

御提案をいただきました観光大使就任については、今後関係団体等の御意見もお伺いをしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（４番 岡田 克也君） 観光大使につきましては、例えば広島県などは、「おいしい！広島県」というようなネーミングでもやっておられまして、有吉さんという大変人気のある芸能人が出られます。それは、ただ観光大使に就任したというのみならず、それ自体がニュースで取り上げられまして、一つの話題としてもニュースとして

も出ることであります。この件につきましても検討いただきながら、今回、7月19日の鯉・恋・来い祭りに出演されるということでもありますので、ますますこの津和野の観光の復興、そして地域の復興に寄与される、そしてまた御尽力いただけるように関係諸機関でお話を進めながら進めさせていただきますことをお願いいたしまして、最後の質問に移らさせていただきます。

最後の質問につきましては、運動療法についてでございます。

運動療法は、生活習慣病や認知症の予防・改善、そして高齢者の寝たきり防止など非常に効果が高いと言われております。グラウンドゴルフは、運動療法に最適であるという医療の専門家の方々からのお声も多々聞いておることでもあります。

シルクウェイにちはらのグラウンドゴルフ場は、益田市と吉賀町の間にあって立地がよく、飲食店やコンビニもあることから、連日、多くの高齢者を中心とした方々が集われております。経済効果も大きいと考えます。

しかし、炎天下でのグラウンドゴルフは、熱中症にかかるリスクが高く、十分な水分補給やプレー間の休憩も求められております。高齢者が十分に水分補給しても心配がないように、グラウンドゴルフ場横にトイレの設置なども重要と考えます。グラウンドゴルフは、実際やっておられる年齢としましては、九十何才の方までやっておられることから、すぐに、例えばトイレに行きたいといってもなかなかこの駐車場横にあるところのトイレまで行くということが困難だということ、そういうお話も聞いておることでもあります。高齢者の要望も多く聞くわけでありませうけれども、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、運動療法について、お答えをさせていただきます。

シルクウェイにちはらのグラウンドゴルフ場は、天然芝の養生期間を経て、平成25年10月から施設全体の利用を開始したところでございます。

利用実績につきましては、平成25年度は、会員登録数98人、町内外から4,454人の利用をいただいております。平成26年度では、5月末時点で57人の会員登録と1,345人の利用をいただいております。

議員御指摘のトイレにつきましては、グラウンドゴルフ大会の際は、高津川清流館を御利用いただいておりますが、平常時はシルクウェイにちはらを御利用いただいております。そこまでの距離がかなりありますので、利用者からは不便との声が上がっていると聞き及んでおります。

今年度事業といたしましては、炎天下のプレーには熱中症等のリスクが高いこともあり、休憩施設の整備を計画をしておりますが、トイレの整備につきましては、キャンプ場整備に伴うその他の利用者との併用を考慮するなど、厳しい財政状況下でありますので、より費用対効果の上がる方策を今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 運動療法としても最適ということで、このような提案をさしていただいたことでもありますけれども、先ほど答弁にもありましたように、費用対効果の上がる方法を今後、検討していきたいということでもありますので、国民健康保険の質、医療費の質、削減にもつながっていくと思われしますので、ぜひ検討されまして、今後高齢者の運動療法として、また、高齢者の寝たきり予防、そして生きがいつくりの拠点としても活用されますことを切に念じまして、これもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。
以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（沖田 守君） 本日の日程は、全て終了しました。
本日は、これで散会いたします。御苦労さまでございました。
午後0時02分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 26 年 6 月 26 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 79 号議案 平成 25 年災第 261 号木尾谷川河川災害復旧工事他 6 件合冊工事請負契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 80 号議案 平成 25 年災第 313 号田平線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 81 号議案 津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 82 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 84 号議案 津和野幼花園補助金交付条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 85 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 86 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 町長提出第 87 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 町長提出第 88 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 町長提出第 89 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 町長提出第 90 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 町長提出第 91 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 町長提出第 92 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 町長提出第 93 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 94 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 18 町長提出第 95 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 町長提出第 96 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 20 町長提出第 97 号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
- 日程第 21 町長提出第 98 号議案 平成 26 年度後田地区外下水道管布設工事請負契
約の締結について
- 日程第 22 町長提出第 99 号議案 平成 26 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設
道路工事請負契約の締結について
- 日程第 23 請願第 2 号 道路改良工事に関する請願
- 日程第 24 請願第 3 号 口屋橋下り方面バス停待合所の設置についての請願
- 日程第 25 請願第 4 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反
対する意見書提出を求める請願
- 日程第 26 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 27 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 「海外で戦争する国」による集団的自衛権の行使容認に
反対する意見書（案）の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 79 号議案 平成 25 年災第 261 号木尾谷川河川災害復旧工
事他 6 件合冊工事請負契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 80 号議案 平成 25 年災第 313 号田平線道路災害復旧工事
請負契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 81 号議案 津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金
徴収条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 82 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 84 号議案 津和野幼花園補助金交付条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 85 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 86 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 町長提出第 87 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 1 号）

- 日程第 11 町長提出第 88 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 12 町長提出第 89 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 町長提出第 90 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 14 町長提出第 91 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 1 号)
- 日程第 15 町長提出第 92 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 町長提出第 93 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 94 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 18 町長提出第 95 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 町長提出第 96 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 20 町長提出第 97 号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
- 日程第 21 町長提出第 98 号議案 平成 26 年度後田地区外下水道管布設工事請負契
約の締結について
- 日程第 22 町長提出第 99 号議案 平成 26 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設
道路工事請負契約の締結について
- 日程第 23 請願第 2 号 道路改良工事に関する請願
- 日程第 24 請願第 3 号 口屋橋下り方面バス停待合所の設置についての請願
- 日程第 25 請願第 4 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反
対する意見書提出を求める請願
- 日程第 26 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 27 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 「海外で戦争する国」による集団的自衛権の行使容認に
反対する意見書 (案) の提出について

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君

2 番 川田 剛君

3 番 米澤 宏文君

4 番 岡田 克也君

5 番	草田	吉丸君	6 番	丁	泰仁君
7 番	寺戸	昌子君	8 番	御手洗	剛君
9 番	三浦	英治君	10 番	京村まゆみ君	
11 番	板垣	敬司君	12 番	沖田	守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	本田 史子君	参事	……………	大庭 郁夫君
総務財政課長	……………	福田 浩文君			
つわの暮らし推進課長	……………				内藤 雅義君
農林課長	……………	久保 睦夫君	環境生活課長	……………	竹内 誠君
健康福祉課長	……………	齋藤 等君	医療対策課長	……………	下森 定君
建設課長補佐	……………	木村 厚雄君	教育次長	……………	世良 清美君
会計管理者	……………	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきありがとうございます。ただいまより、平成26年第4回定例会、4日目の会議を始めます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三浦英治君、10番、京村まゆみ君を指名します。

日程第2. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第79号平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負契約の締結についての質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第79号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第79号平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第80号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第80号平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負契約の締結についての質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、意見案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決します。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第80号平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第81号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第81号津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金徴収条例の制定についての質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、議案第81号を採決します。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第81号津和野町農地農業用施設小災害等復旧事業分担金徴収条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第82号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第82号津和野町子ども等医療費助成条例の制定について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので討論を終結します。

これより、議案第82号を採決します。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第82号津和野町子ども等医療費助成条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第83号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 第83号議案津和野町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

1980年以降、国の国保への負担は低下し、その分加入者の保険料、自治体独自の負担に転嫁されてきています。国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年代の約50%から2008年度には、約25%になっています。国保の運営は厳しくなっています。先日、健康福祉課に行きました。仕事で忙しいにもかかわらず詳しい説明をしていただきました。ありがとうございます。

しかし、町民の暮らしも厳しくなっています。ことし始めから、日本共産党津和野町委員会ではアンケートを行いました。町内からたくさんの御協力をいただき、回答は300件近くにもなりました。その中で、国保料が重いと答えた人は約73%、重くないと答えた人は約10%、わからないと答えた人は17%でした。これはまだ、消費税が5%のときです。

4月から消費税は、5%から8%に引き上げられました。年金は下がっています。物価まで上がり始めています。生活はアンケートを行ったときよりもさらに苦しくなっていることが予想されます。この上、国保税までこんなに上がってしまったら暮らしはどうなるのでしょうか。国保税を払えなくなる方がふえ、収納率が下がったり、保険証をもらえない方がふえる可能性が考えられます。このような場合に病気になれば、負担がかなり重いため、医療機関への受診は抑制が起り重症化を招きます。かえって、医療費が高くなることも考えられます。また、説明では広域化に合わせるためにも、国保税を上げる必要があるとされていましたが、国保税を上げなければならない広域化ならやめていただきたい。広域化は、自治体への負担もさらに進みます。このような理由から、大幅に国保税を上げるのはやめていただきたいと思います。

以上をもって、第83号議案に対する反対討論とします。

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの、国民健康保険税条例の一部改正につきましては、消費増税の後でございますし、家計を圧迫するという非常に厳しい状況ではあります。しかしながら、保険というのは、基本的に総合扶助というのが原則であり、保険というのにかかわられた方なら、全て理解できると思いますが、支出と収入、そのバランスというものの中で成り立っているわけでありまして。一般会計からの繰り入れというのは町財政をますます圧迫してまいります。これから合併と特例債などが順次削られていく中で非常に厳しい町財政を迎える中で私はこの国保税の一部改正についてはやむを得ないものと考え、賛成討論といたします。

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決します。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。

したがって、第83号議案津和野町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第84号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第84号津和野幼花園補助金交付条例の一部改正について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、議案第84号を採決します。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） はい、起立全員であります。

したがって、議案第84号津和野幼花園補助金交付条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第85号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第85号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、議案第85号を採決します。

本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第85号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第86号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第86号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 総務費の東京事務所の件でございますが、えーと……。

○議長（沖田 守君） 丁君、ページ数と、ページ数をおっしゃっていて、質問してください。ページ数を。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。22ページ、総務費の22ページです。津和野町東京事務所管理費の件でございます。このたび275万8,000と計上させていただきますが、その中でちょっと理由がですね、東京事務所常時開所とするための賃金増分というのもうたっておりますが、当初常時開所というのは、当初月曜日から金曜日だと、その曜日のことが、土日祝も、開所するとそういう意味なんですか。それで、そのためにその賃金が上書きされたと、それでその理由がですね、当初月曜から金曜日までそれがそういうふうには土日あるいは祝日まで解消されたというその理由はね例えば忙しすぎるからお客さんにサービスをもうちょっと提供しなきゃいけないから土日祝も広げたとか、あるいは、むしろ閑散としているから土日まで広げてですね、もうちょっとお客さんを待ってみようとか、いろいろ理由があると思うんですけどね。そこをまずはっきりさせていただきたいなと。それから、当初案が月曜日から金曜日だったのが様子を見ながら、ケースバイケースでどんどんこういう風に変わっていくことによりまして、その費用がかさんでくるというのは、当初そういうことを計画されていたんですか。これはこれでいこうと、一年間。それとも今申し上げましたように、ケースバイケースでこういうことをやることによってこうしようと、するとそういうふうにはそのプランの不備だったのか、将来に関して。そこがちょっと不安定なので説明してほしいなと思います。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御質問の23ページの委託料の部分で増額121万ということで行っております。議員の御質問の審議につきましてはこの121万のうちの81万円が賃金部分として東京事務所の業務委託を行っております観光協会の方に支払う予定になっております。それで、曜日の関係につきましては、土日祝日については当初から閉める予定で、月曜から金曜日その部分でですね、今現在観光協会の職員が1名常駐をしております。それから2名臨時職員として雇用

を観光協会がしているものでございますが、この2名の観光協会の雇用分がですね、パートというところで、実は8時間の勤務になってなかったということで、要は月曜から金曜日の開所時にそのパートの部分の方がおられなくなる時間、その部分に津和野町の観光協会から行ってる常勤職員が外勤している場合は閉めなくてはならない状況が発生してきたというところで、今回この曜日とか開所日をふやすという意味ではなくて、そのパートさんの6時間あるいは5時間勤務といったところの雇用関係のところを8時間勤務時間として、お一人が2時間分、お一人が3時間分、勤務時間を一日の雇用延長したというところで、この賃金部分の委託料の方を増額をさせて頂いて、お支払いをしたいということで、ご提案をさせて頂いたということでございます。

それから、議員ご質問のケースバイケースというところでございますが、私共の方に毎月月報として挙がってきています報告。最初からなかなか来客数も、だいたい一日平均10名程度、今来ておられます。そこで一番求められているのが、基本的には津和野の産品を今現状のところで直接販売を行っておりません。そういったところのご意見等、いろいろ頂く中でですね、通信販売等、今、観光協会の方も計画をして、5月に入ってから、そういったカタログ等も作って、お配りをするというようなこともしておりますが、そういった部分で言いますと、議員ご指摘のケースバイケースのところ。現状的には開所日の曜日に変更はございませんが、その辺で、なるべく居らない時間、開所している間は、誰かがそこに居るといような状況を作り出すために、今回補正予算を計上させて頂いたということでございます。

○議長（沖田 守君） 丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、答弁いただきましたが、ちょっとあのケースバイケースのところ、今後も確実に、いやこれ以上はふえませんか、そういう答えではなくて、ケースバイケースのことはちょっと残っているような気がするのですが、どうですか、ひとつ今月なら今月で、次の決算。3月ですね、だいたいこういうことが起きるであろう、あるいは今こういうペースで行くけど、人件費がいくら、今言うように人件費がもうこれでだいたい確定するんじゃないか、人件費がこれ、こういうくらいだとか、そういうところでは、まあアバウトでもいいですからですね、ちょっとこう、この東京管理事務所に関しての予算書。そういうものをアバウトでもいいですから、人件費がなんぼ、それから光熱費がこれ、家賃料がなんぼ、こういうのを来年3月までの、それだけちょっと出してもらえたら非常に予測はつきやすいし、それを今度の決算の時に、我々の方で比較しまして、どういうふうに、ここの部分が数値が変更したのかと、そういうのを把握しやすいので、是非ちょっと出してほしいなど、そう思いますがいかがですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員ご指摘のところの部分については、始動的にこちらで準備をさせていただいて、議員の皆さんにご提示をさせていただきたいと、合わせて、東京事務所、今2か月開所していろいろな取り組みを行っております。住民の皆様にも、ケーブルテレビ等でそういった内容、活動報告を行っていく必要があるというふうに思っていますので、その辺については準備出来次第、また議会の方に御示しをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今の賃金部分につきましては、基本的にはこの考え方で1年通していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これを言うのを忘れましたが、もしできましたら、この東京事務所を開設しました、主な目標というのはありますよね。物品販売とか津和野をアピールする。あるいは、中には高校の生徒の募集とかそういうのがあったと思うのです。各項目別に4種類ぐらいちょっと目的する——があったんですけども、その成果、そういうものも、例えば、何月には物品がどういうふう売れた、どういう物が売れた、あるいは通信販売でもいいですが、こういう物が売れたんだと。それからその高校の生徒募集に関しましても、だいたいこういう干渉があったんだとか、そういう成果、そういうものをひと月ごとに、もしできましたら挙げてほしい。そういうものを出してみたい。それで、経済投資効果とですね、ようするに投資しているわけですから、もう既に始め600万が800万に膨れ上がっているわけですよね。これはそのうち、この維持費をどんどんやりますと、私、単純計算しましてこうやりますと、私はこれで済んだんかと思ったらとんでもないことで、よく考えてみたら維持費っていうものがあるんですよね。そうしますと、年間約二、三百万くらいとくる。10年あると何千万と膨れ上がるわけですね。これはちょっとしっかり検証していかなくちゃいけないかと、当初の目的に対しての、経済投資効果がどうできてきているのかと、そういう意味で、それも付け加えてほしいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員ご指摘の通り、そういった成果を検証するというところで当初、この東京事務所を設置するところで、計画段階からそういうところについてはプランの中に入っていたということでございます。これは1年ごとにそういった検証を行いまして、二年目以降継続するかということも議員の皆様にもお示しをし、いろんな判断について、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田 剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 22ページの総務費の関連で、まず質問させていただきます。津和野町東京事務所の今の説明ですと、いわゆる外に出ているときに、人が居ないからという部分が発生したということですが、基本的にはそれは元々非

常勤の方2名雇う段階では想定できたと思いますし、今のお話では、物品販売を別にしているわけではないと。外に出ているときに連絡が取れないというような業務があるがあるということでもありますけれども、こういった案内所業務っていうのは基本的にはそういうことは常々あることだと私は感じておりますし、緊急に連絡が必要というのであれば、もちろん携帯電話の転送、それから通信で言えばFAX、メール等いろんな機能があると思うんですけれども、そこまでの必要性と言いますか、業務の内容を私もまだ把握しているわけではないんですが、どれくらいの業務量があるのか、分かればお答えいただきたいと思います。

それと、そのまま質問を続けます。22ページのところで、シルクウェイにちはら修繕工事負担金のところで、LED化という説明があったと思うんですけれども、この辺りちょっと具体的にまた詳しくご説明をお願いいたします。

それから、22ページの生活バス対策費の部分で、町営バス購入費の台数変更という説明がありましたけど、こちらも詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 津和野町の東京事務所、リッセン地区というところに設置をしております。今、来所者数が大体1日平均10名弱というような中で、私どもとすれば、現在そちらにある町会、1,400世帯くらいある自治会ということですが、あります。そこと、あとは商店街、そういったところに総会の場でも町長、副町長にも出席をして頂いて、いろんな人間関係を作ってきております。そういったところで、地区の住民の皆さん、いろいろ来られるところが大変多くなって、要望等も何か売るものはないんですかというような要望を聞いております。私どもとすれば、そういったときの対応として、全然留守で、例えば携帯電話の番号がその前に貼ってあって、ここに電話してくださいとというようなところの対応ではなくて、そういった意味で言いますと、常時誰かがそこに居るという中で、そういった対応を当初からきめ細やかにやっていきたいということで、今回パートさんの労働時間というところを一日の勤務時間にしたというところで、賃金部分を委託料として出したということでございます。業務量としましては、2か月のところで、大体電話がかかる、それから来客数、そういったところで言いますと、人数からいうとだいたい10名程度の対応ということにはなっとるんですが、お一人お一人の対応時間というようなところも結構長いところもあります。地域の人が来られるとき、それから津和野町出身の方が来られることもありますので、そういった部分につきましては、議員ご質問の業務量の何役というようなところまでは、はっきりご回答ができないところではございますが、そういった対応を開所時からとることで、皆さんと一緒に地域の中で一緒にやっていきたいと。更に、それを元に効果を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、シルクウェイにちはらのLED化ということでございます。道の駅シルクウェイにちはらの施設内で、天井用の蛍光灯、照明器具の安定機から発火をしたということで点検をしたところ、安定機の寿命による漏電によることが判明したということでございます。施設全体でも17か所の安定機から、異臭、発熱等の異常が見つかるということで、安定機自体の寿命が10年程度とされているというところで、オープン以来、安定機が更新されてないということで、安定機のないLED照明を更新したいということで、予算的には計上をさせていただいたということでございます。

それから、町営バスの購入についての部分でございます。日原地域を走る町営バスということで、当初、29人乗りの4WDのバス1台を更新する予定でございました。このバス自体が、平成13式ということでもう既に14年、74万3,000キロ走っていると。4WDというのはバスの的には運行会社の方も雪道が多い中で、非常に安定して走れるということで、これを更新するというのであったんですが、もう一台、平成13年式の4WDのバスがあります。これも74万3,000キロくらい走っております。今回、この4WDのバス、29人乗りというのがもう生産されてないというところで、今回は14人乗り、路線的には、乗車人員とも考慮して14人乗りというところで、2台ほど、この13年式のバスを廃車いたしまして、もう一台追加をして、14人乗りの4WDのバスを当初計画1台としておりますが2台に変更したということでこの増額予算分として264万7,000円を計上させていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） 他に、川田 剛君。

○議員（2番 川田 剛君） すみません、ちょっと質問もう一つありました、ごめんなさい。56ページの観光費の山口線全線復旧PR及びSL復活記念イベント業務なんですが、これにつきましてはまだ時期としては未定ということではあるんだと思うんですけども、一応これだけの金額があがっている中で、おそらく町の担当者の方々も行かないといけない、そういった場合にもしも別のイベントと重なった場合、そういった対策ができていくのかというのが1点と、その下の負担金および負担金補助予備交付金の観光協会補助金の120万円、それから、商工会補助金120万円とありますが、この内訳をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） ご質問の全線復旧に向けたイベント関係でございますけれども、日程が議員申されますように決まっていなくてというところではございますけれども、各関係機関、JR西日本、それから島根県、それから山口県山口市、それからSL協議会、そういったところいろんな連携は既に行っておりまして。そういった中で、今言われたイベントとの重複というようなことも出てくる可能性は無いとは言えませんが、ある程度イベント的なものは通常やるのは大体日程的に決まっておりますので、そういうのをある程度想定しながらというところはございますし、逆に今まで行っているそういったイベントについては、それをある程度一緒に引っ掛け

てと言いますか、まあそういった感じにはもっていけるところはもっていききたいというふには考えております。それから、負担金のほうでございませうけれども、現在予算的には商工会と観光協会、そういった所への補助金ということで、あげさせてもらっています。詳細については、全体会を組織としては、町内で言えば商工会と観光協会、それから各商店会、それから日原の商工業振興会、それからSL応援団、それからJR西日本の山口鉄道部。そういったところと——推進会議ということで全体会は一度持っております。そういった中で予算的にはこういった商店会については商工会と合わせて企画をしていただくということで、予算配分的にまずやったということで、それはそれぞれの組織でもって、ある程度検討いただくということで一応その時点は散会をいたしました。先日この特に商工会、商店会、そういった方々は集まっていたいて、私ども担当者も出ていろいろ打ち合わせはしておりますけれども、まだ具体的などうこうといった事というのは現在まだ発表するまでには至っておりませんが、ある程度原案的なものは出されるというように聞いております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほどの23ページ、22ページのところの東京事務所についてももう少し聞きたいことがあるのですけれども、当初予算の時に人件費で210万、委託料が273万あがっている中で、210万が人件費として上がっていたように思います。委託料ということは、観光協会が受けて、それでやりますという内容だったと思うんですけれども、210万がプラス120万ということでかなり大きな増額だと思うんですけれども、それは観光協会のほうから言われて増額するのかということと、もう一つ、その上のほうの旅費のところ普通旅費が59万4千円あがってますけれども、これも当初でいくと65万上がっているので大方倍の旅費になるかと思っておりますけれども、それもどういう理由からかっていうのも伺いたいと思います。続けて今の56、57ページのSL復活記念イベントのことですけれども、観光協会と商工会の補助金だけでなく、SL茶屋の助成金も50万あがってますが、実被害を受けたというか名賀とか、ああいうところの地域の部分で、確かに風評被害で観光業が大変ダメージを受けたていうことは分かるのですけれども、実被害を受けた地域がまだなかなか復興が進んでいない、そういうところもやはり合わせてイベントにきていただくような方には見て頂くようなかたちをとることがまた復興を促進するのにも有益ではないかなというような気がするのですけれども、イベントのどんなイメージかまだ具体的なところができていないということではあります。先ほどの予算配分というか補助金の内訳がとくにまだ分かっていないということですのでけれども、SL茶屋にもあがっているのです、そのへんも質問したいと思っております。もう一つ続けて質問させてもらいたいのが、82ページの災害復旧費のほうなのですけれども、過年農地農業用施設災害復旧費で立木処理業務委託料ということであがっていますが、説明の方では流木処理というような説明を受けたと思うのですけれども、立木と

流木でちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、そこの説明と、あとこれは激甚——補正額が4,000万程で、激甚の災害の査定の中には、こういうものが入っていなかったのか、ちょっとその辺私も勉強不足で分からないので教えて下さい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず最初の23ページの賃金のところでございます。当初210万ということで計上させていただいておりました。この210万というのは、観光協会の職員が1名、津和野町の東京事務所に常駐しております。この職員の賃金部分300万の内、7割として210万当初予算の方で計上させていただいたというところで、今回の臨時職員の賃金につきましては当初段階では観光協会が雇用するというところで、町からの支出は当初無かったということでございます。今回、先程ご説明をさせて頂きましたが、パートの臨時さんを今2人雇用しているという中で、お一人が5時間、お一人が6時間勤務というところで言いますと、東京事務所の方で不在時間がどうしてもできてしまうというところの中で、その追加分の2時間、あるいは3時間というところを今回委託料として、パートさん分として今回計上させていただいたということでございます。

当初の210万というのは、あくまでも、津和野町の観光協会の職員の方がいかれる、その職員分として210万計上させていただいていたということでございます。

それから、2点目の旅費でございます。今回59万4,000円計上させていただいておりますが、これについては東京事務所の開所式5名分にかかるものということで当初計画では、この開所式の方、計画段階として今回ホテル椿山荘というところで開所式を行いました、そういったところの部分が新しく計画の中に加わったということで、人員体制もその部分で必要な人員は、こちらから職員を派遣して開所式の準備等に当たったというところで5名分を計上させていただいたものでございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 57ページのSL茶屋の助成金ということでございますけれども、今回の復活のイベントの大体全体のところを言いますと、開通前のある程度の気運の情勢をしていこうという形、それからオープン、8月のXデーになりますけれども、その日にはやはりいろんな歓迎の式典とか、それから歓迎のイベント、それからいろんな街中のにぎわいの創出、そういったものは当然行っていきます。これを全線開通後、そういったものを次に向けてやっていく必要があるかと思えます。そういった中で、このSL茶屋さんなどは特にあそこの沿線は非常にSLを見るのに丁度良い場所でもございますし、従来のSL茶屋ということで、写真撮影に来られる方々にいろんな提供をされていたように聞いておりますので、そういったものを開くための経費、それからそれに合わせたイベント的なこと、そういったことを含めてですね、具体的に何が幾らというまではいただいておりますけれども、それは今から精査していった上で補助金というのは成ると思えますけれども、一応そういったおおよその金額

を出していただいた中で、この金額を決めさせていただいたということで、当然最終的には少し動く可能性もございますし、まだそこまでの具体的なものはないですけども、従来のSL茶屋をきちっと復活させていきたいというようなこともございましたので、こういう金額で設定をさせてもらったところでございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（木村 厚雄君） 83ページの農林水産施設災害復旧費の中のご質問ですが、流木——ここに立木立つ木と書いてあります。この立つ木というのは山に立っている木とかそういうことを言いますが、これは今回予算をお願いしているのは、流れる木、流木ですね、流木が正解です。誤字でございますので、訂正をお願いしたいと思います。この流木処理ですが、名賀川沿線の農地にまだ流木が散在をしております。この流木が今、出水期に入っておりますが、今後、洪水によって下流域へ流れ出るような昨年のことを思えば、流れ出てくるようなことを想定しますと、下流への被害がかなりの大きなものになると思っております。町民の財産のみならず、公共施設、道路、河川とかにも影響が出てくると思っております。そのことがないように、あらかじめ農地に入っている流木は処理をしたいということで今回、提案をさせていただいております。

議員御指摘の激甚災害で計上できなかったのかという御質問ですが、激甚、昨年の災害は御承知のとおり激甚災害でございます。農地に入っている流木この処理も農地の災害復旧の中で、計上はされております。が、全てが全て査定のときに認めていただいたものではありません。部分的には認めていただいておりますので、この今回の3,100万ばかりの予算の中で、差し引かれるものは差し引いていきたいと思いますが、それは微々たるものになると思っております。以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。関連で、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほどの東京事務所ですけども、質問に答えていただいていないように思うんですけど、観光協会からの要請で増額予算となったのかということをお願いします。再度。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この賃金部分につきましては、私どもの常駐したほうが良いという判断の中で、うちのほうから補助金の委託料を増額させていただいたものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私も83ページの過年林道災害復旧費のことでちょっと御質問をしたいと思いますが、ちょっと私も現場がわからないんですけど、質問するわけですが、過年林道災害復旧費のほうで工事請負費ということで、1,693万8,000円含まれております。これの工事請負費なんですけど、内容的には林道大久保線災害復旧工事に伴う仮設道路が主ではないかというふうに思っておりますが、そ

れと合わせて仮設のほうが1,000万ちょっとですか。それで残りが多分現地の林道を直す災害復旧工事の請負費ではないかというふうに思っておりますが、これは1,000万かけて仮設道路をつくって現場に行くということだろうというふうに思っておりますが、そういうことをしなければ当然工事ができないんだとは思いますが、それで残りの工事請負費の中でも、これ一般財源を全て充てておられますが、これについては、国庫補助対象の災害復旧工事費としては取れなかったのかどうか、そのあたりを少しお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（木村 厚雄君） 林道災害復旧費にかかる工事請負費のことでございますが、議員がお話になられました仮設道路ですが、1,050万かかるということで今回、予算計上させていただいております。これは昨年の林道の災害の査定のときに、現場が大久保線というところなんですが、かなり被害が大きくて、その査定の時点でこの仮設道路がどういうふうに計画するかというのが、十分時間のない中でありましたので、十分できていなかったところです。

が、実際今回工事も発注をかせさせていただきましたが、そのこの箇所は林道とその並行して走る川がございまして、高さが7メートルから8メートルぐらいあります。川へおりて基礎の工事とかをするためにはどうしても仮設道路が要ります。それと被災箇所が点々とございますので、1カ所に1本つけければいいというものではなくて、連続的に仮設道路をつけていくということがどうしても必要になってきますので、そうしますと金額がかなりの金額になってくるということです。

そのほか、笹山山入線といいまして、これは現在寺田から山入の間に被災箇所がありますが、そこは生活道としても使われて普段交通量が多くあります。この工事をするためには、交通誘導員を配置しまして安全に工事ができるようにということで120万ばかり計上させていただいております。

そのほか、林道ナガエドセンでは森塗材が現場での利用が不可能でして、軟弱道でありましたので、これを他からもってきて森塗材として使うということでその分の経費が110万円ばかりとなっております。いずれも査定の段階で盛り込まれるかどうかと微妙なところもありましたが、現在、県との補助に乗せられるものは乗せていけるように現在協議をしているところであります。以上です。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありませんか。

3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 83ページの過年土農地農業用の施設災害復旧費の、先ほどありました流木処理業務委託料でこれは期限はいつごろまで想定されておりますか。それと、この二、三日、災害から約10か月たったところに名賀川合流点すぐ下のオクヨシというのがあります。ここの大変な流木が引っかかってたんですが、住民の皆さん大変いつごろ取るんだろうかということで、やっと取り除きました。きの

うごろ。というのが、これがありますと水かさが上がりまして今河床も随分上がっております。皆さん不安に思っていたんですが、これのまた今度降るとすると、降ったとするにしますと大雨が、大変な量がまた上に、上流に残っていますので、できるだけ早いほうがいいとは思いますが、この撤去期限といいますか、処理期限はいつごろ想定されておりますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（木村 厚雄君） 林木のお話ですが、できるだけ早くということで、8月すえにはJR山口線が開通をされます。それまでにはとは思っておりますが最低でもそれまでには除去したいと思っておりますが、できるだけ早く、たとえばお盆までのところで除けられるように私ども努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 濟いません。先ほどの分でちょっと追加で、仮設道路の関係でございましたが、その仮設道路を使って過年林道災害復旧というのはやられるんですいね。それは補助で取ったり、災害復旧じゃないんです。ここに上げとる過年林道災害復旧費ということで上がるとるんですが、その仮設道を使って林道の災害復旧もするということでしょう。

○議長（沖田 守君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（木村 厚雄君） その仮設道路を使って林道の災害復旧工事をするわけであります。

○議員（5番 草田 吉丸君） その災害復旧工事というのは、今回この請負費の中には入っていないのでしょうか。その災害復旧は国庫補助で取っておられるものであるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（木村 厚雄君） 当該の林道災害復旧工事は、補助災害となっております。で、既に発注されております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。質問は3回までとなっております。

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。

失礼しました。採決に先立ち、11番議員、板垣議員が退席をいたしました。これより……。〔動議〕と呼ぶ者あり) 2番、川田剛君。

○議員(2番 川田 剛君) 休憩の動議をお願いいたします。

○議長(沖田 守君) 起立して申し上げます。

○議員(2番 川田 剛君) 休憩の動議をお願いします。

○議長(沖田 守君) 休憩の動議が出ましたが(「賛成」と呼ぶ者あり)賛成者がありますので、休憩とします。後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。

午前9時57分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第86号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第86号平成26年度津和野町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第87号

○議長(沖田 守君) 日程第10、議案第87号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第87号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、議案第87号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 8 8 号

○議長（沖田 守君） 日程第 1 1、議案第 8 8 号平成 2 6 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第 8 8 号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 8 8 号平成 2 6 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 8 9 号

○議長（沖田 守君） 日程第 1 2、議案第 8 9 号平成 2 6 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第 8 9 号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第 8 9 号平成 2 6 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 9 0 号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第90号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第90号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第90号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第91号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第91号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第91号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第91号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第92号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第92号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。
これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。
これより、議案第92号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第92号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第93号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。ありませんか。川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 14ページの過年公共施設災害復旧費についてであります。私も鹿足郡事務組合に所属しておりますので、この質問をするのは大変恥ずかしい話ではあるんですが、この名賀ケーブルテレビの断線っていうのは、これは津和野町で行う事業ということだと思うんですけども、この考え方として、鹿足郡事務組合でもそういった、例えばケーブルの配線の移設の工事だとか工事請負費であると思うんですが、この場合の工事請負費は津和野町ですよ。その考え方の違いについて、ちょっとお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 基本的には、この施設自体、こういった幹線も含めて設置をしているのは津和野町ということでございます。で、ケーブルテレビの番組編成であるとか、それから利用料の徴収、そういった部分については、鹿足郡事務組合のほうで行うということございまして、施設本体に関わる部分については町ということになっております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） ということは、今後も鹿足郡事務組合は、事務組合としてありながらも、こういった施設、今後もどれだけ共有、吉賀町津和野町一緒にやりながらも、この施設は、施設部分の補修とかっていうのは、各町単位でやることになるんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 基本的には、そういうことでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第93号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第93号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第94号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第94号平成26年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第94号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第94号平成26年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第95号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第95号平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。
これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第95号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第95号平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第96号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第96号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第96号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第96号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第97号

日程第21. 議案第98号

日程第22. 議案第99号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第97号小型動力ポンプ積載車の取得についてより、日程第22、議案第99号平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負契約の締結についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加でお願いをいたします案件は、契約案件3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

まず、議案第97号でございますが、小型動力ポンプ積載車の取得について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第98号でございますが、平成26年度後田地区外下水道管布設工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第99号でございますが、平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第97号を御説明いたします。小型動力ポンプ積載車の取得につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小型動力ポンプ積載車売買契約でございます。現在、須川地域の日原第5分団に配備しております積載車が、購入後23年を経過をしております。老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備計画に基づきまして更新するものでございます。積載車の仕様につきましては、ディーゼルエンジン搭載のパワーステアリング付き4輪駆動車で、乗車定員が6名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は9社でございましたが、4社辞退をされましたので、5社で6月18日に執行いたしました。落札率につきましては、82.96%でございます。

契約の金額につきましては、840万2,184円でございます。契約の相手方は、島根県益田市あけぼの東町14番地15号、株式会社出雲ポンプ、代表取締役出雲正樹でございます。

1枚めくっていただきまして、資料をごらんください。納入期限でございますが、11月30日を期限としております。納入場所につきましては、津和野町消防団日原第5分団詰所としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第98号につきまして御説明いたします。

契約の目的、平成26年度後田地区外下水道管布設工事。契約の方法、一般競争入札。契約の金額、1億1,880万円。契約の相手方、住所、津和野町日原262番地。氏名、堀建設株式会社、代表取締役堀大地。

次のページ以降に資料といたしまして、仮契約書の写し、そして平面図をつけております。工事内容につきましては、平面図のほうで御説明いたします。赤色で示した部分が契約の工事区間でございます。津和野高校付近から鷲原の新橋付近にかけて、口径150ミリ、200ミリ、250ミリの下水道管を布設する工事でございます。施工延長は、約1,129メートルでございます。うち、開削工法による施工延長は、約1,063メートル。また、途中で水路が5カ所ほど道路を横断している箇所がありますので、そこを下越しするための推進工法による施工延長は、約66メートルあります。工事完成後の下水道の供用開始対象戸数は、おおむね54件でございます。

入札結果でございますけれども、6月18日に入札を行いまして、3社が応札しております。入札率は、91.99%でございました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは続きまして、議案第99号平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事の契約について御説明を申し上げます。

工事名につきましては、平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事であります。契約の方法につきましては、指名競争入札。契約の金額につきましては、9,018万円。入札率は、落札率が99.8%になります。契約の相手方でございますけれども、津和野町高峯566番地1、有限会社ナガヨシ技建、代表取締役永吉伯亨であります。

1枚めくっていただきまして、資料について説明をさせていただきたいと思っております。

工事の予定地、資料1のほうで、全体の工事の予定地を示しております。黒い太い線の実線、これが予定地になります。スタートとしては、喜時雨の集会所の横のところからの入り口になります。で、最終的な到着地点としては、三本松城跡の看板等が置いてあるところのあたりになります。で、工事全体は、2カ年の計画で工事を行います。

で、もう1枚剥ぐっていただきまして、資料2のほうを見ていただいたらと思っております。この全体の計画の中で、赤色の実線がしてある部分について、本年度の道路工事部分として計画をしているところであります。全体で829.2メートルを予定をしております。

それから、水色の実線が書いてある部分、赤色とだぶつとる部分も含めてですが、ここが立木の伐採の計画範囲でございます。全体で1万3,500平米の面積を予定をしております。一応、来年度、平成27年度につきましても、残りの工事部分を予定をしております。工期につきましては、平成27年3月31日までということで予定をしております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第97号小型動力ポンプ積載車の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今回更新されるこの車両に乗ってる、あの、小型ポンプですよね、可搬の。これは数年前に更新されてますけども、昨年の操法大会前にも故障があり、今回も操法大会前にも、ここの分団の小型ポンプが故障して修理しておりますけども、今回これ購入するのに、可搬ポンプも一緒に込めてなのか、小型ポンプは今までのを使うのか、その点、ちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 今回、車両の積載車の購入にあわせて、小型動力ポンプのほうもあわせて購入をいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第97号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第97号小型動力ポンプ積載車の取得については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第98号平成26年度後田地区外下水道管布設工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さん、ちょっと一、二点お伺いしますが、この流末処理といいますか、去年工事をやっとりますね。これはもう完成したところがあるんですが、これ直接この工事じゃないんですよ、これに今継続させてやられるわけですが、これ流末は幸橋のほうを通してやられるのか、稲成丁のほうへ管を引っ張っていかれるんか、それはどのような計画になつとるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 前年度に、津和野高校の前のところから幸橋の区間にかけて工事を行っております。これは、繰り越しも含めての工事でございますけれども、現在、幸橋から森のほうにかけては、管の工事が終わっておりますので、

また稲成丁のほうにかけましては、まだ計画は未定でございますけれども、この今回の分につきましては幸橋から森経由でというふうな考えでおります。

○議長（沖田 守君） 後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さん、もう1点ほどお伺いしますが、今既に高等学校のところにある嘉楽園ですね、これに町が今ようやく念願かなって便所をつくっていただきましたが、これの接続は大体いつごろになる計画でありますか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。（「供用開始できるかどうか」と呼ぶ者あり）

○環境生活課長（竹内 誠君） 津和野高校の前のところの工事が、25年度からの繰り越しの工事でございます、6月末を工期といたしまして、この管梁あるいはポンプの設置の工事がほぼ終わっております。で、近々その竣工検査を予定しておりますので、その検査が終わり次第、津和野高校のところに設置いたしました公衆トイレは供用開始ができるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第98号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第98号平成26年度後田地区外下水道管布設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第99号平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） この1点ほどお伺いしますが、この工事はまだ来年度まで続くわけですが、この道路が完成しましたら、この道路は永久的に置かれるのか、それとも国、県のほうは撤去せにやいけんようになるのか、仮設道でありますので、どのような計画になるのか、その点をお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 一応、仮設道ですので、原則的には現状に復するというのが基本ですけれども、一応そのまま置いておくという方針で、県とも協議をしてお

ります。それから、自然公園の関係もございますので、県の環境保全課のほうともその方向で話を進めております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第99号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第99号平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 請願第2号

○議長（沖田 守君） 日程第23、請願第2号道路改良工事に関する請願書についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成26年第4回定例会において本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第2項の規定により報告いたします。

受理番号第2号、付託年月日、平成26年6月20日。件名「道路改良工事に関する請願」。

審査の経過、審査年月日、平成26年6月20日金曜日。内容、机上審査及び現地調査。

出席者、総務経済常任委員会委員6名。紹介議員、後山幸次。総務経済常任委員と兼ねております。建設課長、田村津与志。

審査意見、町道丸山狐尾線は、国道9号線から県道萩津和野線を結ぶ横断道路であり、途中、山口線をまたぎ、SLの写真撮影ポイントである。SL運行時には、写真愛好家などの車両通行も多い。しかしながら、幅員が狭く、離合することも困難で、通行車両の安全を考えれば、退避所の設置、道路改良は必要と認めた。今年度は災害復旧工事が最優先されるため、来年度以降に予算確保がなされれば、早急に改良を行うべきである。

3、審査結果、本請願は、全員賛成で採択と決した。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 私も、再々通りますが、ちょっと大きい車と出会いますと、やはりどちらかが下がって離合場所に行くこととなりますので、ぜひともこの案に賛成いたします。

○議長（沖田 守君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

11番板垣敬司議員が退席中であります。ただいまの出席議員は11名。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、請願第2号道路改良工事に関する請願書についてについては、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第24. 請願第3号

○議長（沖田 守君） 日程第24、請願第3号口屋橋下り方面バス停待合所の設置についての請願についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 平成26年第4回定例会において本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第2項の規定により報告します。

受理番号第3号、付託年月日、平成26年6月20日。「口屋橋下り方面バス停待合所の設置に関する請願」。

審査の経過、審査は2回行っております。

第1回、審査年月日、平成26年6月20日金曜日。内容、机上審査及び現地調査。出席者、総務経済常任委員会委員6名、つわの暮らし推進課長内藤雅義、主任主事山本淳。紹介議員、川田剛。

第2回。審査年月日、平成26年6月24日火曜日。内容、机上審査。出席者、総務経済常任委員会委員6名、議長。

審査意見、日原中学校PTAより要望のあった、左澄、滝元方面に帰る生徒が、バスが来るまで長時間待つ間の雨や雪をしのぐ待合所の必要性は十分に理解できる。口屋橋バス停の周辺の現地調査をしたところ、歩道の地下にケーブルが埋まっている可能性が高く、歩道の幅員は狭小であり、背面下には、農道、水路、畑があり、高さも2メートル程度しかなく、設置に関しては工法的に困難を伴うと予想される。しかし、可能性が全くないとは思われない。国土交通省、石見交通、水利組合、地元自治会、土地所有者としっかり協議の上、また、他地区のバス停の設置状況とあわせ、設置に向けて進めていくべきである。

審査結果、本請願は全員賛成で採択と決した。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、請願第3号口屋橋下り方面バス停待合所の設置についての請願については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第25. 請願第4号

○議長（沖田 守君） 日程第25、請願第4号「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願についてを議題といたします。総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 平成26年第4回定例会初日に本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第2項の規定により報告します。

受理番号第4号、付託年月日、平成26年6月20日。件名「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」。

審査の経過、審査年月日、平成26年6月24日火曜日。内容、机上審査。出席者、総務経済常任委員会委員6名、議長。紹介議員、寺戸昌子。

審査意見、戦後の日本は、日米安保条約によりアメリカの軍事力に守られてきた。しかし、近年、中国の影響力の増大やアメリカの影響力の減少、尖閣諸島をめぐる日中間の情勢の中、中国軍によるレーダー照射など緊迫した状況であり、日米間のより一層の協力など対応が必要と考えられる。しかしながら、現在のグローバルな世界情勢の中で、実際に中国が戦争をしかけてくることは考えにくいと思われる。閣議決定により憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認することは、拡大解釈によって歯どめがきかなくなるおそれがある。戦後69年間、戦争がなく安心して暮らすことができたのは、憲法に守られているからである。現在の早急すぎる動きには懸念があり、十分に国民的議論を尽くすべきと考える。

審査結果、本請願は賛成多数で採択と決した。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告について質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 審査意見の内容と請願項目と整合性がちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、集団的自衛権に関してでありますので、中国軍のレーダー照射っていうのは基本的には個別的自衛権で対応する問題だと思いますが、集団的自衛権についてどのような議論があったのかが、まず第1点であります。続きまして、日本国憲法第9条を守るという請願でありますので、これもそういった内容、戦争がなく安心して暮らすことができたのは憲法に守られているからであるということではありますが、憲法9条といえども、交戦権は武力によるものは認められていないかもしれませんが、第2条において、その目的を、その9条は全ての武力を認めていないというわけではないと思うんですけども、その点についての議論があったのか、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） ただいまありました中国軍によるレーザー照射等、これは個別的自衛権ではないかということではありますが、このレーザー照射等が日本の自衛隊の戦闘機についてではありますけれども、同じように米国の艦隊や戦闘機等がそのような同じような状況になった場合という、そのようなことも意見の中ではありませんでした。

もう1点のことではありますが、戦後69年間、戦争がなく安心して暮らすことができたのは、憲法に守られているからであるという、そういうことをあつた背景としましては、この請願の趣旨の中で、憲法9条の歯どめがかかっていたという、そのために日本が他国と戦争することはなかったという、その請願趣旨に基づき、委員の発言があつたものであります。よって、この審査意見は、委員の意見を集約してそして審査意

見といたしましたものでありますために、このことについて記載をさせていただいたこととあります。これはどこまでも請願の趣旨に基づいた委員の意見によるものであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので討論を終結します。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、請願第4号「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第26. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第26、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第27. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第27、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。文教民生常任委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第28. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員会委員長からお手元に配付しました所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決しました。

先ほど、「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願が採択されました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。

つきましては発議第2号「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第2号としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。日程の追加をお願いします。

ここで、後ろの時計で11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1. 発議第2号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、発議第2号「海外で戦争する国」による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）の提出についてを議題とします。本意見書につきましてはお手元に配付のとおりであります。提出議員の趣旨説明を求めます。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の趣旨説明をします。

安倍内閣は、これまでの内閣が集団的自衛権の行使はできないとしてきた憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使は認められるものだとしようとしています。

戦後69年間、日本は海外で武力行使をしてはならないという、憲法9条の歯どめを守ってきました。そのため、戦後日本は他国と戦争をすることは一度もなく、戦争により他国の人を殺したり他国の人に殺されるということもありませんでした。アフガンやイラクの戦争で自衛隊が派兵されましたが、アメリカ軍と一緒に武力行使をするという事態は避けられました。

日本が軍事力を持たないことで、世界では特別な信頼を得ています。国際ボランティアセンターの谷山博史さんは、「中立を保ち、紛争のどちらにもつかないことが地元で信頼されている。地元で溶け込み、地元で守ってもらっている。これがNGOの基本です。軍隊に守ってもらうことは危険な状態を招く」と話しています。

集団的自衛権とは軍事力を持つということです。世界での信頼は失われてしまいます。集団的自衛権とは日本への武力行使がなくても、他国と一緒に日本が戦争に加わるということです。

この集団的自衛権の行使を認めるということは、憲法に定められた戦争の放棄を根底から覆すものです。一内閣の判断で、憲法の大原則を根本から変えてしまうことは許されないことです。

国民的な議論もないまま閣議決定を急ぐことは国民を無視する行為です。国民に主権がある日本では許されないことです。憲法を変えることができるのは国民だけです。内閣ではありません。国民の承認なくして一内閣の判断で勝手に憲法解釈を変えることは立憲主義の否定です。

既に102の市町村議会が集団的自衛権の行使容認に反対しています。当議会でも意見書を提出していただくよう求めます。以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって発議第2号「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出については原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出いたします。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成26年第4回津和野町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員